

第2次雲仙市環境基本計画

ゼロカーボンが実現し、
豊かな自然に囲まれ、
真に安心して快適な環境で過ごせるまち



令和7年3月
雲仙市



ごあいさつ

本市では、平成 24 年に「雲仙市環境都市宣言」を行い、また、平成 27 年には「雲仙市環境基本計画」を策定し、「自然との共生」と「環境にやさしいくらしとまち」を基本方針として、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

それから 10 年が経過する中で、環境行政を取り巻く状況は大きく変化し、気候変動・地球温暖化問題、生物多様性の保全、食品ロス、海洋プラスチックごみ問題などさまざまな課題に直面しています。さらに、国際的には SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みが進められています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、環境負荷の低減に向けた取り組みを一層推進し、令和 5 年 2 月には、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言し、再生可能エネルギーの最大限活用や省エネルギー活動を、市民・事業者・行政が一体となった「オール雲仙」の体制で進めることを表明しました。

このたび策定した「第 2 次雲仙市環境基本計画」では、目指すべき環境像として「ゼロカーボンが実現し、豊かな自然に囲まれ、真に安心して快適な環境で過ごせるまち」を掲げており、社会情勢の変化や本市の環境課題を踏まえるとともに、市民の皆様方の声をしっかり受け止めながら、確実に推進し、本市が誇る豊かな自然を未来へ引き継いでまいります。

市民・事業者の皆様には、日常生活・事業活動の中でそれぞれの役割を認識し、ごみの分別・削減をはじめとした、環境に配慮した行動をとっていただき、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただいた雲仙市環境保全審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださった市民・事業者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

雲 仙 市 長

金澤 秀三郎



第2次雲仙市環境基本計画

令和7年3月

雲仙市

【目次】

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け	4
3 対象とする範囲及び環境要素	5
4 計画の期間	5
第2章 雲仙市の環境の現状	7
1 雲仙市の概況	8
2 自然環境に係る現状	13
3 生活環境に係る状況	21
4 快適環境に係る状況	29
5 地球環境に係る状況	35
第3章 雲仙市の環境課題	39
1 自然環境に係る課題	40
2 生活環境に係る課題	41
3 快適環境に係る課題	42
4 地球環境に係る課題	43
第4章 雲仙市が目指す環境像と計画の体系	45
1 雲仙市が目指す環境像	46
2 目指す環境像を実現するための計画の体系	47
第5章 目指す環境像を実現するための取り組み	49
1 恵み豊かな自然環境を保全しよう	50
2 良好な生活環境を維持しよう	55
3 快適な生活空間を創出しよう	61
4 脱炭素を実現しよう	67
5 人と人とのつながりで環境像を実現しよう	74
第6章 リーディングプロジェクト	77
1 リーディングプロジェクトの設定の考え方	78
2 リーディングプロジェクトの設定	78
第7章 計画の進行管理	81
1 計画の進行管理	82
2 計画の推進体制	84
資料編	85
資料1 計画策定の経緯	86
資料2 諮問書	87
資料3 答申書	88
資料4 雲仙市環境保全審議会委員名簿	89
資料5 アンケート調査結果（概要）	90
資料6 用語集	127

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

雲仙市は、平成17年10月に、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で、良好な環境の確保することを目的とした「雲仙市環境保全条例」を制定し、これに基づき、平成27年3月に雲仙市環境基本計画（目標年度：令和6年度）」（以下、第1次計画という）を策定し、令和3年3月に中間見直しを行いました。

第1次の計画では、全市民が環境問題に向き合い、地球温暖化※問題や廃棄物問題などの解決に向け取り組んでいく決意として、平成24年に制定した「雲仙市環境都市宣言」で示した「人と自然が共存する潤いのまち雲仙」を、第1次計画の雲仙市がめざす環境像に位置付け、市民・事業者・市の協働により、その実現に向けて取り組んできました。

この間、我が国の環境問題を取り巻く社会情勢は変化し続け、平成27年12月にはCOP21でパリ協定※が採択、平成28年11月に発効され、日本では、令和12（2030）年度の温室効果ガス※排出量を平成25（2013）年度比で46％削減することを目標として掲げるとともに、令和32（2050）年までに温室効果ガス※の排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラル※を目指すことを宣言しています。

この社会的な動きを鑑み、雲仙市でも、令和4年11月策定の「雲仙市脱炭素計画」、令和6年3月改定の「雲仙市地球温暖化対策実行計画※」に基づき、本市の特性を活かした取り組みを加速させるとともに、令和5年2月に2050年までに雲仙市における二酸化炭素※排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ※」の実現を表明し、市民・事業者・市が一体となり、地球温暖化問題に関心を高め、再生可能エネルギー※の導入や省エネルギー行動に取り組んでいます。

令和6年5月には、我が国の環境施策の大綱を定める第六次環境基本計画が閣議決定され、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指すことが位置付けられました。

一方、平成27年9月には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標であるSDGs※（Sustainable Development Goals）が国連サミットで採択され、我が国においても地方自治体を含む様々な事業体でSDGs※の目標に資する取り組みを推進しています。

こうした社会情勢やこれまでの雲仙市における環境課題への取り組みを踏まえ、今後の新たな10年間の環境への取り組みを定めた「第2次雲仙市環境基本計画」を策定しました。



雲仙の風景

※：本文中等に付記されている「※」の用語については、P127「資料 6 用語集」で用語解説を記載しています。

■雲仙市における環境に係る取り組みの経緯

制定・策定期期	内 容
平成 17 年 10 月	雲仙市環境保全条例の制定
平成 24 年 11 月	雲仙市環境都市宣言の表明
平成 27 年 3 月	(第 1 次) 雲仙市環境基本計画策定 -雲仙市地球温暖化対策実行計画※(区域施策編) を包括-
令和 3 年 3 月	(第 1 次) 雲仙市環境基本計画(中間見直し)
令和 4 年 11 月	雲仙市脱炭素計画策定
令和 5 年 2 月	雲仙市ゼロカーボンシティ※宣言の表明
令和 6 年 3 月	雲仙市地球温暖化対策実行計画※(区域施策編・事務事業編及び気候変動 適応計画※) 策定

■雲仙市環境都市宣言(平成 24 年制定)

雲仙市環境都市宣言

～人と自然が共存する
潤いのまち雲仙～

四季を肌で感じる雲仙岳と夕陽の映えるまち
温泉の湯けむりが立ちのぼる癒しのまち
有明海・橘湾の幸と恵み豊かな大地のまち

雲仙市は、日本で最初に指定された雲仙・天草国立公園を有する自然豊かなまちです。わたしたちの先人は、この恵まれた自然を守りその恩恵を受けながら、自然とともに生きてきました。わたしたちは、これからもずっと自然を守り育て、みんなで協力してかけがえのない雲仙市を未来の子どもたちに伝えることを宣言します。

- ・わたしたちは、環境の大切さを考え、学び、ともに行動します。
- ・わたしたちは、豊かな自然と歴史・文化に触れ、守り、未来の子どもたちに伝えます。
- ・わたしたちは、みんなの知恵と工夫で、物やエネルギーを大切にし、心豊かで幸せな生活をめざします。
- ・わたしたちは、訪れる人たちに感動と、くつろぎを与えるあたたかいまちをつくりまします。



■雲仙市ゼロカーボンシティ宣言(令和 5 年表明)

雲仙市ゼロカーボンシティ宣言書

近年、二酸化炭素をはじめとした「温室効果ガス」による地球温暖化が要因と考えられる異常気象によって、日本国内や世界各地で大規模災害が発生しています。雲仙市においては令和 3 年 8 月、人命が失われる甚大な土砂災害が発生しました。生命や暮らし、自然などに大きな影響を与える気候変動は、もはや遠い将来の問題ではなく、その対策は喫緊の課題となっています。

2015 年に合意されたパリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2° C より十分低く保ち、1.5° C に抑える努力をする」という目標が国際的に広く共有され、我が国は 2020 年 10 月、2050 年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。

本市は、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園及び島原半島国立公園に指定され、橘湾や有明海を望む美しい海岸線や、普賢岳、雲仙地獄といった雄大な自然環境を有するなど、全国屈指の豊かな自然に恵まれています。

「自然」「人」「地域や近隣」との“つながり”を育み、この素晴らしい自然の恵みを将来にわたって守り引き継いでいくことは、今の私たちに課せられた責務です。

雲仙市では、地球温暖化問題に対処すべく、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、再生可能エネルギーの最大限活用や省エネルギー活動などに、市民・事業者・行政の「オール雲仙」で取り組んでいくことを、本日ここに宣言します。

令和 5 年 2 月 22 日

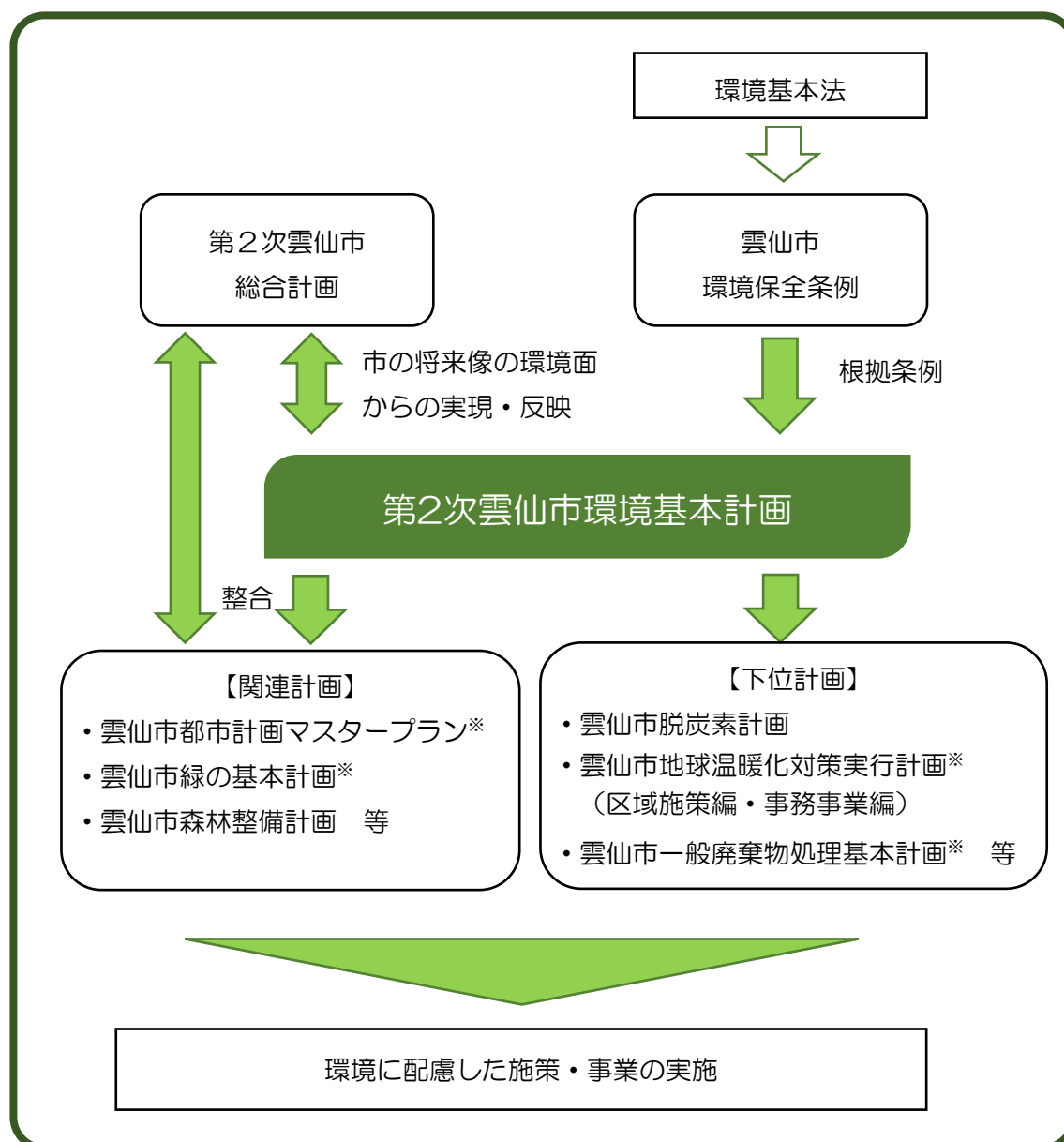
雲仙市長 金澤 秀三郎

2 計画の位置付け

本計画は、雲仙市環境保全条例第3条に基づき策定するものであり、上位計画である「第2次雲仙市総合計画」に掲げる市の将来像「“つながり”で創る賑わいと豊かさを実感できるまち」を環境面から実現し、本市の良好な環境を保全するため、総合的な施策を策定するものです。

計画に基づく取り組みは、市民、事業者、市のそれぞれの立場や役割で実施するものであり、三者協働で推進していくものとします。

■計画の位置付け



3 対象とする範囲及び環境要素

本計画は、雲仙市全域を対象とするものであり、以下に示す環境要素を対象とします。

■対象とする環境要素

環境要素	主な内容
生活環境	大気質、騒音、水質等
自然環境	地形、動植物、自然景観
快適環境	公園、緑地、歴史・文化、都市景観
地球環境	温室効果ガス※、エネルギー、ごみ

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とします。

なお、本計画は長期にわたる計画であるため、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行うものとします。

■計画の期間

年 度	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034
環境 基本 計画	第2次環境基本計画 10年間									
			中間見直しを実施						計画期間満了に伴う見直し	



雲仙温泉

第2章 雲仙市の環境の現状

1 雲仙市の概況

(1) 位置と沿革

雲仙市は、長崎県の南東部、島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置し、北に有明海、西に橘湾と2つの海に面しています。

市域は東西 17km、南北 24km、総面積 214.29km²であり、西は諫早市、東は島原市、南は南島原市にそれぞれ隣接しています。

平成 17 年 10 月 11 日に国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町の 7 町が合併し雲仙市となりました。

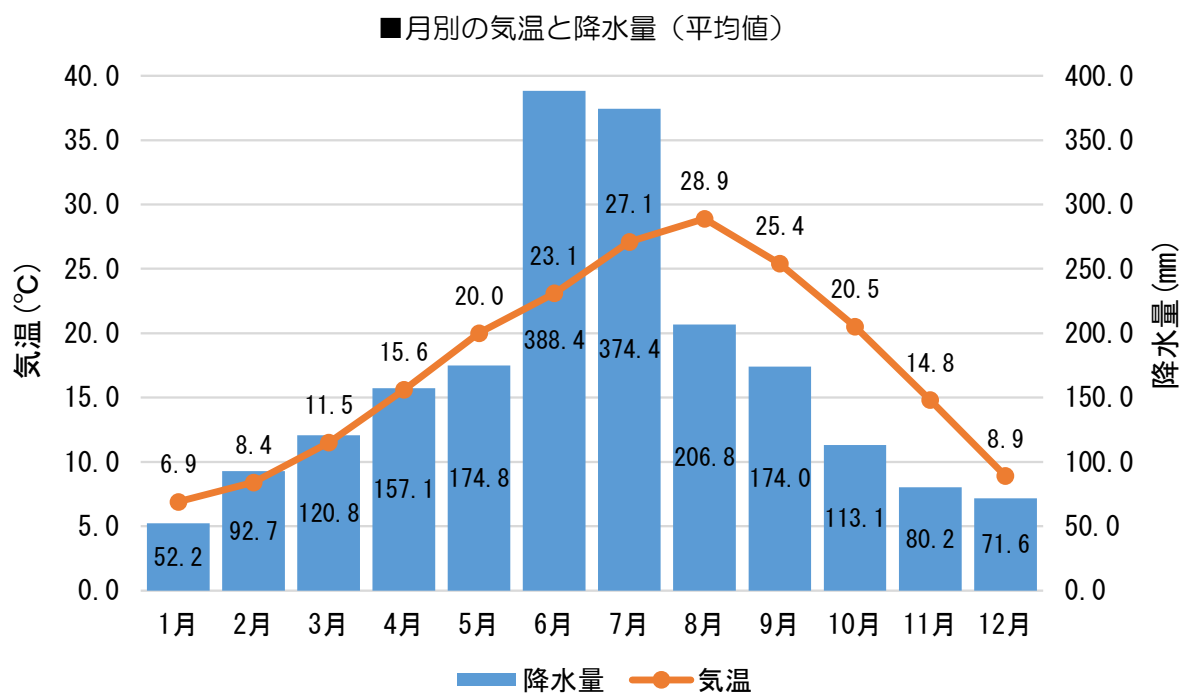
日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園の一角を占めていること、島原半島県立公園に指定されている他、貴重な地質資産である雲仙（日本地質百選）を有していることが特徴です。さらには日本で最初に「世界ジオパーク※」に認定された千々石断層を含む島原半島ジオパークが有名です。

■雲仙市の位置



(2) 気象

雲仙市の気候は、温暖多雨に恵まれていることが特徴です。平均値(平成3年～令和2年)は、気温が17.6℃で、最低気温は1月の6.9℃、最高気温は8月の28.9℃、日照時間は約2,920時間、降雨量は約2,000mmとなっています。



出典：長崎県農林技術開発センター業務報告(長崎県農林技術開発センター)

雲仙市の妙見岳では、冬に霧氷を見ることができます。霧氷は、霧など空気中の水分が風に吹かれ、氷の結晶として木の枝に付着する現象で、通称「花ぼうろ」と呼ばれています。水分、風、気温0度以下の3条件が揃うことで見ることができます。



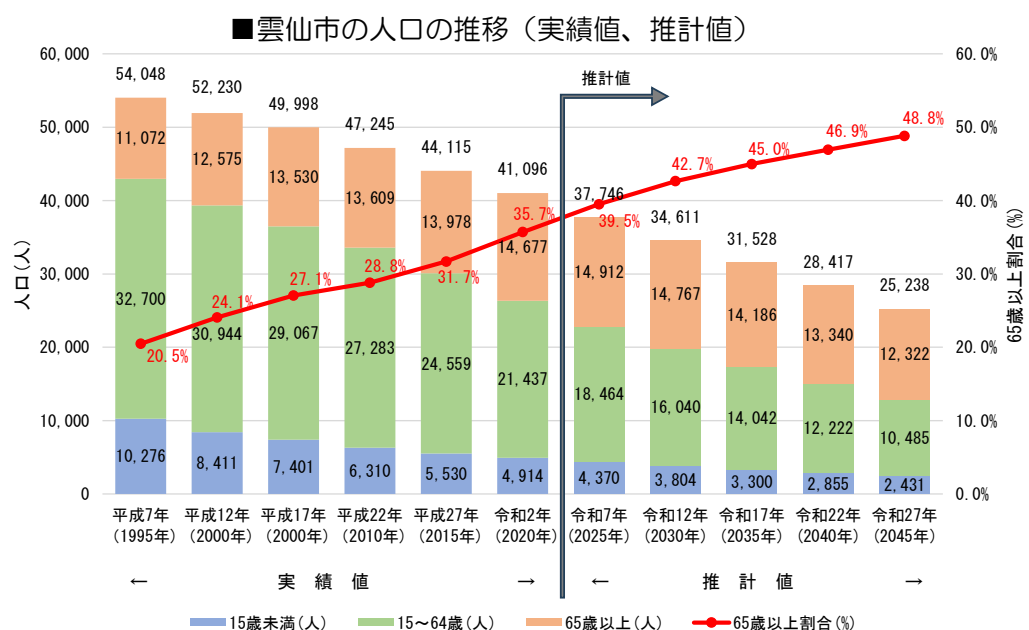
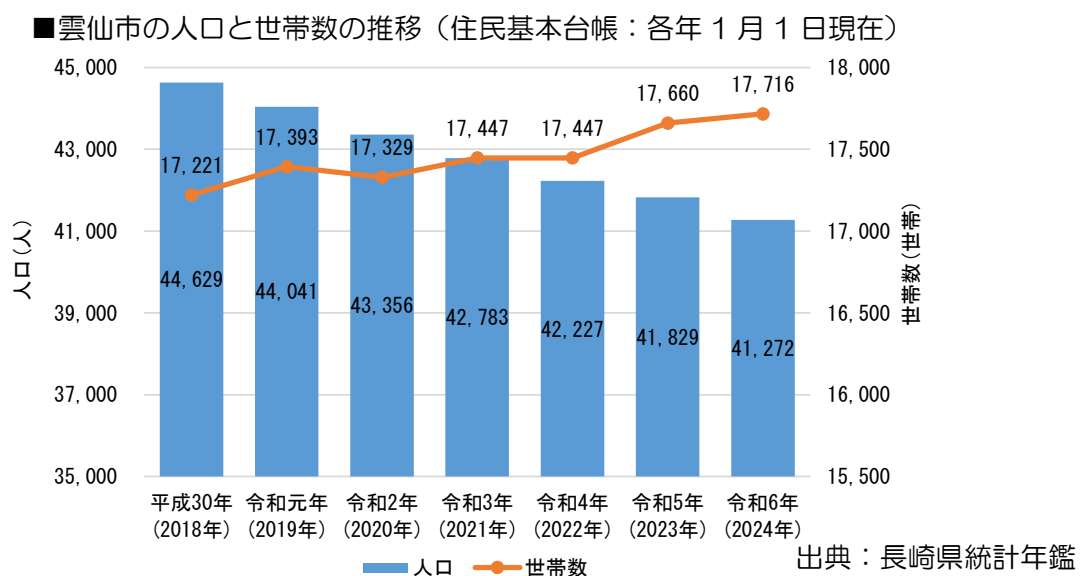
妙見岳の霧氷(花ぼうろ)

(3) 人口・世帯数

雲仙市の人口は令和 6 年の住民基本台帳人口で 41,272 人となっており、年々減少傾向を示しています。雲仙市の人口は長崎県内 21 市町中 7 番目の規模であり、長崎県全体の約 3%を占めています。国勢調査による 15 年前の合併時（平成 17 年：49,998 人）と直近（令和 2 年：41,096 人）の人口と比べると、8,902 人が減少（17.8%減少）しています。

一方、世帯数は増えていることから、核家族化が進んでいることがわかります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も人口の減少は続き、令和 27 年までに人口は約 40%減少するとともに、老年人口（65 歳以上）が約 50%まで増加し、少子・高齢化が進行すると予測されています。



(4) 産業

雲仙市の就業者数は令和2年で21,490人であり、5年前に比べ約7%減少しました。雲仙市では人口減少が続いていますが就業者数も同様に減少が続いています。

産業別就業者数の割合をみると、第1次産業22.2%(4,761人(5年前比2.3%減少))、第2次産業19.2%(4,116人(5年前比0.3%減少))、第3次産業56.4%(12,119人(5年前比2.4%増加))となっています。

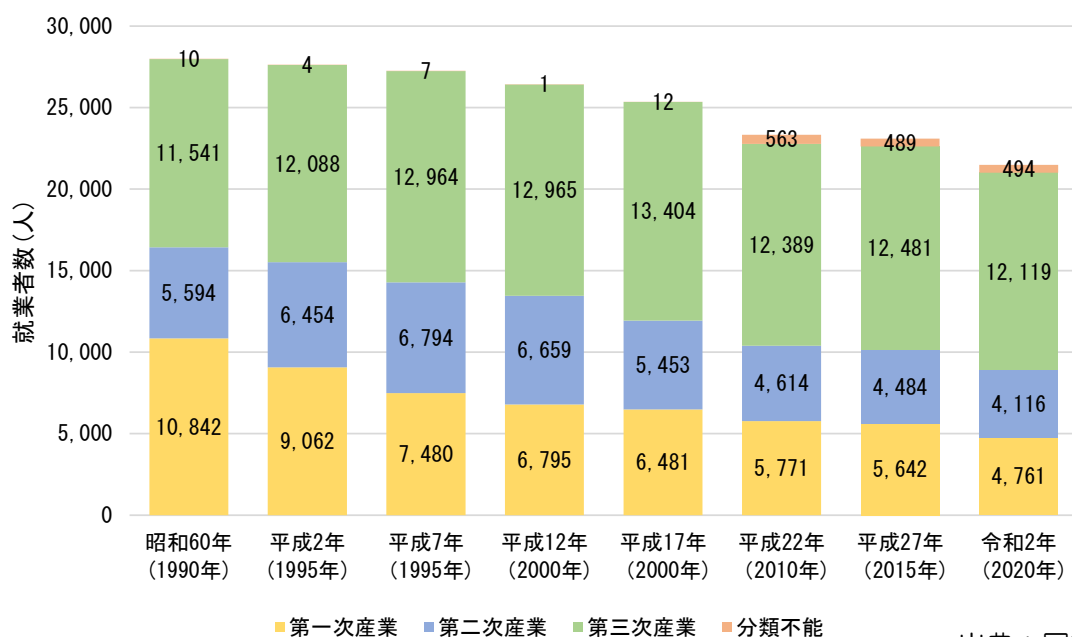
これまで同様、第3次産業が全体の半数以上を占めていますが、過去純増を続けていた第3次産業の就業者数が平成22年より減少に転じました。これは、第2次産業の減少率が高いことが影響しており、製造業等の産業基盤が脆弱であることが要因となっています。一方で、第1次産業の割合が県平均の3倍と高く、県下有数の農業地帯としての産業構造を有しており、重要な基幹産業となっています。

■雲仙市農林水産特産物分布図



出典：雲仙市農林水産業振興計画

■産業別就業者数の推移



出典：国勢調査

(5) 交通

雲仙市の主要道路は、島原半島を一周する国道 251 号、愛野から千々石、小浜、雲仙を経て島原市に至る国道 57 号、国見から雲仙を通り南島原市に至る国道 389 号、吾妻と諫早市を結ぶ諫早湾干拓堤防道路で構成されています。これらを県道や市道が補完し、さらには国道 251 号と並走する広域農道も地域の重要な道路となっています。

また、諫早 IC から南島原市間を結ぶ高規格道路※の整備が進められ、生活圏域である諫早市との時間短縮など交通体制の強化が図られています。

公共交通機関は、鉄道、路線バス、定期航路で構成されています。鉄道は、島原鉄道（株）により、諫早市の諫早駅と島原市の島原港駅までを結ぶ約 43km の区間が運行されています。

路線バスは、国道 57 号及び国道 251 号の大部分を島鉄バスが運行しており、一部を県営バスが運行しています。定期航路は国見町の多比良港と熊本県の長洲港がフェリーで結ばれており、産業・観光ルートとして重要な役割を担っています。

市内の乗合タクシー事業は、効率的な運行方法の見直しが行われ、令和 5 年 1 月より乗合送迎サービス「チョイソコうんぜん」に移行しました。旧乗合タクシーで運行していた路線の運行便数の確保とともに、オンデマンド型運行※を行い、利用者のニーズに応じた移動手段として運行しています。

西九州新幹線（武雄温泉～長崎間）が開業したことで、雲仙市の公共交通を取り巻く環境はさらに大きく変化していく可能性があります。

■交通網の概要



出典：雲仙市総合計画

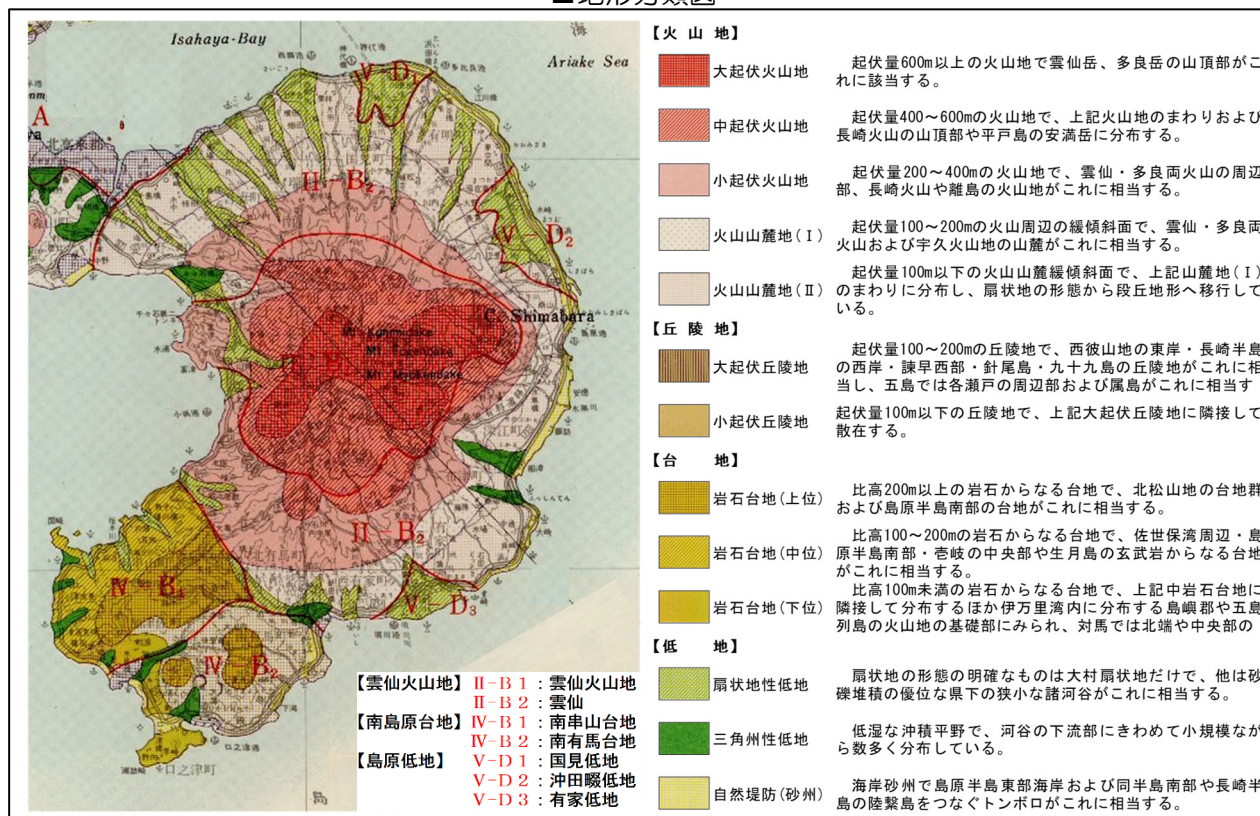
2 自然環境に係る現状

(1) 地形

雲仙市は、雲仙火山地の上に市域が形成されていることが大きな特徴です。雲仙市北部の地形は普賢岳の北麓にあたる緩やかな山麓となっており、火山地、火山山麓地の間に小河川沿いの扇状地性低地が形成されています。

南部の千々石地域、小浜地域は起伏火山地が海まで迫る急峻な地形をしています。千々石地区には、日本自然百選や白砂青松百選に選ばれた美しい海岸線があるとともに、ユネスコ世界ジオパーク※の見どころでもある千々石断層も確認できます。小浜地区は雲仙地獄と呼ばれる雲仙温泉が沸きだす観光名所にもなっています。

■地形分類図



出典：土地分類図（国土庁土地局）



千々石海岸



雲仙地獄

(2) 河川

雲仙市には、一級河川として本明川水系の河川が8河川、二級河川として19河川があります。これらの河川は、雲仙普賢岳の山腹から海岸部へ扇状地状に流れており、ほとんどは延長が短く急勾配の小河川となっています。

■雲仙市内の河川

一級河川

水系名	河川名	所在地	流域面積(km ²)	実測延長(km)
本明川	土井川	吾妻町	4.72	1.96
	田川原川	吾妻町	1.76	2.292
	山田川	吾妻町	5.26	5.561
	長谷川	吾妻町	2.48	2.105
	黒仁田川	吾妻町	1.82	0.723
	有明川	愛野町	9.9	4.794
	千鳥川	愛野町	5.51	3.919
	今木場川	愛野町	1.5	1.858

二級河川

水系名	河川名	所在地	流域面積(km ²)	実測延長(m)
神代川	神代川	国見町	15.31	4,341
	みのつる川	国見町	(3.94)	1,310
土黒川	土黒川	国見町	16.78	8,554
	土黒西川	国見町	(6.14)	3,170
栗谷川	栗谷川	国見町	5	4,477
多比良川	多比良川	国見町	2.6	3,800
倉地川	倉地川	国見町	2.5	3,212
	後牟田川	国見町	(0.05)	300
西郷川	西郷川	瑞穂町	13.34	7,634
船津川	船津川	瑞穂町	2.4	3,270
松江川	松江川	瑞穂町	2.7	3,900
権現川	権現川	瑞穂町	1.39	2,945
田内川	田内川	吾妻町	5	5,045
千々石川	千々石川	千々石町・小浜町	35.37	12,680
	上峯川	千々石町	(11.74)	1,898
	清水川	千々石町	(4.71)	1,950
境川	境川	小浜町	8.04	4,200
川内川	川内川	南串山町	3	2,000
小津波見川	小津波見川	南串山町	1.13	1,288

()：括弧内は内数

出典：雲仙市 WEB サイト



金浜眼鏡橋

(3) 植物

雲仙市には、国の天然記念物※に指定されている貴重な植物が生育する群落があります。

●原生沼沼野植物群落

原生沼は雲仙温泉街の一隅の、絹笠山の東麓にあり、面積約 1.2ha の小湿原です。湿原群落は大きくシカクイ群落、ハリミズゴケ群落、オオミズゴケ群落で構成されており、この順に乾燥化しています。一番乾いたところはウンゼンザサ群落となっています。

湿原全体には、ヨシ、ヒメゴウソ、カサスゲ、ススキが優勢となっています。

オオミズゴケ群落の中にはヒメミズゴケが混じるところがあり、乾燥の進んだところにはミヤマキリシマ、ウンゼンザサ、ウマスギゴケが生育しています。レンゲツツジやヤマドリゼンマイも生育しています。ここは北方系のカキツバタの九州で数少ない野生地で、ほとんどがハリミズゴケ群落の中に限られます。



原生沼沼野植物群落

●土黒川のオキチモズク発生地

土黒川は島原半島の北部で、雲仙の谷あいから流れ出て有明海に注ぐ川です。オキチモズクは、我が国特産の淡水産の紅藻類の一種で、その産地は極めて限られており、同箇所はその一つとして貴重なものとなっています。



土黒川のオキチモズク発生地

●野岳イヌツゲ群落

モチノキ科の常緑低木であるイヌツゲは、琉球列島を除くほぼ日本全域に分布しています。一般にイヌツゲは高さ 2m、幹径 cm の低木です。しかし、雲仙では巨木になっているものが見られます。特に野岳の山頂近くでは、高さ 6m、幹径 20cm に達する巨木が生育しており、珍しい群落となっています。イヌツゲの他に、ニシキウツギ、シロドウダン、ミヤマキリシマ、カナクギノキ、モミも生育しています。



野岳イヌツゲ群落

●地獄地帯シロドウダン群落

雲仙の温泉街には火山性ガスを噴出する硫気孔があり、一帯は「地獄」と呼ばれています。硫気孔の近くには、ツクシテンツキ、ススキ、ユオウゴケが生育し、少し離れたところにツツジ科が群生しています。そこにはミヤマキリシマ、ネジキ、ナツハゼ、シャシャンボなど亜硫酸ガスに強い他のツツジ科植物も生育しています。噴気に弱い植物は地獄地帯から姿を消し、シロドウダンに代表される抵抗性のある植物だけが生育していることが特徴となっています。



地獄地帯シロドウダン群落

●池ノ原ミヤマキリシマ群落

ミヤマキリシマは雲仙ではほぼ全域に生育しており、温泉街から普賢岳にかけて、5月中旬～下旬に咲き上っていきます。ミヤマキリシマは、九州の火山地帯（霧島、阿蘇、九重、雲仙）に生育する特有のツツジ科半常緑の低木です。池の原は海拔800mにあり、ミヤマキリシマが群生しています。花色は緋、朱、赤、紅と変化があり、美しい自然景観を織りなしています。



池ノ原ミヤマキリシマ群落

●普賢岳紅葉樹林

普賢岳は、雲仙の主峰で、一帯は原始性の高い落葉広葉樹林におおわれており、11月初旬の紅葉期に美観を呈します。この樹林にはニシキウツギ群落、ブナ群落、コハウチワカエデ群落が含まれています。このうちコハウチワカエデ群落が最も広い面積を占め、紅葉期に美しい姿を見せます。おもな樹種はコハウチワカエデ、コミネカエデ、ウリハダカエデ、アズキナシ、ナナカマド、カナクギノキ、アオハダ、ヤマボウシ、ツリバナなどです。各所にある安山岩の崖地の肩の部分には、常緑樹のヤマグルマが生育しています。



普賢岳紅葉樹林

雲仙お山の情報館によると、雲仙天草国立公園では以下のような植物が生育しています。貴重な植物としては、ウンゼンカンアオイ（環境省レッドリスト※：絶滅危惧Ⅱ類、長崎県レッドリスト※：絶滅危惧Ⅱ類）、ウンゼンマンネングサ（環境省レッドリスト※：絶滅危惧Ⅱ類、長崎県レッドリスト※：準絶滅危惧）などがあげられます。

■雲仙天草国立公園で生育する植物

目名	科名	種名
シキミ目	マツバサ科	シキミ
センリョウ目	センリョウ科	ヒトリシズカ
コショウ目	ウマノスズクサ科	ウンゼンカンアオイ
モクレン目	モクレン科	オオヤマレンゲ
クスノキ目	クスノキ科	アブラチャン
		クロモジ
		アオモジ
ユリ目	シュロソウ科	ツクシショウジョウバカマ
		ホノシュロソウ
	ユリ科	ウバユリ
		コオニユリ
		ヤマホトトギス
クサスギカズラ目	ラン科	ミヤマウスラ
		ネジメ
	ヒガンサ科	ヤマラッキョウ
イネ目	イネ科	ノガリヤス
キンボウケ目	ケシ科	ジロボウエンゴサク
		フウロケマン
	メギ科	メギ
	キンボウケ科	ウンゼントリカブト
		オオハシショウマ
		タカネハシショウマ
		センニンソウ
		シギンカラマツ
ユキノシタ目	ユキノシタ科	テリハアカショウマ
		ジンギソウ
		ダイモンジソウ
	ベンケイソウ科	ベンケイソウ
		ウンゼンマンネングサ
マメ目	マメ科	ネムノキ
		ノササゲ
		ヌスビトハギ
		コマツナギ
		ミヤコグサ
バラ目	バラ科	キンミズヒキ
		アズキナシ
		ツルキンバイ
		ワレモコウ
ニシキギ目	ニシキギ科	ツリハサ
		マユミ
		ウメハシソウ
キントラノオ目	スミレ科	エイザンスミレ
		タチツボスミレ
フウロソウ目	フウロソウ科	ゲンノショウコ
ムクロジ目	ミカン科	ミヤマシキミ
アブラナ目	アブラナ科	ユリウサビ
ナデシコ目	タデ科	ハレトラノオ
		イタドリ
		ミズヒキ
	ナデシコ科	ワチガイソウ
ミズキ目	ミズキ科	ヤマボウシ
	アジサイ科	クサアジサイ
		ノリウツギ
		ヤマアジサイ

目名	科名	種名
ツツジ目	ツリフネソウ科	ツリフネソウ
	ツツジ科	ナツツツジ
	ハイノキ科	タンナサワフタギ
		ハイノキ
		サワフタギ
	リョウブ科	リョウブ
	ツツジ科	ホツツジ
		シロドウダン
		ネジメ
		ギンリョウソウ
		ミツバツツジ
		ヒカゲツツジ
		ミヤマキリシマ
		シャシャンボ
リンドウ目	リンドウ科	リンドウ
		アケボノソウ
		センブリ
ムラサキ目	ムラサキ科	ヤマリソウ
シソ目	シソ科	ヤブムラサキ
		テンニンソウ
		ツクシミカエリソウ
		ヤマハッカ
		アキチヨウジ
		ウツボグサ
		アキノタムラソウ
		キハサアキギリ
		タツナミソウ
	ハマウツボ科	ナンバンギセル
モチノキ目	ハナイカダ科	ハナイカダ
	モチノキ科	イヌツゲ
キク目	キキョウ科	ソバサ
		サイヨウシャジン
		ホタルブクロ
		ツルニンジン
	キク科	アソノコギリソウ
		キッコウハゲマ
		ヤマジノギク
		ノコンギク
		ウンゼンアザミ
		ヤクシソウ
		ヒヨドリハサ
		ハンカイソウ
		メタカラコウ
		フクオウソウ
		ツクシコウモリ
		キオン
		アキノキリンソウ
セリ目	セリ科	シシウド
		ミヤマセントウソウ
マツムシソウ目	ガマズミ科	コシガマズミ
		オオカメノキ
		オトコヨウゾメ
		ヤブデマリ
	スイカズラ科	コツクハネウツギ
		ウグイスカグラ
		スイカズラ
		オミナエシ
		オトコエシ

出典：雲仙お山の情報館 WEB サイトより編集

(4) 動物

雲仙お山の情報館によると、雲仙天草国立公園では以下のような鳥類が生育しています。貴重な鳥類としては、サシバ（環境省レッドリスト※：絶滅危惧Ⅱ類、長崎県レッドリスト※：絶滅危惧Ⅱ類）やミサゴ（環境省レッドリスト※：準絶滅危惧、長崎県レッドリスト※：準絶滅危惧）、キクイタダキ（長崎県レッドリスト※：絶滅危惧ⅠＢ類）などがあげられます。

■雲仙天草国立公園で生息する鳥類

目名	科名	種名	目名	科名	種名
キジ目	キジ科	コジュケイ	スズメ目	エナガ科	エナガ
		ヤマドリ		ムシクイ科	センダイムシクイ
		キジ		チメドリ科	ソウシチョウ
カモ目	カモ科	オンドリ		メジロ科	メジロ
		マガモ		セッカ科	セッカ
		カルガモ		レンジャク科	ヒレンジャク
		コガモ		ミンサザイ科	ミンサザイ
		ホシバジロ		ヒタキ科	トラツグミ
		キンクロハジロ			クロツグミ
		ハト目			ハト科
ペリカン目	サギ科	アオサギ			アカハラ
ツル目	クイナ科	オオバン			ツグミ
カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス		ルリビタキ	
		ツツドリ		ジョウビタキ	
		カッコウ		キビタキ	
タカ目	ミサゴ科	ミサゴ		オオルリ	
	タカ科	トビ		セキレイ科	キセキレイ
		サシバ			ハクセキレイ
フクロウ目	フクロウ科	フクロウ			ビンズイ
ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ		アトリ科	アトリ
キツツキ目	キツツキ科	コゲラ			カワラヒワ
		アオゲラ			マヒワ
スズメ目	モズ科	モズ			ハギマシコ
	カラス科	カケス			ベニマシコ
	キクイタダキ科	キクイタダキ			ウソ
	シジュウカラ科	ヤマガラ	シメ		
		シジュウカラ	イカル		
	ヒバリ科	ヒバリ	ホオジロ科	ホオジロ	
	ツバメ科	ツバメ		カシラダカ	
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ		ミヤマホオジロ	
	ウグイス科	ウグイス		アオジ	
		ヤブサメ		クロジ	

出典：雲仙お山の情報館 WEB サイトより編集

雲仙お山の情報館によると、雲仙天草国立公園では以下のような昆虫類が生育しています。貴重な昆虫類としては、ハルゼミ（長崎県レッドリスト※：絶滅危惧ⅠＢ類）、ウラギンヒョウモン（長崎県レッドリスト※：絶滅危惧Ⅱ類）、ジャノメチョウ（長崎県レッドリスト※：絶滅危惧Ⅱ類）などがあげられます。

■雲仙天草国立公園で生息する昆虫類

目名	科名	種名	目名	科名	種名	
トンボ目 (蜻蛉目)	イトトンボ科	アジアイトトンボ	チョウ目 (蝶翅目)	タテハチョウ科	ミドリヒョウモン	
		アオモンイトトンボ			ツマグロヒョウモン	
		クロイトトンボ			イシガケチョウ	
	モノサシトンボ科	モノサシトンボ			ウラギンヒョウモン	
	カワトンボ科	ハグロトンボ			ルリタテハ本土亜種	
		アサヒナカワトンボ			クロヒカゲ本土亜種	
	ヤンマ科	ギンヤンマ			テングチョウ	
	オニヤンマ科	オニヤンマ			イチモンジチョウ	
	トンボ科	シオカラトンボ			ジャノメチョウ	
		シオヤトンボ			サトキマダラヒカゲ	
		オオシオカラトンボ			コムシジ	
		コシアキトンボ			アサギマダラ	
		コノシメトンボ			アカタテハ	
		ナツアカネ		アゲハチョウ科	アオスジアゲハ	
		リスアカネ			カラスアゲハ本土亜種	
		ネキトンボ			モンキアゲハ	
バッタ目 (直翅目)		コオロギ科			ハネナシコオロギ	キアゲハ
					カマドコオロギ	ナガサキアゲハ
カメムシ目 (半翅目)	セミ科	クマゼミ		クロアゲハ本土亜種		
		アブラゼミ		アゲハ		
		ミンミンゼミ	シロチョウ科	モンキチョウ		
		ツクツクボウシ		キチョウ		
		ニイニイゼミ		スジグロシロチョウ		
		ヒグラシ		モンシロチョウ		
		ハルゼミ	コウチュウ目 (鞘翅目)	ハンミョウ科	ニワハンミョウ	
		エゾハルゼミ			ナミハンミョウ	
チョウ目 (蝶翅目)	セセリチョウ科	イチモンジセセリ		クワガタムシ科	コクワガタ	
		チャバネセセリ			ミヤマクワガタ	
		キマダラセセリ			ノコギリクワガタ	
	ジジミチョウ科	ルリジジミ	カミキリムシ科	ゴマダラカミキリ		
		ウラギンジジミ				
		ベニジジミ				
		サツマジジミ				
		ヤマトジジミ本土亜種				

出典：雲仙お山の情報館 WEB サイトより編集

(5) 特定外来生物

我が国では、特定外来生物※による生態系※、人の生命・身体、農林水産業に関わる被害を防止するため、外来生物法（平成 16 年法律第 78 号）が施行されており、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野に放つことが原則として禁止されています。

特定外来生物※とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系※、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されています。

雲仙市では「アライグマ」や「ウシガエル」をはじめとした 13 種（動物 9 種、植物 4 種）の特定外来生物※が確認されています。なお、平成 30 年にセアカゴケグモ、令和元年にカミツキガメが確認されていますが、駆除済みで以降確認はありません。

■雲仙市で確認された特定外来生物

分類	科名	種名
哺乳類	アライグマ科	アライグマ
鳥類	チメドリ科	ガビチョウ
		ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ科	カミツキガメ
両生類	アカガエル科	ウシガエル
魚類	サンフィッシュ科	ブルーギル
		コクチバス
		オオクチバス
	カダヤシ科	カダヤシ
植物	ウリ科	アレチウリ
	キク科	オオキンケイギク
		ナルトサワギク
	サトイモ科	ボタンウキクサ（ウォーターレタス）

出典：長崎県外来種リスト

3 生活環境に係る状況

(1) 大気質

雲仙市には小浜に一般環境大気測定局（長崎県設置）があり、二酸化硫黄※（SO₂）、浮遊粒子状物質※（SPM）、二酸化窒素※（NO₂）、光化学オキシダント※（O_x）、微小粒子状物質※（PM2.5）が測定されています。

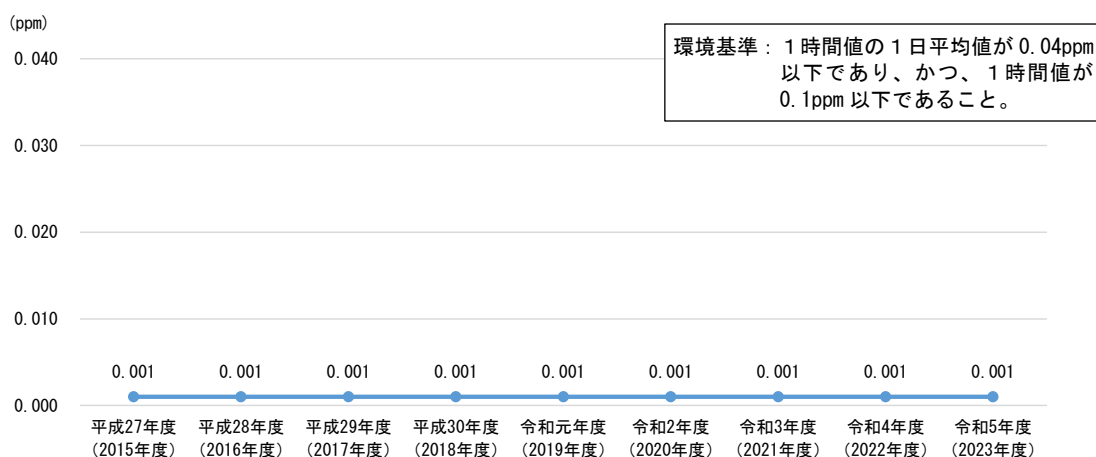
二酸化硫黄※、浮遊粒子状物質※、二酸化窒素※は安定して低い水準で推移しており、平成27年度から令和5年度まで毎年環境基準※を達成しています。

光化学オキシダント※については、平成27年度から令和5年度まで一度も環境基準※を達成できていない状況となっています。微小粒子状物質※も、令和3年度を除き、わずかに環境基準※を超えています。

■二酸化硫黄の測定結果

測定局	調査年	年平均値	短期的評価			長期的評価		
			1時間値が 0.1ppmを超えた 時間数と割合		評価	日平均値が 0.04ppmを超えた 日数と割合		評価
			(時間)	(%)		(日)	(%)	
小浜	平成27年度 (2015年度)	0.001	0	0.0	○	0	0.0	○
	平成28年度 (2016年度)	0.001	0	0.0	○	0	0.0	○
	平成29年度 (2017年度)	0.001	0	0.0	○	0	0.0	○
	平成30年度 (2018年度)	0.001	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和元年度 (2019年度)	0.001	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和2年度 (2020年度)	0.001	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和3年度 (2021年度)	0.001	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和4年度 (2022年度)	0.001	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和5年度 (2023年度)	0.001	0	0.0	○	0	0.0	○

■二酸化硫黄の年平均値の推移

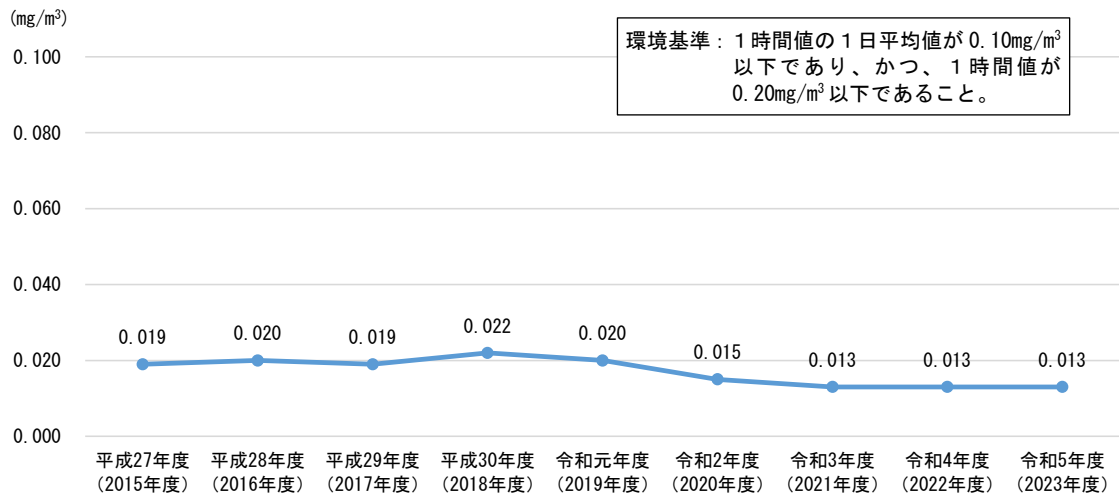


出典：大気環境調査結果（長崎県）

■浮遊粒子状物質の測定結果

測定局	調査年	年平均値	短期的評価			長期的評価		
			1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数と割合		評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数と割合		評価
		(mg/m ³)	(時間)	(%)		(日)	(%)	
小浜	平成27年度 (2015年度)	0.019	0	0.0	○	0	0.0	○
	平成28年度 (2016年度)	0.020	0	0.0	○	0	0.0	○
	平成29年度 (2017年度)	0.019	0	0.0	○	0	0.0	○
	平成30年度 (2018年度)	0.022	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和元年度 (2019年度)	0.020	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和2年度 (2020年度)	0.015	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和3年度 (2021年度)	0.013	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和4年度 (2022年度)	0.013	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和5年度 (2023年度)	0.013	0	0.0	○	0	0.0	○

■浮遊粒子状物質の年平均値の推移

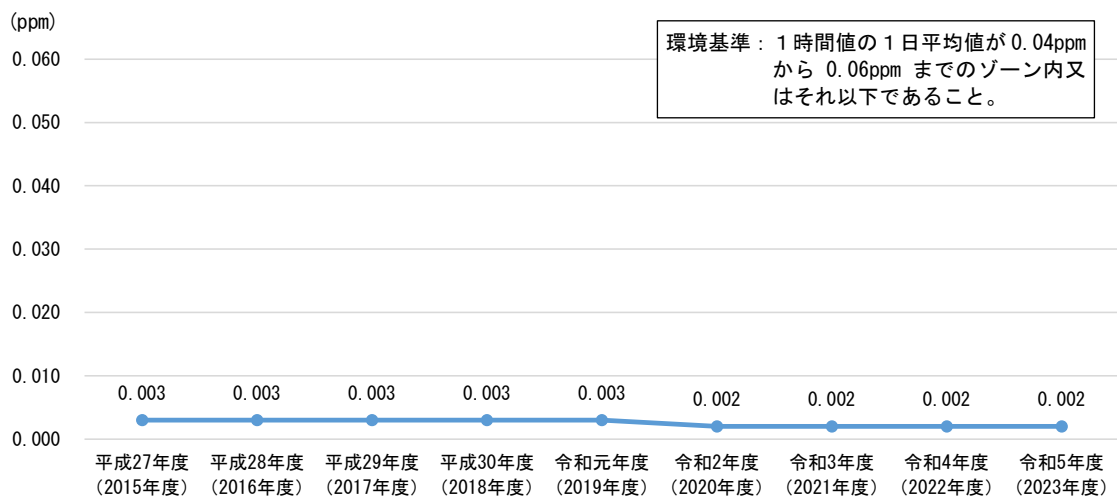


出典：大気環境調査結果（長崎県）

■二酸化窒素の測定結果

測定局	調査年	年平均値	短期的評価			長期的評価		
			1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数と割合		評価	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数と割合		評価
		(ppm)	(時間)	(%)		(日)	(%)	
小浜	平成27年度 (2015年度)	0.003	0	0.0	○	0	0.0	○
	平成28年度 (2016年度)	0.003	0	0.0	○	0	0.0	○
	平成29年度 (2017年度)	0.003	0	0.0	○	0	0.0	○
	平成30年度 (2018年度)	0.003	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和元年度 (2019年度)	0.003	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和2年度 (2020年度)	0.002	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和3年度 (2021年度)	0.002	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和4年度 (2022年度)	0.002	0	0.0	○	0	0.0	○
	令和5年度 (2023年度)	0.002	0	0.0	○	0	0.0	○

■二酸化窒素の年平均値の推移

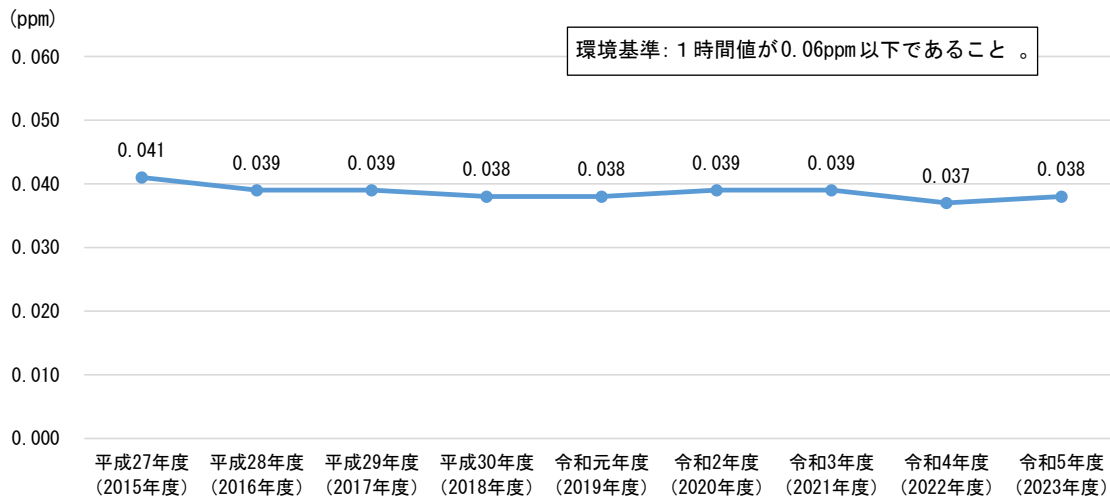


出典：大気環境調査結果（長崎県）

■光化学オキシダントの測定結果

測定局	調査年	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数と時間数		評価
		(ppm)	(日)	(時間)	
小浜	平成 27 年度 (2015 年度)	0.041	109	600	×
	平成 28 年度 (2016 年度)	0.039	91	463	×
	平成 29 年度 (2017 年度)	0.039	84	573	×
	平成 30 年度 (2018 年度)	0.038	79	447	×
	令和元年度 (2019 年度)	0.038	81	440	×
	令和 2 年度 (2020 年度)	0.039	74	411	×
	令和 3 年度 (2021 年度)	0.039	81	426	×
	令和 4 年度 (2022 年度)	0.037	62	295	×
	令和 5 年度 (2023 年度)	0.038	67	324	×

■光化学オキシダントの年平均値の推移

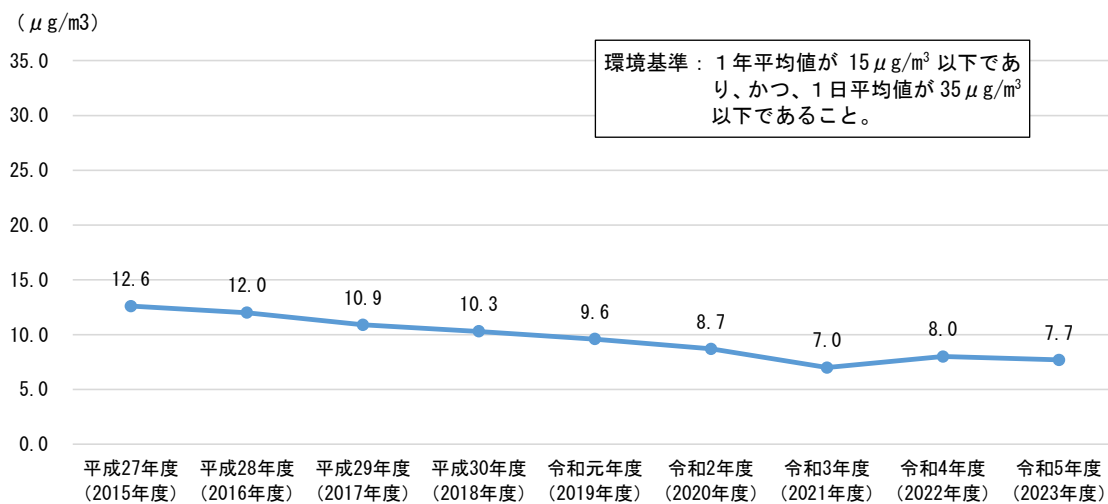


出典：大気環境調査結果（長崎県）

■微小粒子状物質の測定結果

測定局	調査年	年平均値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数と割合		評価
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	
小浜	平成 27 年度 (2015 年度)	12.6	1	0.3	×
	平成 28 年度 (2016 年度)	12.0	2	0.6	×
	平成 29 年度 (2017 年度)	10.9	1	0.3	×
	平成 30 年度 (2018 年度)	10.3	2	0.6	×
	令和元年度 (2019 年度)	9.6	1	0.3	×
	令和 2 年度 (2020 年度)	8.7	3	0.8	×
	令和 3 年度 (2021 年度)	7.0	0	0.0	○
	令和 4 年度 (2022 年度)	8.0	1	0.3	×
	令和 5 年度 (2023 年度)	7.7	1	0.3	×

■微小粒子状物質の年平均値の推移



出典：大気環境調査結果（長崎県）

(2) 水質

雲仙市内の河川（千々石川、神代川、土黒川）および近隣の海域（橘湾、有明海）では、長崎県により水質調査が行われています。

河川における水質汚濁の主要な指標となるBOD※（生物化学的酸素要求量）、海域のCOD※（化学的酸素要求量）は、いずれも平成27年度から令和4年度まで環境基準※を達成しています。

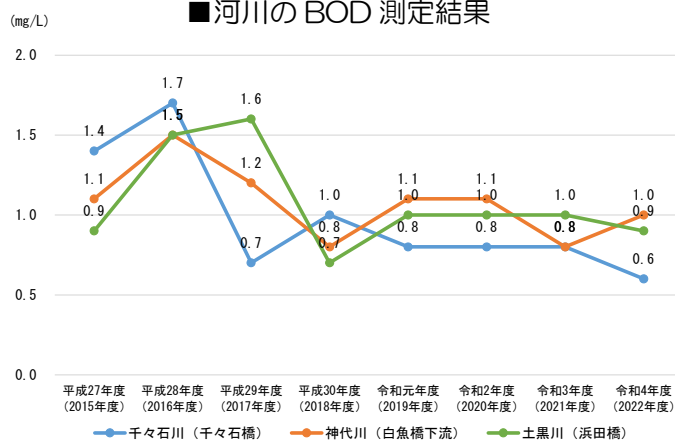
■河川のBOD測定結果

水域名	調査地点	類型	環境基準 (mg/L)	BOD (mg/L)							
				平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
千々石川	千々石橋	A	2.0	1.4	1.7	0.7	1.0	0.8	0.8	0.8	0.6
神代川	白魚橋下流	A	2.0	1.1	1.5	1.2	0.8	1.1	1.1	0.8	1.0
土黒川	浜田橋	B	3.0	0.9	1.5	1.6	0.7	1.0	1.0	1.0	0.9

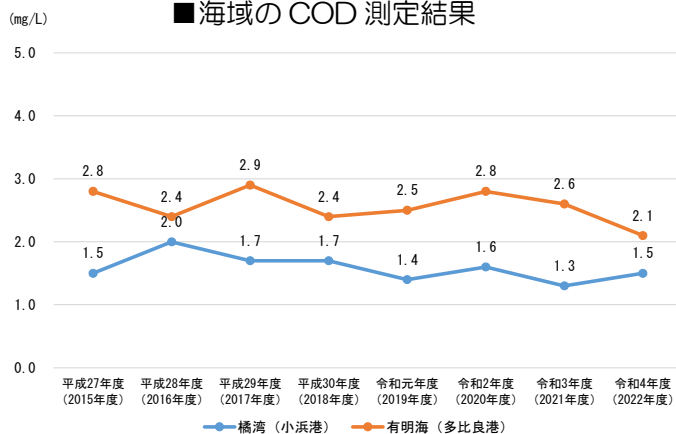
■海域のCOD測定結果

水域名	調査地点	類型	環境基準 (mg/L)	COD (mg/L)							
				平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
橘湾	小浜港	A	2.0	1.5	2.0	1.7	1.7	1.4	1.6	1.3	1.5
有明海 (13)	多比良港	C	8.0	2.8	2.4	2.9	2.4	2.5	2.8	2.6	2.1

■河川のBOD測定結果



■海域のCOD測定結果



出典：公共用水域及び地下水の水質測定結果

(3) 騒音

雲仙市内の主要な幹線道路では、道路交通騒音調査が行われています。平成 27 年度～令和 4 年度の調査結果は、ほとんどの地点において環境基準※を達成していますが、平成 27 年度の国道 251 号（測定地点：吾妻町古城名）、平成 30 年度の国道 57 号（測定地点：千々石町戊）は昼間において環境基準※をわずかに超えています。

■道路交通騒音（要請限度※関係）の測定結果

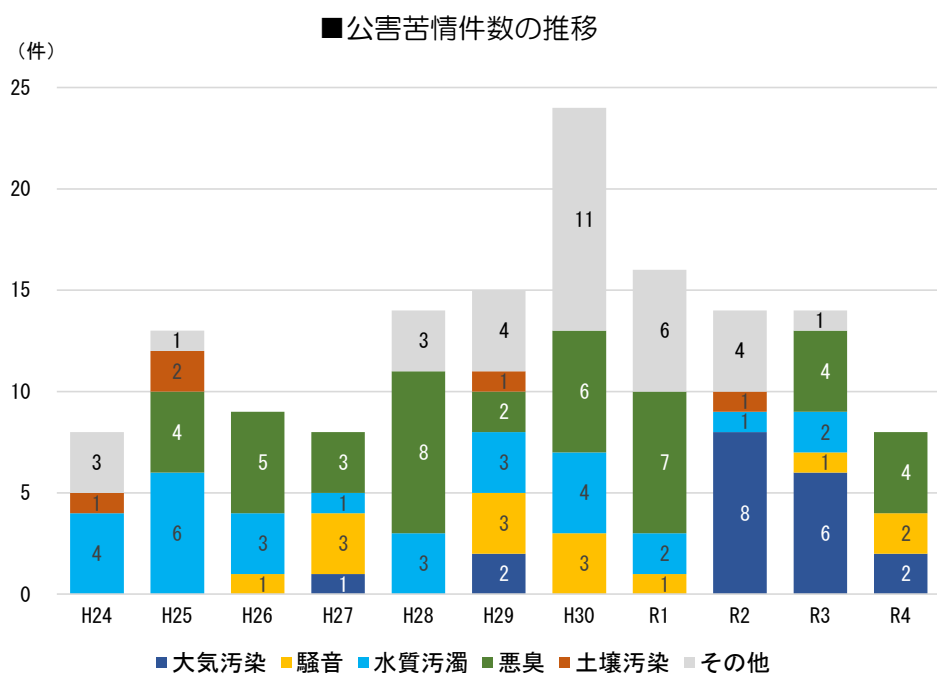
調査年	測定地点	道路名	騒音レベル (dB)		環境基準 (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
平成 27 年度 (2015 年度)	吾妻町古城名	国道 251 号	71	69	70	65
平成 28 年度 (2016 年度)	国見町土黒甲	国道 251 号	67	60		
平成 29 年度 (2017 年度)	小浜町南本町	国道 251 号	65	57		
	小浜町北本町	国道 57 号	69	62		
平成 30 年度 (2018 年度)	千々石町戊	国道 57 号	72	64		
令和元年度 (2019 年度)	愛野町乙	国道 57 号	67	60		
令和 2 年度 (2020 年度)	吾妻町田之平名	国道 251 号	70	64		
令和 3 年度 (2021 年度)	国見町土黒甲	国道 251 号	70	61		
令和 4 年度 (2022 年度)	小浜町北木指	国道 251 号	69	61		
	小浜町北野	国道 57 号	68	60		

出典：環境騒音及び交通騒音・振動調査結果

(4) 公害苦情

雲仙市に寄せられた公害苦情は、令和4年度で8件となっており、H28以降で最も少ない届け出となっています。

例年は大気、水質、騒音、悪臭に係る苦情がありますが、令和4年度は大気、騒音、悪臭のみとなっています。振動、地盤沈下については平成24年度以降の苦情はありません。



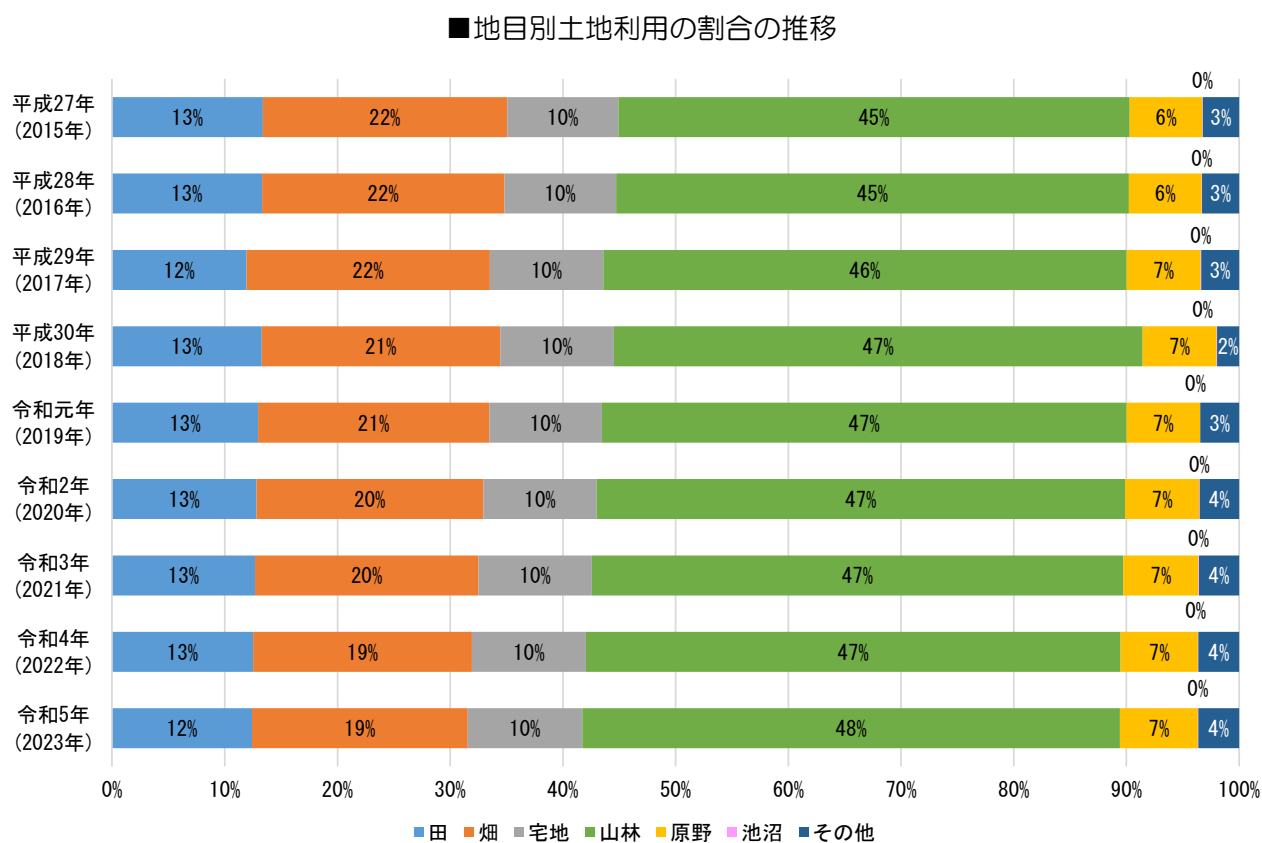
出典：長崎県統計年鑑

4 快適環境に係る状況

(1) 土地利用

雲仙市の地目別土地利用面積の構成比は、令和 5 年では山林が 48%と最も多く、次いで畑が 19%、田が 12%、宅地が 10%となっています。

平成 27 年と比較しても大きな土地利用の変化はありません。



出典：長崎県統計年鑑

(2) 都市景観

風致地区※は、都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区の一つであり、都市計画区域※内の自然的環境を主体とした都市景観を維持するために定めるものです。

風致地区※内では、自然的環境をできるだけ保全し、良好な居住環境を維持するため、一定の行為が制限されます。

雲仙市では、小浜都市計画区域※で3地区、千々石都市計画区域※で4地区の風致地区※を定めています。

■風致地区の指定状況

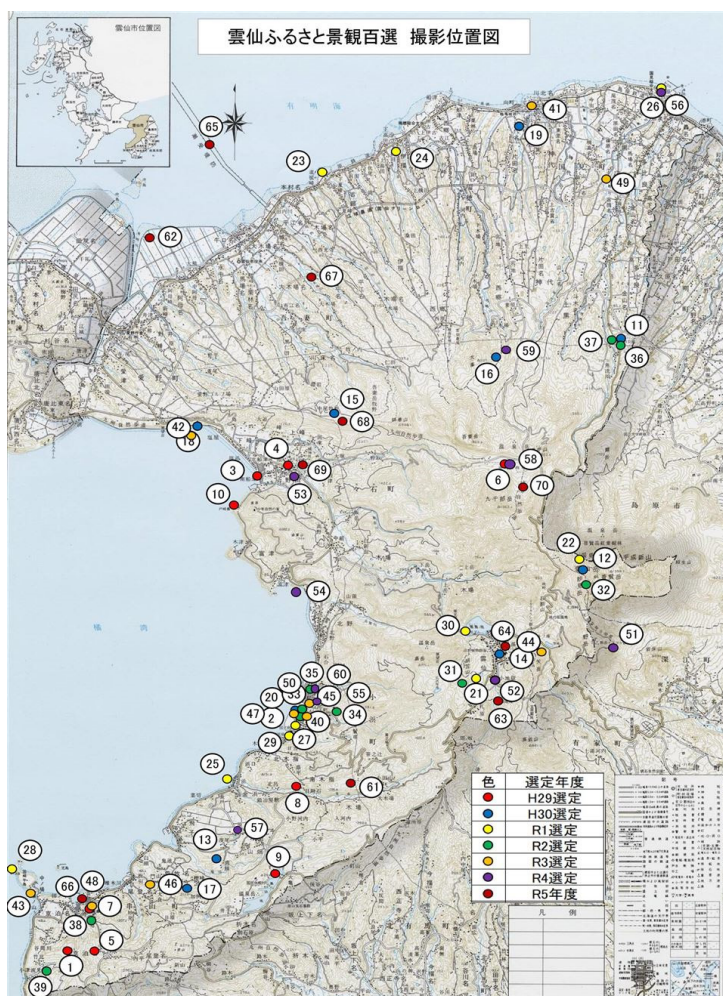
都市計画区域の名称	風致地区の名称	種別
小浜都市計画区域	富津弁天風致地区	第2種
	湯町風致地区	第2種
	雲仙登山道沿線風致地区	第2種
千々石都市計画区域	千々石海岸風致地区	第2種
	城山風致地区	第2種
	雲仙登山道沿線風致地区	第2種
	猿葉山風致地区	第2種

出典：雲仙市 WEB サイト

■雲仙ふるさと景観百選（撮影位置図：番号は次頁に該当）

さらに、雲仙市では、市内の魅力ある「雲仙市ならではの景観」についてフォトコンテストを通して発掘する事業を平成29年度より実施しています。

毎年10箇所、10年間で100箇所の景観を「雲仙ふるさと景観百選」として選定しており、令和6年3月時点で70箇所が選定されています。



出典：雲仙市 WEB サイト

■雲仙ふるさと景観百選

番号	タイトル	撮影場所	地区
1	棚田夕景	通路口地区	南串山町
2	夕日と蒸し釜	蒸し釜や	小浜町
3	福石様	福石公園	千々石町
4	千々石の春	橋公園	千々石町
5	早春の風物詩	辺木地区	南串山町
6	黄色のジュータン	田代原	国見町
7	橋湾 マジックアワー	京泊地区	南串山町
8	棚田を継ぐ	金浜目附石地区	小浜町
9	雑木紅葉 諏訪の池	諏訪の池	小浜町
10	隧道	千々石第2トンネル	千々石町
11	火星大接近とペルセウス座流星群の夜	百花台公園	国見町
12	雲仙霧水	国見岳	小浜町
13	小浜の段々畑と夕日	山畑地区	小浜町
14	ジオパーク	雲仙地獄	小浜町
15	斜陽の牧場	牧場の里あづま	吾妻町
16	神の暮らす杜	岩戸神社	瑞穂町
17	光芒・南串児島	檜峰地区	南串山町
18	白砂青松 普賢岳	千々石観光センター	千々石町
19	秋日和（神代小路）	神代小路地区	国見町
20	足湯ライトアップ	ほっとふっと 105	小浜町
21	揺れる水鏡	白雲の池	小浜町
22	溶岩と紅葉	国見岳	小浜町
23	誰そ彼時の古部駅	古部駅	瑞穂町
24	人間神様6人衆	瑞穂町伊福	瑞穂町
25	黄金色に染まる	金浜臨鏡橋	小浜町
26	カモメのおもてなし	有明フェリー	国見町
27	湯の町夕景	小浜温泉街	小浜町
28	国崎半島早春賦	国崎半島	南串山町
29	ジャカラダ祭り	小浜温泉街	小浜町
30	嵐のあとに	おしどりの池	小浜町
31	雲仙温泉の夜明け	白雲の池	小浜町
32	寒中遊覧	妙見岳山頂駅	小浜町
33	夕空に咲く紫雲木	小浜温泉街	小浜町
34	とけん山の桜並木	とけん山の山道	小浜町
35	夕日と釣り人	橋湾	小浜町

番号	タイトル	撮影場所	地区
36	白銀のCastle	百花台公園	国見町
37	星降る夜の櫻	百花台公園	国見町
38	夕刻の棚田	谷間川	南串山町
39	段々畑を背負う	竹比段々畑	南串山町
40	大集合	マリナーパーク	小浜町
41	潮干狩り	神代長浜	国見町
42	冬景色	千々石観光センター	千々石町
43	新造船の初出航	国崎半島	南串山町
44	妙見岳秋の装い	雲仙ゴルフ場	小浜町
45	噴湯小浜歴史資料館	小浜歴史資料館	小浜町
46	ひまわりの丘	尾登り線	南串山町
47	小浜温泉落陽	浜観ホテル前	小浜町
48	国崎半島の段々畑	南串山町丙	南串山町
49	古くて新しい稲刈り	土黒上篠原温泉神社	国見町
50	漁師たち	小浜温泉	小浜町
51	プレミアムナイト	ロープウェイの展望台 山頂駅付近	小浜町
52	秋の道	白雲の池入口バス停	小浜町
53	大門松祝いの神楽舞	橋神社大鳥居	千々石町
54	帰港	小浜町富津港	小浜町
55	帰り道	小浜神社跡	小浜町
56	大花火	土黒港	国見町
57	ひまわり畑と空と海	小浜町北串付近の畑	小浜町
58	田代原の休日	田代原	千々石町
59	新緑の森で祈る	岩戸神社	瑞穂町
60	小浜港の夕陽	小浜町浜観ホテル前	小浜町
61	静寂に包まれて	三十路苑	小浜町
62	ツル飛来	吾妻町	吾妻町
63	一切経の滝	雲仙	小浜町
64	せんべい職人	雲仙湯せんべい	小浜町
65	霧に包まれる沖ノ島	諫早湾干拓堤防道路	吾妻町
66	煮干し加工場の朝	水の浦 中村水産	南串山町
67	干拓道路が諫早へ近道	吾妻の農道	吾妻町
68	いつまでもこの景色を見ていたい	牧場の里あづま	吾妻町
69	観望西宴	橋神社	千々石町
70	苔むした道	九千部岳	国見町

出典：雲仙市 WEB サイト

(3) 歴史・文化

雲仙市には、国指定・選定・登録文化財が11件、県指定文化財が6件、市指定文化財が50件の合計67件の保全すべき文化財があります。

このうち、国指定重要文化財の「旧鍋島家住宅」と、それを中心とした「雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区」は、「雲仙市歴史資料館国見展示館」として、考古資料や民俗資料などが公開されています。



雲仙市歴史資料館国見展示館

■指定文化財の状況(1/2)

指定者	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定	天然記念物	土黒川のおキチモズク発生地	国見町土黒宮田名字平松他	昭和36年5月1日
国指定	天然記念物	池ノ原のミヤマキリシマ群落	小浜町雲仙	昭和3年3月31日
国指定	天然記念物	原生沼沼野植物群落	小浜町雲仙	昭和3年3月31日
国指定	天然記念物	野岳イヌツゲ群落	小浜町雲仙	昭和3年3月31日
国指定	天然記念物	地獄地帯シロドウダン群落	小浜町雲仙	昭和3年3月31日
国指定	天然記念物	普賢岳紅葉樹林	小浜町雲仙	昭和3年3月31日
国指定	特別名勝	温泉岳	小浜町ほか	昭和27年3月29日
国指定	天然記念物	平成新山	島原市・雲仙市小浜町	平成16年4月5日
国登録	登録有形文化財	雲仙観光ホテル	小浜町雲仙320	平成15年1月31日
国選定	重要伝統的建造物群	雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区	国見町神代丙字小路、字城上の一部	平成17年7月22日
国指定	重要文化財	旧鍋島家住宅	雲仙市国見町神代丙103-1	平成19年6月18日
県指定	史跡	小浜町土手之元のキリシタン墓碑(4基)	小浜町飛子字土手之元414	昭和2年11月8日
県指定	史跡	小浜町椎山のキリシタン墓碑	小浜町飛子名字椎山232	昭和2年11月8日
県指定	史跡	小浜町茂無田のキリシタン墓碑	小浜町木場東中島41	昭和52年5月4日
県指定	史跡	南串山町のキリシタン墓碑(3基)	南串山町荒牧名字門前甲2608-1	昭和2年11月8日
県指定	史跡	鬼の岩屋	国見町多比良丁351	昭和34年1月9日
県指定	天然記念物	長栄寺のヒイラギ	国見町神代丙548	昭和24年5月20日

出典：雲仙市WEBサイト

■指定文化財の状況(2/2)

指定者	種別	名称	所在地	指定年月日
市指定	有形民俗文化財	蛙石	国見町神代辛 1409 番地	平成 5 年 2 月 10 日
市指定	史跡	金山古墳	国見町多比良戊 361 番地	平成 5 年 2 月 10 日
市指定	史跡	原口古墳	国見町多比良丁 1268 番地	平成 5 年 2 月 10 日
市指定	史跡	大坪家墓所	国見町神代己 1684 番地	平成 5 年 2 月 10 日
市指定	史跡	本覚寺跡	国見町神代辛 985 番地	平成 5 年 2 月 10 日
市指定	史跡	皮籠石	国見町神代丁 167 番地 3	平成 5 年 2 月 10 日
市指定	天然記念物	烏兎神社境内のスギ	国見町土黒庚 1659 番地 1	平成 5 年 2 月 10 日
市指定	天然記念物	タブワラのタブノキ	国見町神代丁 783 番地 1	平成 5 年 2 月 10 日
市指定	天然記念物	神代川のオキチモズク発生地	国見町神代東里名字捌ハ、東里名字雄石	平成 9 年 2 月 26 日
市指定	有形文化財	バツシャ船遭難の絵図	国見町多比良甲 382~390 番地	平成 9 年 2 月 26 日
市指定	天然記念物	鍋島邸の緋寒桜	国見町神代丙 103 番地 1	平成 17 年 1 月 14 日
市指定	史跡	杉峰城跡	瑞穂町西郷己 1183~1187 番地	平成 17 年 3 月 18 日
市指定	史跡	柿の本古墳	瑞穂町古部甲 1430 番地	平成 17 年 3 月 18 日
市指定	有形文化財	山田古地図	市教育委員会	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	史跡	中熊台地遺跡	吾妻町永中名 773	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	史跡	弘法原遺跡	吾妻町川床名	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	史跡	浜津石棺遺跡	吾妻町本村名 171	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	史跡	吾妻支石墓	吾妻町大木場名	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	史跡	山田地区条里遺構	吾妻町牛口名	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	吹の原猿石	吾妻町永中名 936	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	英彦山神社の仏足石	吾妻町田ノ平名	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	吹の原石棺線刻	吾妻町永中名 694	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	劔柄神社の手洗い鉢盃状穴	吾妻町本村名 60	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	柿田の逆修碑	吾妻町栗林名 493	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	守山地区の猿田彦群	吾妻町守山地区内	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	阿母名の鎌倉板碑	吾妻町阿母名 1151-1	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	阿母山の水神神代文字	吾妻町阿母名	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	矢武社の神本石	吾妻町古城名	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	守山のスクイ	吾妻町本村名地先	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	牛口西の六地藏	吾妻町牛口名 253	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	柿田の道祖神	吾妻町布江名	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	有形民俗文化財	三室の佐用姫石像	吾妻町本村名 640	昭和 61 年 3 月 28 日
市指定	史跡	一本松古墳	愛野町甲字鬼塚 1329 番	平成 17 年 2 月 1 日
市指定	史跡	首塚古墳	愛野町乙字首塚 3566 番	平成 17 年 2 月 1 日
市指定	史跡	藩境石塚	愛野町乙字山王 2 番 18	平成 17 年 2 月 1 日
市指定	史跡	釜蓋城跡	千々石町小倉名城山地区一帯	平成 12 年 3 月 6 日
市指定	史跡	阿弥陀寺跡	千々石町小倉名馬場地区一帯	平成 12 年 3 月 6 日
市指定	史跡	女人堂跡	千々石町庚字白木原 4987 番	平成 12 年 3 月 6 日
市指定	史跡	犬丸古墳	千々石町甲字元江 1 番 26	平成 12 年 3 月 6 日
市指定	有形文化財	橋中佐銅像	千々石町戊字佐屋 979 番地	平成 12 年 3 月 6 日
市指定	有形文化財	キリシタン遺物ウグルス	千々石町己字大操子 379 番	平成 12 年 3 月 6 日
市指定	有形文化財	キリシタン遺物神父像	千々石町己字北城平 783-4	平成 12 年 3 月 6 日
市指定	有形文化財	キリシタン遺物弘法様	千々石町丁字岡東 1782 番地	平成 12 年 3 月 6 日
市指定	史跡	キリシタン遺物摩崖仏	千々石町庚字茶木高野 4956-1	平成 12 年 3 月 6 日
市指定	史跡	大泉寺跡	千々石町戊字林田 353-1 付近	平成 12 年 3 月 6 日
市指定	有形文化財	釧雲泉の屏風絵	市教育委員会	平成 12 年 3 月 6 日
市指定	有形文化財	馬場家文書	南串山町甲 2717 番地 4	平成 25 年 12 月 27 日
市指定	有形文化財	高下古墳出土品一括 (207 点)	市教育委員会	平成 28 年 5 月 16 日
市指定	有形文化財	倉地川古墳出土品一括 (73 点)	市教育委員会	平成 28 年 5 月 16 日
市指定	有形文化財	百花台遺跡出土品一括 (116 点)	市教育委員会	平成 28 年 5 月 16 日

出典：雲仙市 WEB サイト

(4) 公園

雲仙市には、6ヶ所の都市公園※があり、そのうち3箇所が小浜町、2箇所が千々石町、1箇所が国見町にあります。

これらの他にも多くの公園や散歩道、花壇などがあり、市民の憩いの場となっています。

■公園の状況

都市公園		(単位：ha)
名称	所在地	面積
県立百花台公園	国見町金山および島原市有明町湯江地内	28.6
橋公園	千々石町	6.4
上山公園	千々石町字上山	1.3
石合公園	小浜町字石合	0.2
みんなの広場公園	小浜町南本町字脇ノ谷	0.19
小浜町公園（とけん山公園）	小浜町北本町字頭巾山および深迫	1.93
合計		38.62
その他公園		(単位：ha)
名称	所在地	面積
淡島公園	国見町神代甲	1.07
田代原公園	国見町土黒庚	1
長浜海水浴場	国見町神代戊	－
みずほの森公園	瑞穂町木場名奥山 1923 番 4	35
農村公園	瑞穂町西郷字岩戸河内 2338 番	0.6
西原公園	瑞穂町西郷戊	0.2
牧場の里あづま公園	吾妻町川床名 277 番 68	8.89
岩戸溪流公園	吾妻町田之平名 1929 番 32	0.85
守山城址公園	吾妻町古城名 399 番 1	0.5
あづま中央公園通り	吾妻町大木場名 173 番 2 他	0.85
山田城址公園	吾妻町栗林名 369 番他	1.08
白山公園	吾妻町阿母名 1048 番 3	0.44
牛口みなと公園	吾妻町牛口名 745 番 16 他	0.45
社協前ゲートボール場	吾妻町大木場名 63 番	0.17
愛野シンボル花壇	愛野町乙	0.07
愛野展望台花壇	愛野町乙	0.03
愛野展望台緑地	愛野町乙	0.03
愛野コスモスタ陽散歩道	愛野町乙	0.25
福石公園	千々石町乙	0.5
ホテル址地公園	千々石町戊	0.46
猿葉山自然公園	千々石町乙	2.04
御旅所	千々石町丙	0.02
千々石薬草園	千々石町戊	0.18
千々石海水浴場	千々石町丙地先	－
田代原野営場	千々石町丁	3
千々石橋モニュメント	千々石町丙	0.01
千々石橋モニュメント	千々石町丙	0.03
瀬々尾小公園	千々石町甲	0.01
猿葉山公園	小浜町富津	1.27
温泉公園	小浜町南本町	0.25
思い出の広場	小浜町南木指	0.09
富津弁天（自然公園）	小浜町富津西小浦	－
小浜神社公園	小浜町北本町北湯ノ先	0.16
国崎半島公園	南串山町丙	1.72
震洋公園	南串山町丙	0.04

出典：雲仙市 WEB サイト

5 地球環境に係る状況

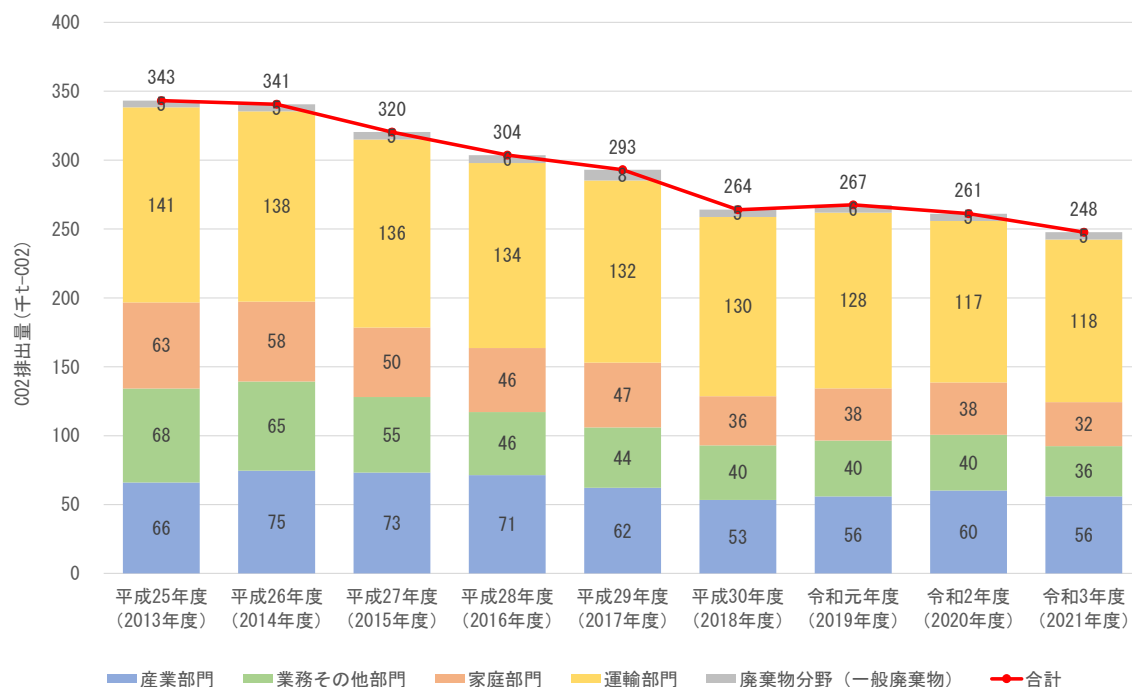
(1) 温室効果ガス

令和3年度に雲仙市から排出された二酸化炭素※の量は、248千t-CO₂となっています（自治体排出量カルテ※：環境省）。

部門別では、運輸部門が47.7%と最も高くなっており、全体の約半分を占めています。次いで産業部門で22.6%、業務その他部門で14.7%、家庭部門で12.9%、廃棄物分野で2.1%となっています。運輸部門の割合については、全国、長崎県と比較しても多くなっています。

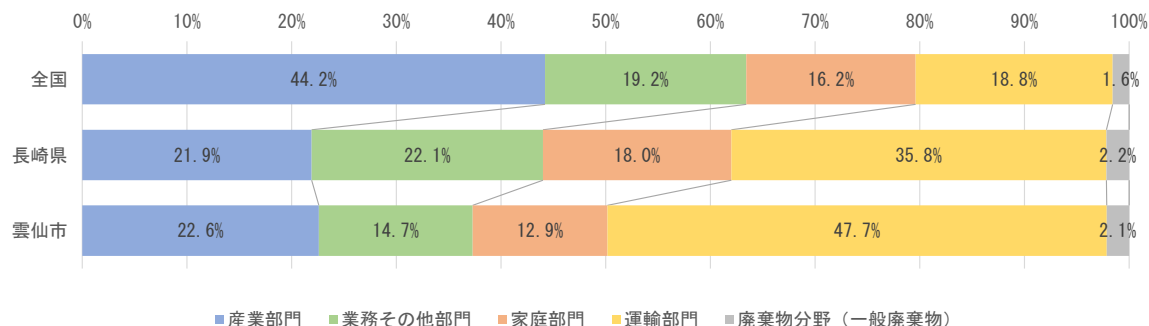
近年は減少傾向にあり、平成25年度の343千t-CO₂と比較すると、令和3年度では排出量が約28%減少しています。

■雲仙市の区域から排出される二酸化炭素の推移



出典：自治体排出量カルテ（環境省）

■令和3年度における二酸化炭素排出量の割合（全国、長崎県、雲仙市）



出典：自治体排出量カルテ（環境省）

(2) 再生可能エネルギーのポテンシャル

雲仙市は豊かな自然環境に恵まれ、森林や地熱など地域固有の再生可能エネルギー※のポテンシャルが確認されています。地域の再生可能エネルギー※を有効に活用することで地域の物質循環・経済循環等に貢献が可能となるとともに、化石燃料に由来するエネルギー使用量削減により温室効果ガス※の大幅削減も期待できます。

また、森林育成や藻場の回復により、ゼロカーボン達成へ向けた手段の一つとして、温室効果ガス※吸収源（グリーンカーボン・ブルーカーボン）の可能性も十分に考えられます。

■再生可能エネルギーのポテンシャル量

大区分	中区分	賦存量	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	－	293.115	MW
	土地系	－	2,223.558	MW
	合計	－	2,516.673	MW
風力	陸上風力	570.100	62.100	MW
中小水力	河川部	3.148	3.148	MW
	農業用水路	0.000	0.000	MW
	合計	3.148	3.148	MW
地熱	合計	195.179	122.178	MW
再生可能エネルギー（電気）合計		768.427	2,704.099	MW
		1,136,785.872	4,270,667.912	MWh/年
太陽熱		－	679,132.955	GJ/年
地中熱		－	3,069,684.804	GJ/年
再生可能エネルギー（熱）合計		－	3,748,817.758	GJ/年
木質バイオマス	発生量（森林由来分）	25.782	－	千 m ³ /年
	発熱量（発生量ベース）	194,480.543	－	GJ/年

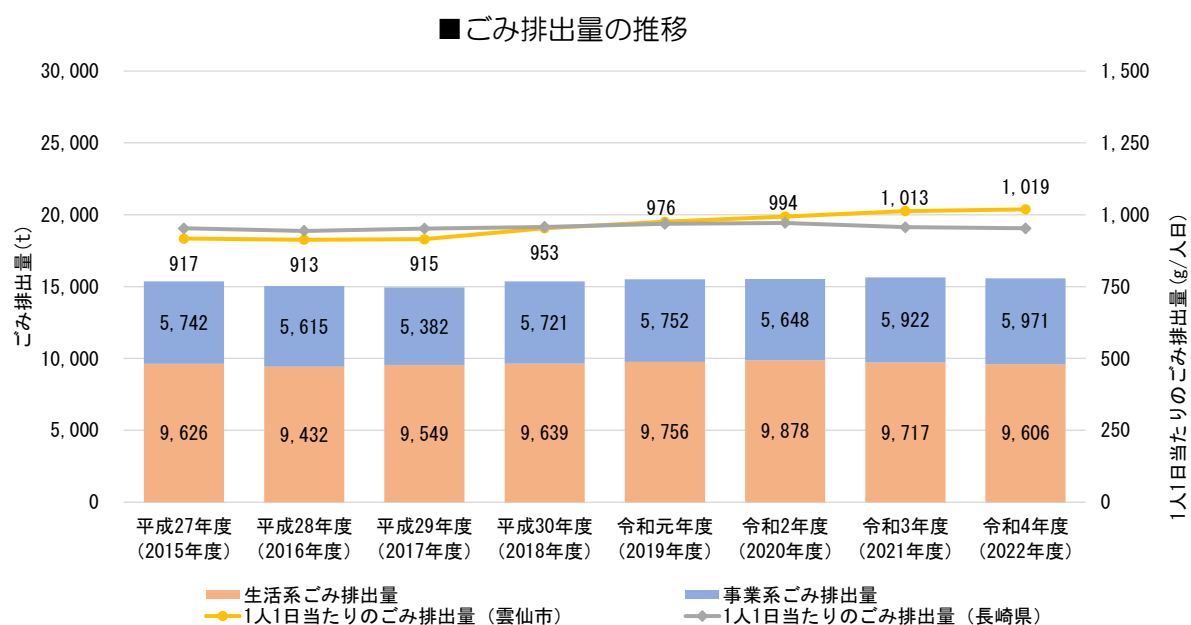
出典：再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS」（環境省）

(3) ごみ

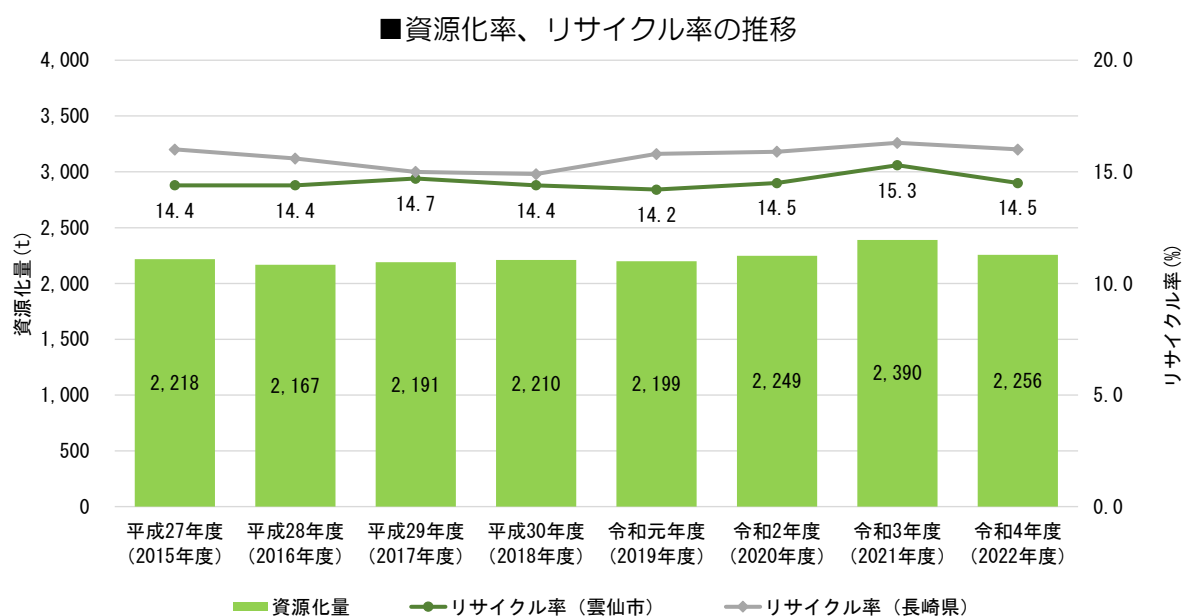
令和 3 年度における雲仙市のごみ排出量は 15,639t（生活系ごみ：9,717t、事業系ごみ：5,922t）となっています。平成 27 年度～令和 3 年度までは概ね横ばいでしたが、平成 29 年度以降はわずかに増加傾向となっています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量は増加しており、令和元年度以降は長崎県の平均を上回っています。令和 3 年度には 1,000g/人日を超えました。

リサイクル率は令和 3 年度で 15.3%となっており、平成 24 年度以降、最も高い値となっていますが、長崎県の平均（16.3%）よりも下回っている状況となっています。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）



神代長浜

第3章 雲仙市の環境課題

1 自然環境に係る課題

雲仙市は、雲仙天草国立公園の一角を占め、千々石断層を含む島原半島ジオパークなどの広大で緑豊かな自然を有しており、市民にとって身近な自然や潤いある自然景観、地域の賑わいをもたらす観光資源となっています。

水辺に目を向けると、雲仙普賢岳の山腹から海岸部へ扇状地状に流れる河川のほとんどは延長が短く急勾配の小河川です。これら小河川の主な水源は、雲仙普賢岳からの伏流水による湧水です。そして、灌漑用のため池なども見られます。これら小河川や用水路、ため池などの水辺が、丘陵地に広がる農地の中を縫い、水田・畑などの田園景観や、棚田や段々畑などの変化に富んだ緑の景観を織りなし、里山や鎮守の森の緑などとも一体となって、水と緑の個性ある雲仙市の自然環境を創出しています。さらに、雲仙特有の自然の中で生育・生息する希少な動植物も見られ、生物の多様性が育まれています。

一方で、アライグマやウシガエルなど、雲仙市への特定外来生物[※]の侵入は、今後、雲仙市の生物多様性[※]の保全に大きな影響を与えることが危惧されます。

アンケート調査結果では、雲仙市の環境イメージとして、多くの大人や子どもたちが「空気や水がきれい」、「豊かな里山」、「良好な田園風景」をあげています。

これらの雲仙市の自然は、国、県、関係市及び各種団体により、関する様々な取り組みが行われることにより保全されていますが、この豊かな自然を次世代に引き継ぐために、さらなる地域間や主体間の連携・交流を拡大し、雲仙市の自然を適切に維持・管理を行っていく必要があります。



金浜目附石地区の棚田



九千部岳

２ 生活環境に係る課題

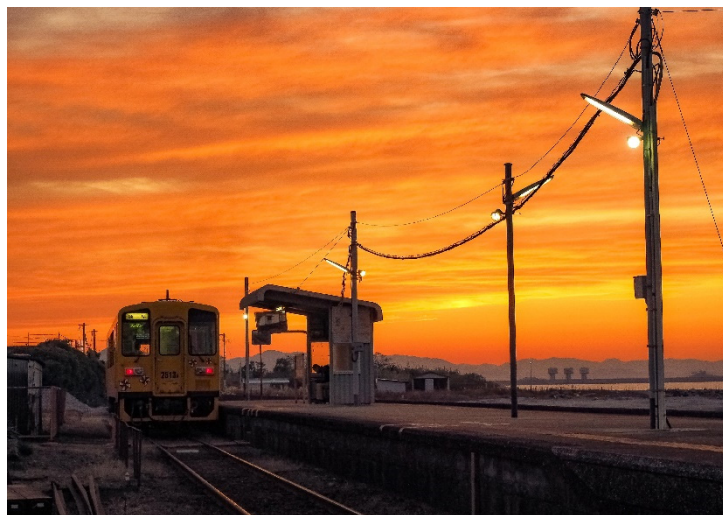
雲仙市内で調査されている大気、水質、騒音等の結果では、生活環境上の顕著な課題は見られません。雲仙市への典型 7 公害※に関する公害苦情件数も、例年 10～15 件ほど寄せられていますが、令和 4 年度は大気が 2 件、騒音が 2 件、悪臭が 4 件の合計 8 件と例年よりも少なくなっています。

アンケート調査結果でも、生活排水、騒音、悪臭などの生活環境に係る現状について、第 1 次計画策定時の結果よりも、今回の結果の満足度が高くなっています。

これらのことから、雲仙市では概ね良好な環境の中で、市民生活が営まれていることが伺えます。

一方、アンケート調査結果において、第 1 次計画策定時、今回の調査結果ともに、不法投棄防止について重要度が高いにも関わらず満足度が低い状況となっています。自由意見においても、ごみのポイ捨てや不法投棄に対する指摘や懸念が多く寄せられています。雲仙の良好で潤いある自然や景観を維持し、地域住民が快適な生活環境の中で過ごすためにも、市民の意識、マナーの向上や環境美化活動の推進に努めていくことが課題です。

島原半島全体では、雲仙市の基幹産業である農業において、農地への施肥や家畜排せつ物に含まれる窒素が硝酸性窒素※等になって地下水に浸透し、地下水水質への影響や諫早湾干拓調整池、海域等の富栄養化の要因の一つとなっていることが問題となっています。長崎県では「第 2 期島原半島窒素負荷低減計画」を策定し、島原半島全体として、農業生産活動に起因する地下水・河川・海域・調整池への負荷の軽減を課題としており、雲仙市においても同課題の解決に向けた取り組みを行っていくことが必要です。



島原鉄道（古部駅）

3 快適環境に係る課題

雲仙市の土地利用は山林、畑、田の割合が多く、宅地は10%となっています。地域ごとに好ましい土地利用を誘導する用途地域は指定されていません。このため、雲仙市では、都市的な土地利用は市域全体のごくわずかしかならないものと言えます。一方で、平成17年に旧7町が合併して誕生した経緯から市内の都市部は点在するものの、一体的なまちづくりを目指して、コンパクトでありながら利便性の高い生活空間づくりが進められています。そして、市内には多くの公園、散歩道、花壇なども点在し、市民にとっての潤いの場として親しまれています。

また、雲仙市には、国選定の文化財である雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史的建造物や、文化財、伝統芸能、社寺など多数の歴史・文化資源が各地にあります。

これらの雲仙市の住環境や文化財は、雲仙の豊かな自然と調和して、「雲仙ふるさと景観百選」に見られるように、市民生活を彩る良好な景観となっています。

歴史とこれまでの市民生活が育んだまちの魅力について、今後のより快適な市民生活を目指すための資源として保全、創出していく必要があります。



雲仙市歴史資料館 南串山展示館



噴湯小浜歴史資料館



雲仙市歴史資料館国見展示館

4 地球環境に係る課題

雲仙市から排出される二酸化炭素※の量は近年減少傾向にあり、令和 3 年度に排出された二酸化炭素※の量は 248 千 t-CO₂ となっており、平成 25 年度の 343 千 t-CO₂ と比較すると排出量が約 28%減少しています。

しかし、日本では、令和 12（2030）年度の温室効果ガス※排出量を平成 25（2013）年度比で 46%削減することを目標として掲げるとともに、令和 32（2050）年までに温室効果ガス※の排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラル※を目指すことを宣言しており、その目標を達成するためにはより一層の取り組みを推進していく必要があります。

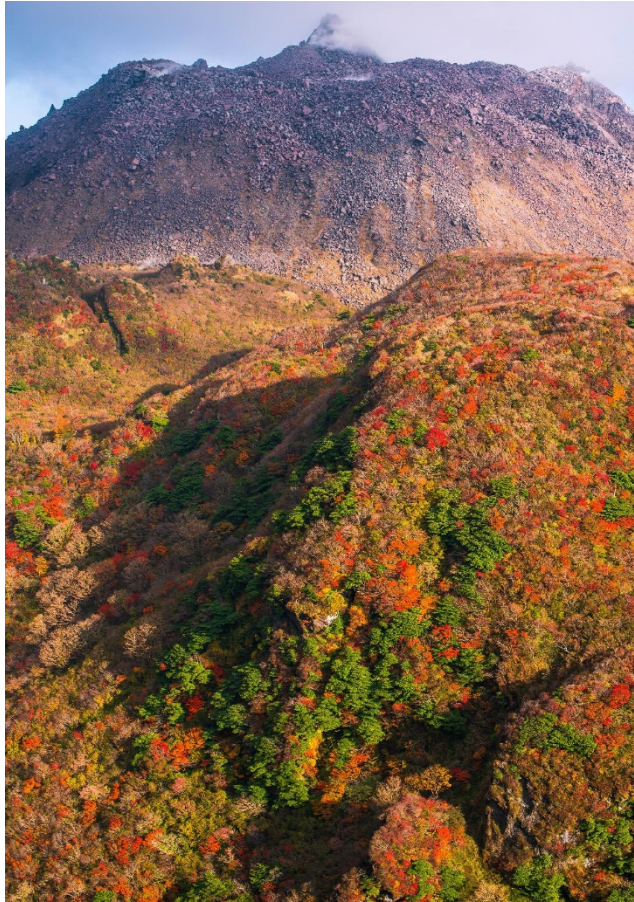
また、雲仙市は 1 人 1 日当たりのごみ排出量は増加しており、令和元年度以降は長崎県の平均を上回っており、令和 3 年度には 1,000g/人日を超えました。リサイクル率においても長崎県の平均を下回っている状況となっています。

アンケート調査結果においては、前述の不法投棄防止と同様に、地球温暖化※や省エネルギーについても重要度が高いにも関わらず満足度が低い状況となっています。節電、節水、マイバックなど、日常生活の中で簡単に取り組める環境活動については、世代に関係なく取り組んでいる人が多くなっていましたが、一方で、特に何もしていないという回答も一定数ありました。

今後、地球規模の環境問題を解決して行くには、地球規模で考えて、足元から取り組むことが重要です。このことから、市民・事業者・市において環境保全活動や意識啓発をより積極的に行っていく必要があります。



小浜温泉バイナリー発電所



国見岳

第4章 雲仙市が目指す環境像と 計画の体系

1 雲仙市が目指す環境像

雲仙市では、平成 24 年度に「雲仙市環境都市宣言」を制定し、第 1 次計画では、同宣言を踏襲した「人と自然が共存する潤いのまち雲仙」を目指す環境像として掲げました。

「雲仙市環境都市宣言」では、雲仙市の豊かな自然について、「四季を肌で感じる雲仙岳と夕陽の映えるまち」「温泉の湯けむりが立ちのぼる癒しのまち」「有明海・橘湾の幸と恵み豊かな大地のまち」と表現し、それを次世代に向けて永遠に守っていくことを強く表明しました。

一方、近年、二酸化炭素^{*}をはじめとした「温室効果ガス^{*}」による地球温暖化^{*}が要因と考えられる異常気象によって、日本国内や世界各地で大規模災害が発生している中、雲仙市においても令和 3 年 8 月に、人命が失われる甚大な土砂災害が発生しています。

これにより、生命や暮らし、自然などに大きな影響を与える気候変動^{*}は、もはや遠い将来の問題ではなく、その対策は喫緊の課題となりました。そのような中で、令和 5 年 2 月に 2050 年までに温室効果ガス^{*}を全体としてゼロにするために、再生可能エネルギー^{*}の最大限活用や省エネルギー活動を市民・事業者・市の「オール雲仙」で取り組んでいくことを表明した「雲仙市ゼロカーボンシティ^{*}宣言」を制定しました。

雲仙市に求められる環境課題は、「島原半島に位置する恵み豊かな自然環境を保全すること」、「自然と市民生活が調和した良好な生活環境を維持していくこと」、「自然と歴史が織りなす景観に囲まれながら快適な生活空間を創出していくこと」、「自然と安心・安全な市民生活を実現する脱炭素社会^{*}を形成すること」、そしてこれらを「人と人とのつながりで実現していくこと」です。

令和 6 年 5 月に閣議決定した我が国の第六次環境基本計画では、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指しています。

第 2 次雲仙市総合計画後期基本計画では、雲仙市のまちの将来像を「つながりで創る賑わいと豊かさを実感できるまち」としています。

これらのことを踏まえると、今後の雲仙市には、賑わいと豊かさが実感できて、生活の質が高まるための「市民が心豊かに生活できる環境づくり」が求められるものと考えられ、それには前述の 4 つの環境課題を解決することが、目指すべき環境像の実現に繋がると言えます。

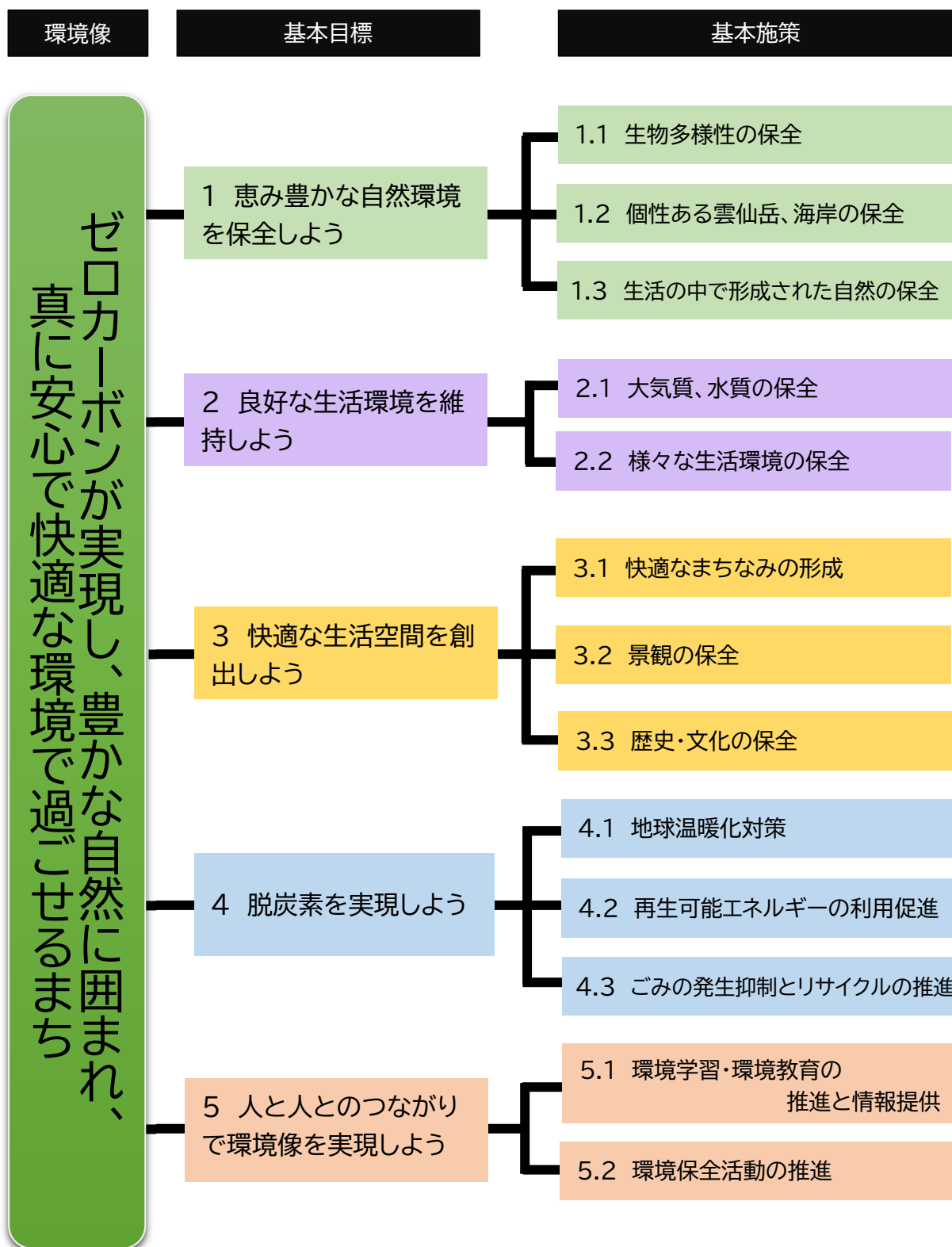
以上のことを鑑み、第 2 次雲仙市環境基本計画の目指すべき環境像を、

ゼロカーボンが実現し、豊かな自然に囲まれ、
真に安心して快適な環境で過ごせるまち
うんぜん

とし、これまでに培った「人と人とのつながり」を活かして、市民、事業者、市の「オール雲仙」による環境行動を推進していくものとします。

2 目指す環境像を実現するための計画の体系

「ゼロカーボンが実現し、豊かな自然に囲まれ、真に安心して快適な環境で過ごせるまち」を実現するため、次のとおり5つの基本目標を掲げ、13の施策を推進します。



なお、本計画で示す各取り組みは、目指すべき環境像の実現に向けた行動であるとともに、「SDGs※（持続可能な開発目標）」に資する取り組みとして位置付けます。

【SDGs—「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」—】

SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が令和12（2030）年までに取り組む17分野の目標のことです。

発展途上国への開発協力だけでなく、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 貧困をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう
2 飢餓をゼロに	11 住み続けられるまちづくりを
3 すべての人に健康と福祉を	12 つくる責任、つかう責任
4 質の高い教育をみんなに	13 気候変動に具体的な対策を
5 ジェンダー平等を実現しよう	14 海の豊かさを守ろう
6 安全な水とトイレを世界中に	15 陸の豊かさを守ろう
7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに	16 平和と公正をすべての人に
8 働きがいも経済成長も	17 パートナースhipで目標を達成しよう
9 産業と技術革新の基盤を作ろう	

第5章 目指す環境像を実現する ための取り組み

1 恵み豊かな自然環境を保全しよう

1.1 生物多様性の保全



関連する SDGs の目標



【市の取り組み】

➤ 自然公園・天然記念物※等の保全

雲仙天草国立公園をはじめとした自然公園や国の天然記念物※に指定されている貴重な植物群落等の保全に努めます。

また、保全活動を行うにあたっては、ボランティア団体との連携についても推進します。

➤ 河川の保全

河川をはじめとした水辺環境は、様々な動植物の生息・生育の場でもあることから、良好な水辺環境の保全に努めます。

➤ 適切な開発事業の実施

開発事業を実施する際には、動植物の生息・生育空間に配慮した開発を推進します。

➤ 緑の維持管理活動の育成

緑のまちづくりに関する市民団体や関係機関との連携のもと、雲仙市固有の生物・生育環境の確保や郷土種の積極的な保全を図ります。

➤ 特定外来生物※の侵入防止と駆除

特定外来生物※による環境への影響について市民への意識啓発を行うとともに、侵入防止対策を行い、侵入した際には駆除に努めます。

➤ 有害鳥獣※対策の強化

有害鳥獣※による被害を軽減するために、電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の設置、点検管理を推進します。また、猟友会との連携を図り、有害鳥獣※の駆除への支援を行います。

1.2 個性ある雲仙岳、海岸の保全



関連する SDGs の目標



【市の取り組み】

- 雄大な自然環境の保全
雲仙岳の歴史資源を活かし、歴史豊かで雄大な自然環境を保全します。
- 海岸部の自然景観の保全
美しい景観と海岸域を守るため、自然公園法や森林法等に基づき周辺の自然環境と調和した海岸の保全に努めます。
- 海岸松林等の保全
海岸松林の保全と再生を図るため、防虫対策や維持管理に関する検討を進めます。
- 海岸等の計画的な改修
海岸や河川の改修にあたっては、防災・環境面に配慮した改修を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。
- 漂着ごみの回収処分
市内の海岸に漂着したごみを回収・処分し、環境・景観の保全に努めます。
- まちなかの水と緑の整備
市街地の身近な河川においては、市民が身近に親しめる親水広場の整備や遊歩道の整備を進めるなど、水と緑とまちを結ぶ回遊軸の形成を図ります。

1.3 生活の中で形成された自然の保全



【市の取り組み】

- 認定農業者の育成
地域農業のリーダーとなる認定農業者の資質向上やスムーズな経営継承を図るため、関係機関と連携し、研修会などを開催し、経営支援に取り組みます。
- 新規就農者や新規参入者の支援
新規就農に係る経営リスクの軽減、生産技術等の不安を解消するため、新規就農者への積極的な支援を行います。
- 農業生産基盤の整備
農地の利用集積や大型農業用機械の導入を図るため、環境に配慮したほ場区画の整備を進めます。併せて、中山間地域などの小規模団地におけるほ場区間の整備に取り組みます。
- ほ場区画の整理
農業生産基盤の整備（区画整理、用排水路整備等）を実施し、農業の活性化を図ります。
- 耕作放棄地解消対策
耕作放棄地の意向調査や農地情報の提供を通じて、担い手とのマッチングを推進し、耕作放棄地の解消を図ります。
- 有機農業の推進
有機農業に地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）の創出に取り組むことを宣言する「オーガニックビレッジ宣言」を行うとともに、同宣言時に策定した有機農業実施計画に基づいて有機農業の推進に努めます。
また、関係機関との連携強化を図り、有機農業への参画者の育成・確保を図ります。

- 森林の保全
 - 国立公園、保安林、地域森林計画対象民有林、風致地区※等、森林や草原など緑豊かな自然景観の積極的な保全を図ります。
- 間伐の推進
 - 県や森林組合等と連携し、間伐を中心とした森林整備を推進します。
- 市民参加の森林づくり
 - 市民の森林や緑に関する関心を高め、県が実施している「みんなで森林づくり事業」の活用を促進するため、事業の広報や説明会等を積極的に行い支援する。
- 木材利用の拡大推進
 - 木材の利用拡大を図るため、公共施設建築や公共工事における県産材の利用を推進します。
- 自然体験イベントの開催
 - 森林での自然体験が楽しめるようなイベントを積極的に開催するなど、森林資源の大切さを学べる機会を設けます。
- 身近な緑の保全
 - まちなかの身近な緑については、重要性について広く市民へ発信するとともに、市民活動等との連携を通じて緑の保全を進めます。
- 雲仙ブランドの構築
 - 地元農畜水産物の地産地消※を推進するとともに、市内加工業者による商品化により、ブランド化を図ります。
- 雲仙ブランドの浸透
 - 雲仙ブランドのPR 及び地産地消※の促進を図るため、産業まつりなどのイベントを開催します。
また、市内 2 ヶ所に設置している直売所を、地元産品の販売と情報発信基地として有効活用を図ります。

●自然環境の保全における市民・事業者の取り組み

市民・事業者の取り組み
【市民の取り組み】 ➤ 自然や生態系※への興味・関心 ➤ 自然保護活動や環境学習※への積極的な参加 ➤ 環境ボランティアへの積極的な参加 ➤ 農業後継者の育成への協力 ➤ 地元農作物の積極的な購入
【事業者の取り組み】 ➤ 自然保護活動や環境学習※への積極的な参加と支援 ➤ 自然環境に配慮した事業活動 ➤ 環境保全型農業※の推進 ➤ 農業後継者の育成への協力 ➤ 地元木材の積極的な活用

●自然環境の保全における数値目標

指標	単位	現状 (R5)	中間目標 (R11)	目標 (R16)
河川護岸維持補修箇所数	箇所	14	20	20
海岸保全施設整備計画延長	m	1,366	1,416	1,456
認定農業者数＜法人含む＞（延べ）	経営体	888	900	900
新規就農者数	人	37	40	40
年間耕作放棄地解消面積	ha	5.6	10	10
保安林面積（延べ）	m ²	2,123	2,130	2,130
利用間伐面積	ha	39	40	45
みんなで森林づくり事業活用団体数	団体	1	2	2
県産材利用の公共施設数（延べ）	施設	3	20	25

2 良好な生活環境を維持しよう

2.1 大気質、水質の保全



【市の取り組み】

- 工場・事業所への指導
県や関係機関と協力し、工場・事業所に対し、設備の適正な管理や排出基準の遵守について指導します。
- 自動車排ガスの抑制
市民や事業者に対して環境負荷の少ない自動車の導入を促進し、自動車排ガスの抑制を推進します。
- 大気環境に関する情報提供と意識啓発
関係機関と協力し、大気の測定データなどの情報提供に努めるとともに、大気汚染※防止及び大気環境保全に関する普及・啓発に努めます。
- 市内公共交通の利用促進
鉄道や路線バスなどの公共交通機関の利用促進を図るとともに、オンデマンド型※乗り合い送迎サービスなど地域交通の充実を目指します。
- 水洗化率向上のための普及・啓発
下水道施設整備が完了している供用開始区域においては、市のホームページや広報紙による広報啓発活動及び各戸への勧誘活動を行い、下水道の接続率の向上に努めます。
- 合併処理浄化槽※の設置に向けた普及・啓発
下水道計画区域外においては合併処理浄化槽※設置の普及・促進を図ります。
- 生活排水対策の推進
生活排水対策として、定期的な河川水質調査を行い、水質の状態を把握します。また、EM活性液を活用するなど、生活排水対策のより一層の促進を図ります。

- 地下水の保全
現在運用されている井戸の水質調査を引き続き実施し、地下水の保全に努めます。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分
し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、環境センターで適正に処理を行い、発生するし渣※については場外処分、汚泥等については施設内で脱水後、堆肥化します。
- 施設の適切な維持管理
生活排水処理に関する施設の状況及び処理機能を把握した上で、適切な維持管理や運転管理を行います。
- 環境学習※や河川清掃活動の実施
小中学生や市民ボランティアなどによる海岸等の清掃活動を通じて、河川や海の水質汚濁防止に関する意識向上を図る場を創設します。

2.2 様々な生活環境の保全



関連する SDGs の目標



【市の取り組み】

- 工場・事業所への指導
県や関係機関と協力し、工場・事業所に対し、設備の適正な管理や騒音・振動に関する基準の遵守について指導します。
- 特定建設作業への指導
特定建設作業に伴う騒音・振動に対して適切な指導を行い、基準の遵守に努めます。
- 環境保全協定の締結
工場等の新設や増設を行う事業所に対して、雲仙市環境保全条例に基づく環境保全協定書の締結を推進し、事業活動に伴って発生する恐れのある環境汚染の未然防止を図ります。
- 自動車騒音の監視・対策
自動車騒音の監視を実施するとともに、交通流対策や沿道対策等を含めた総合的な自動車騒音対策を推進します。
- 道路の適正な維持管理
市道などの道路の適正な維持や管理を行い、騒音・振動の発生抑制に努めます。
- 工場・事業所による悪臭の防止
悪臭防止法に基づく臭気指数規制を行い、事業活動に伴って基準を超える悪臭を発生している工場・事業場に対しては、悪臭防止法に基づく行政措置（改善勧告・改善命令・罰則）を行うとともに、悪臭防止対策を強化・推進します。
- 野焼き禁止の周知
野焼きの禁止について、広報誌やホームページへの掲載等によって市民への周知を徹底します。

➤ 家畜等の適正管理

家畜の排せつ物、堆肥等の適正な管理について県と協力して指導を行い、悪臭の発生抑制に努めるとともに、河川への流入や地下浸透など水質への影響についても対策を推進します。

➤ ダイオキシン類※の監視

大気、水質、土壌等のダイオキシン類※について、関係機関と協力しながら調査を実施し、現状の把握に努めます。

●生活環境の維持における市民・事業者の取り組み

市民・事業者の取り組み
【市民の取り組み】 ➤ 環境負荷の少ない自動車の購入検討 ➤ 自転車や公共交通機関の利用 ➤ 公共下水道への接続 ➤ 合併処理浄化槽※への切り替え ➤ 家庭における生活排水対策への協力 ➤ 近隣迷惑となるような生活騒音の防止 ➤ 環境学習※や地域の清掃活動等への積極的な参加
【事業者の取り組み】 ➤ 法令に基づく公害防止対策の実施 ➤ 規制基準等の遵守 ➤ 工場・事業所からの排ガスや排水の適正処理 ➤ 環境に配慮した建設作業の実施（作業時間、遮音壁、低騒音・低振動型機械） ➤ 事業活動に伴う悪臭防止対策の強化 ➤ 環境負荷の少ない自動車の購入検討 ➤ 公共交通機関の利用 ➤ 環境学習※や地域の清掃活動等への積極的な参加・支援

●生活環境の維持における数値目標

指標	単位	現状 (R5)	中間目標 (R11)	目標 (R16)
大気汚染※物質の環境基準※達成度				
二酸化硫黄※(SO ₂)	環境基準※1	達成	達成	達成
浮遊粒子状物質※(SPM)	環境基準※1	達成	達成	達成
二酸化窒素※(NO ₂)	環境基準※1	達成	達成	達成
光化学オキシダント※(O _x)	環境基準※2	未達成	達成※2	達成※2
微小粒子状物質※(PM _{2.5})	環境基準※1	未達成	達成	達成
水質の環境基準※達成度				
河川(BOD※)	%	100	100	100
海域(COD※)	%	100	100	100
污水处理人口普及率	%	72	81	86
合併処理浄化槽※設置基数(延べ)	基	3,010	3,571	3,741
EM活性液の製造・配布箇所数	箇所	7	7	7
飲用井戸に係る硝酸性窒素※簡易水質検査回数	回	1	1	1
道路交通騒音調査結果				
昼間	dB	74	70	70
夜間	dB	65	65	65
環境保全協定締結件数	件	14	20	25
公害苦情件数	件	9	5	0

※1：小浜一般環境大気測定局（長崎県設置）の測定結果に対する各年の大気汚染に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準の達成、未達成の状況で評価する。

※2：光化学オキシダントの環境基準達成は、例年、長崎県内の全測定局で基準を超過しており、全国的にも環境基準の達成率は低い状況にある。よって、市内測定局での環境基準の達成も難しいことが想定される。しかし、環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものであることを踏まえ、環境基準の達成を目標とした。

3 快適な生活空間を創出しよう

3.1 快適なまちなみの形成



【市の取り組み】

- 利用しやすい公園整備
地域の公園緑地の整備状況や市街地の状況に応じて、公園の適正配置や計画的な維持管理、広場等の有効利用を進めます。
- 市民との協働による公園づくり
地域住民が利用しやすく、憩い・楽しめる公園づくりを推進するため、公園の整備や維持管理において、市民や事業者が参加できる機会を増やします。
- 緑化活動の推進
市内の緑化活動を推進し、市民の緑化への意識の向上を図ります。
- 花苗の配布
市内の緑の少年団や道路沿いの花壇等に花苗を配布し、緑の少年団やボランティア団体による花壇等の維持管理を推進します。
- 美化活動の推進
市民との協働による道路・公園・河川等の身近な公共空間の美化活動を推進します。
- 空き家の適正管理
空き家バンクへの登録を推進するとともに、空き家バンク制度の活用支援等により既存住宅の循環を促進します。
- 交通安全対策の推進
交通事故防止と歩行者の安全確保のため、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設を効果的に整備します。
また、地域、学校、警察、交通安全協会等が連携し、地域ぐるみで交通事故防止の取り組み活動を推進します。

➤ 誰にでもやさしいまちづくり

誰もが安全で快適な生活を営むことができるように、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した公共施設及び社会環境などの整備を推進します。

➤ ペットの適正飼育

飼育マナーの啓発などを行い、動物の飼育管理を徹底させます。

3.2 景観の保全



関連する SDGs の目標



【市の取り組み】

➤ 特有な景観の形成・保全

各地域の特性に応じた街並み景観形成を推進するとともに、本市特有の優れた景観の保全に努めます。

➤ 一体的な自然景観の保全

千々石断層周辺や猿葉山公園などの良好な緑の空間については、自然公園法や景観計画等に基づき、国立公園等と一体となった自然景観の保全を図ります。

➤ 田園景観の保全

市街地を取り囲む風致地区※や良好な緑地を保全するとともに、雲仙市景観計画と連携しながら魅力的な田園景観の保全を目指します。

➤ 登録制度の活用

市街地に残された屋敷林※・社寺林や地域のシンボルとなる樹木は、長崎県まちづくり景観資産登録制度を活用するなど、その保全を図ります。

➤ 屋外広告物の適正化

良好な景観形成を目指すため、屋外広告物の実態把握を行い、適正な設置に向けた取り組みを推進します。

➤ ミヤマキリシマの保全活用

雲仙市を象徴する風景であるミヤマキリシマ群落と放牧草原を後世に残すことを目的とした「雲仙田代原ミヤマキリシマ保全活用プロジェクト」を立ち上げ、ミヤマキリシマ群落の再生及び生物多様性※の保全・利活用を図ります。

3.3 歴史・文化の保全



関連する SDGs の目標



【市の取り組み】

➤ 文化財の保存整備

地域の文化力の向上を目指し、文化財の適正な保存を進めます。

また、指定文化財以外の文化財等についても調査、整理を行い、貴重なものは文化財指定を検討するとともに、保護と活用を図ります。

➤ 文化財・歴史の普及・活用

多くの市民がふるさとの歴史について学び、文化財への理解を深めるため、歴史資料館の展示や歴史講座、史跡巡りなどの充実を図ります。

➤ 歴史文化価値の高い身近な緑の保全

重要伝統的建造物群保存地区に指定されている神代小路については、その周辺を含めて一体的に景観の保全・向上を図ります。

また、市内に数多く残る遺跡等の歴史的資源については、緑豊かな遺跡景観の形成に努めます。

➤ 伝統芸能等の保存・継承

自治会、保存団体など地域と連携し、伝統芸能等の保存・継承への意識の高揚を図ります。

●快適環境の創出における市民・事業者の取り組み

市民・事業者の取り組み

【市民の取り組み】

- 公園や街路樹等の身近な緑への興味・関心
- 緑化活動や美化活動への積極的な参加
- ペットの適正飼育
- 歴史や文化に触れる機会の創出
- 地域の伝統芸能やお祭りへの積極的な参加
- 交通事故防止の取り組み活動への協力

【事業者の取り組み】

- 工場・事業所の敷地内や屋上・壁面の緑化
- 緑化活動や美化活動への積極的な参加と支援
- 屋外広告物の設置における周辺環境への配慮
- 開発事業における景観資源への配慮
- 文化財の調査や保全活動への支援
- 地域の伝統芸能やお祭りへの積極的な参加・支援

●快適環境の創出における数値目標

指標	単位	現状 (R5)	中間目標 (R11)	目標 (R16)
公園等整備量（H24）（一人当たり面積）	m ² /人	50.2	50.2	50.2
道路清掃実施範囲	km	215	220	230
飼い犬のしつけ方教室実施回数	回	0	3	5
ペットに関する苦情件数	件	22	5	3
花苗配布箇所数	箇所	34	34	34
花苗配布本数	本	21,755	13,000	13,000
文化財の指定数（延べ）	件	67	67	71
郷土歴史講座開催回数	回	13	10	10
遺物展示回数	回	1	3	3

4 脱炭素を実現しよう

4.1 地球温暖化対策



関連する SDGs の目標



【市の取り組み】

- 地球温暖化対策実行計画※の推進
雲仙市地球温暖化対策実行計画※（区域施策編・事務事業編及び気候変動適応計画※）に基づき、温室効果ガス※の排出量低減に努めます。
- クールビズ※、ウォームビズ※の推進
クールビズ※やウォームビズ※の普及を推進し、冷暖房の使用による環境負荷の低減に努めます。
- 公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入
新規購入の際は、選定基準に価格だけでなく二酸化炭素※の削減効果の評価基準を加味し、できるだけ二酸化炭素※の削減効果の高い車両を導入します。
- アイドリングストップの推進
公用車のアイドリングストップの実践に努めるとともに、アイドリングストップや急加速をしない運転等、エコドライブの普及啓発を促進します。
- 森林の適正な維持管理
森林の適正な維持管理を行い、森林が持つ二酸化炭素※を吸収する機能の向上に努めます。
- 脱炭素に関する理解の促進
市のホームページや広報等による周知・啓発の他、パネル展や市民講座、講演会・セミナー等を実施し、脱炭素に関する市民の理解を深めます。
- 「ゼロカーボン・うんぜん」の推進
2050年ゼロカーボンの認知度向上と、市民や事業者による自主的な脱炭素化の取り組みを促進するためPRを行います。

4.2 再生可能エネルギーの利用促進



関連する SDGs の目標



【市の取り組み】

- 再生可能エネルギー※の導入
様々な再生可能エネルギー※を平常時から最適利用できる環境を整備します。
- 庁舎等への太陽光発電の導入
庁舎等への積極的な太陽光発電の導入を行います。
また、導入時は蓄電池との組み合わせにより、平常時も停電時も、どちらの場合にも活用できるエネルギーマネジメントシステム※を構築します。
- 地熱資源の保護・活用
温泉熱に関する知識醸成を図るとともに、温泉などの地熱資源保護を目的とした各種データを蓄積し、地域と情報共有を行いつつ持続可能な資源活用方策を検討していきます。
- 木質バイオマスエネルギーの活用
公共施設等への木質バイオマスボイラーの導入を推進します。
- 市民向け施設見学会の開催
市内の再生可能エネルギー※等設備の見学会を開催し、一般市民への啓発を行います。
- 再エネ・省エネ設備導入支援の実施
太陽光、蓄電池等の再エネ・省エネ設備導入時の支援を行います。

4.3 ごみの発生抑制とリサイクルの推進



関連する SDGs の目標



【市の取り組み】

- ごみ減量化の推進
発生抑制（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）といった 4R※運動を推進し、ごみの減量化に努めます。
- 不法投棄防止対策の強化
不法投棄等の発生を防止するため、環境監視員を配置し、監視体制の強化を図ります。
また、改善に向けて関係機関と連携して指導を行います。
- 分別の徹底
「ごみの分け方・出し方ルールブック」の更新、「雲仙市環境カレンダー」の継続作成により、市民への分別の指導を行います。
また、事業者に対しては、収集運搬業許可業者を通じ、ごみの搬入時に分別の指導を行います。
- 啓発・広報活動の充実
市のホームページや広報等を通じて、家庭教育や事業活動において発生するごみ量や処理の実態等の情報提供や、過剰包装を断る習慣づけ、買い物際にはマイバックを持参するようなPRを実施します。
- 効率的なごみやし尿の収集・処理体制の構築
効率的なごみやし尿の収集・処理体制の構築に取り組むとともに、老朽化した施設の更新や適切な施設の維持管理を計画的に行います。
また、事業系ごみについては事業者への減量、再資源化の指導を推進します。
- グリーン購入※の促進
リターナブル製品や再生資源を利用した製品、エコマーク付きの商品の利用などグリーン購入※を促進します。

- 見学会・学習会の実施
施設見学会や体験学習を実施し、ごみ処理に関する教育・啓発活動の充実を図るとともに、市民や事業者に対し、ごみ分別や減量、資源化に関する懇談会や学習会を開催します。
- イベント・キャンペーンの実施
市内の美化活動を促進するとともに、生ごみひとしぼり運動やレジ袋削減キャンペーンなど新規のイベントやキャンペーンを市民、事業者と協働して実施します。
- 生ごみ処理機器※等の導入促進
生ごみ処理機器※等の購入に要する費用の助成を行い、さらなる生ごみ処理機器※等の導入促進を図ります。
- ごみ減量店の推進
使用済製品・容器の回収等、ごみの減量化・資源化への取り組みを行っているごみ減量推進店を市民にPRし、積極的な利用を進めます。
- ストックハウス収集の浸透
市民へのストックハウス利用の啓発を行い、利用率を向上させます。
- 廃食用油のリサイクル
一般家庭からの廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料へのリサイクルを推進します。

●脱炭素の実現における市民・事業者の取り組み

市民・事業者の取り組み
【市民の取り組み】 ➤ 日常生活における節電・節水の実施 ➤ 環境負荷の少ない自動車の購入検討 ➤ 自転車や公共交通機関の利用 ➤ 再エネ・省エネ製品の積極的な購入 ➤ 「ゼロカーボン・うんぜん」への賛同 ➤ ごみの分別の徹底 ➤ マイバッグの持参 ➤ 生ごみの減量やたい肥化の実施
【事業者の取り組み】 ➤ 工場・事業所における節電・節水の実施 ➤ 環境負荷の少ない自動車の購入検討 ➤ 公共交通機関の利用 ➤ 再エネ・省エネ製品の積極的な購入 ➤ 太陽光発電など再生可能エネルギー※を利用した設備の導入 ➤ 夏季のクールビズ※、冬季のウォームビズ※の推進 ➤ 「ゼロカーボン・うんぜん」への賛同 ➤ ごみの分別の徹底 ➤ リサイクル製品の積極的な活用

●脱炭素の実現における数値目標

指標	単位	現状 (R5)	中間目標 (R11)	目標 (R16)
庁舎使用電力量（庁舎増築分含む）	kWh	771,284	770,000	770,000
木質等バイオマスの設備導入	施設	1	2	4
地熱発電施設（温泉水）導入件数	施設	1	2	2
生ごみ減量化量	t	275	325	365
ごみの再資源化率	%	15	24	31
1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	987.4	812.8	720.0

【雲仙市地球温暖化対策実行計画の数値目標】

雲仙市では、本計画とは別に温室効果ガス※の削減や気候変動※への適応に関する取り組みを定めた、「雲仙市地球温暖化対策実行計画※（区域施策編・事務事業編及び気候変動適応計画※）」を令和6年3月に策定しています。

同計画には以下の脱炭素の実現に向けた数値目標（基準年度：平成25年度）が設定されており、本計画と連携し目標達成、進行管理を行うものとします。

指標	目標値（令和 12 年度）
公共施設における太陽光発電設備の設置状況	公共施設：50%設置
住宅及び事務所における太陽光発電設備の設置状況	住宅：50 件（5kW） 事務所：10 件（20kW）
公共施設における電気自動車充電設備及び蓄電池の設置件数	急速充電：7 件 普通充電：14 件 蓄電池：7 件
遊休地等への発電設備の導入件数	5 件
未利用公有地への大規模発電設備の導入件数	1 件
地熱発電設備（温泉水）導入件数	2 件
木質バイオマスの設備導入件数	3 件
畜糞バイオマス発電・堆肥化等の畜産糞尿を活用した設備の導入件数	1 件
電気自動車充電設備の設置件数	急速充電：5 件 普通充電：30 件
民営観光関連施設における太陽光発電設備の設置数	20 件
「ながさき地産地消※こだわり店」の認定店舗数	10 件
再生可能エネルギー※由来の電気の調達件数	10 件
LED 照明への更新件数	5 件
エネルギー管理システムの導入件数（職場単位）	10 件
電力使用量	50%削減 （再エネ由来電源を除く）

5 人と人とのつながりで環境像を実現しよう

5.1 環境学習・環境教育の推進と情報提供



【市の取り組み】

- 環境保全に関する意識啓発
家庭、地域、学校、職場などにおける環境教育※、環境学習※の充実を図り、環境保全に関する意識啓発に努めます。
- 協働意識の醸成・啓発
市民協働について理解を深め、市民と市による協働のまちづくりを実現するため、市民や市職員の意識の醸成と啓発を図ります。
- 広報活動の充実
緑に関する情報を広く市民へ提供するために、市報やホームページへの掲載など、積極的な情報発信に努めます。
その他にもソーシャルメディアなど多様な媒体を活用して、わかりやすい広報活動を展開します。
- 緑のイベント等の充実と開催支援
雲仙天草国立公園の自然景観、島原半島世界ジオパーク※の雄大な自然をはじめ、身近に広がる魅力的な緑に対する愛着や関心を深めるため、各種イベントなどを実施します。

5.2 環境保全活動の推進



関連する SDGs の目標



【市の取り組み】

- ボランティアの育成
ボランティア研修会や講習会の開催により、ボランティアの育成と意識の向上、地域リーダーの育成など将来の担い手育成に努めます。
- ボランティアの活動支援
各種市民活動団体・ボランティア団体などの活動支援に努め、地域に即した環境保全活動に取り組みます。
- 環境保全活動の意識啓発
環境保全活動に対して、市民や事業者の参加を促し、市民・事業者・市が一体となって進めていけるように意識啓発や参加の機会を設けます。
- 協働に関する情報収集・発信
協働に関する情報収集・発信を行い、各種市民活動団体・ボランティア団体が活動しやすい環境づくりを進めます。

●人と人とのつながりにおける市民・事業者の取り組み

市民・事業者の取り組み
【市民の取り組み】 ➤ 環境に関するイベントや環境学習※への積極的な参加 ➤ 環境に関する情報の収集 ➤ 他主体（市・事業者）との連携や協力の強化
【事業者の取り組み】 ➤ 環境にイベントや環境学習※への積極的な参加・支援 ➤ 工場・事業所における環境教育の推進 ➤ 環境に関する情報の収集 ➤ 環境マネジメントシステム※の導入 ➤ 環境ボランティア団体等の活動の支援 ➤ 他主体（市・市民）との連携や協力の強化

●人と人とのつながりにおける数値目標

指標	単位	現状 (R5)	中間目標 (R11)	目標 (R16)
環境学習※開催回数	回	7	8	9
市民や事業者等の環境保全活動の満足度*	%	24	30	40

*市民アンケートより。

第6章 リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクトの設定の考え方

前章では、望ましい環境像を実現するための基本的な取り組みについて、5つの環境目標を掲げ体系的に整理してきました。

しかし、実際は様々な環境課題が複雑に絡み合い、相互に密接な関係を持っているため、それぞれの環境課題を個別に解決していくことは困難となっています。一方で、すべての環境課題を同時に解決しようとしても、分野が極めて広く、また取り組みを行う主体も多岐にわたるため、各主体の役割分担や進捗管理が難しいという課題を抱えています。

このことから、第2章及び第3章で示した本市の環境の現状や課題、地域特性などを踏まえ、本計画の目指す環境像の実現に向け、計画推進の初動を促し、先導的な役割を果たす取り組みをリーディングプロジェクトとして位置付け、その実施内容、役割及び数値目標等を設定します。

2 リーディングプロジェクトの設定

前章までもでも取り上げたとおり、COP21でのパリ協定※採択に伴い、日本では、令和12(2030)年度の温室効果ガス※排出量を平成25(2013)年度比で46%削減することを目標として掲げるとともに、令和32(2050)年までに温室効果ガス※の排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラル※を目指すことを宣言しています。

そして、雲仙市でも、令和4年11月策定の「雲仙市脱炭素計画」、令和6年3月策定の「雲仙市地球温暖化対策実行計画※」に基づき、本市の特性を活かした取り組みを加速させるとともに、令和5年2月に2050年までに雲仙市における二酸化炭素※排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ※」の実現を表明し、市民・事業者・市が一体となり、「オール雲仙」で再生可能エネルギー※の導入や省エネルギー行動に取り組むことを宣言しています。

また、令和6年3月には雲仙国立公園が九州で初めて脱炭素化に取り組む国立公園「ゼロカーボンパーク」に登録され、地獄の熱で水を温めて暖房や給湯に使う「爛(かん)つけ」のツアー開発などを行っています。

二酸化炭素※の量は近年減少傾向にあり、令和3年度に雲仙市から排出された二酸化炭素※の量は平成25年度と比較すると排出量は約28%減少していますが、ゼロカーボンの実現に向けては、市民・事業者・市が連携してより一層の取り組みを推進していかなければなりません。

これらのことを踏まえ、以下の取り組みをリーディングプロジェクトとして設定し、数値目標に基づく進行管理のもと、着実な施策の展開を図っていくこととします。

【リーディングプロジェクト】
「賑わいと豊かさの中でゼロカーボン実現」プロジェクト

【リーディングプロジェクト】
「賑わいと豊かさの中でゼロカーボン実現」プロジェクト

関連する



SDGs の目標



●先導的な役割を果たす市の取り組み

- ◆ 地球温暖化※対策を進めます！
 - ✓ 地球温暖化対策実行計画※を推進します。
 - ✓ クールビズ※、ウォームビズ※を推進します。
 - ✓ 公用車へクリーンエネルギー自動車を導入します。
 - ✓ 森林の適正な維持管理を行います。
- ◆ 再生可能エネルギー※の利用を進めます！
 - ✓ 「ゼロカーボン・うんぜん」の理解促進に取り組みます。
 - ✓ 様々な再生可能エネルギー※の利用を推進します。
 - ✓ 庁舎等へ太陽光発電を導入します。
 - ✓ 太陽光、蓄電池等の再エネ・省エネ設備導入時の支援を行います。
- ◆ ごみの量を減らしてリサイクルを進めます！
 - ✓ 4R※運動を推進してごみ減量化に努めます。
 - ✓ 監視体制を強化して不法投棄の防止に努めます。
 - ✓ 市民や事業者に対して分別の徹底を指導します。
 - ✓ 効率的なごみやし尿の収集・処理体制を構築します。
 - ✓ グリーン購入※を促進します。
 - ✓ 生ごみ処理機器※等の導入を促進します。
 - ✓ ごみの減量化等の取り組みを行っている「ごみ減量推進店」を市民に PR します。
 - ✓ ストックハウスの利用率を向上させます。
- ◆ 脱炭素に関する普及・啓発を進めます！
 - ✓ 啓発・広報活動を充実させます。
 - ✓ 市民や事業者に向けた見学会・学習会を実施します。
 - ✓ 市民や事業者と協働してイベントやキャンペーンを実施します。

●市民・事業者の取り組み

市民・事業者の取り組み	
【市民の取り組み】	
➤	日常生活における節電・節水の実施
➤	環境負荷の少ない自動車の購入検討
➤	自転車や公共交通機関の利用
➤	再エネ・省エネ製品の積極的な購入
➤	「ゼロカーボン・うんぜん」への賛同
➤	ごみの分別の徹底
➤	ごみのポイ捨てや不法投棄の禁止
➤	マイバッグの持参
➤	生ごみの減量やたい肥化の実施
➤	地域の清掃活動への積極的な参加
【事業者の取り組み】	
➤	工場・事業所における節電・節水の実施
➤	環境負荷の少ない自動車の購入検討
➤	自転車や公共交通機関の利用
➤	再エネ・省エネ製品の積極的な購入
➤	太陽光発電など再生可能エネルギー※を利用した設備の導入
➤	夏季のクールビズ※、冬季のウォームビズ※の推進
➤	「ゼロカーボン・うんぜん」への賛同
➤	ごみの分別の徹底
➤	廃棄物の排出抑制・適正処理
➤	リサイクル製品の積極的な活用
➤	不法投棄監視への参加・協力
➤	地域の清掃活動への積極的な参加・支援

●環境指標

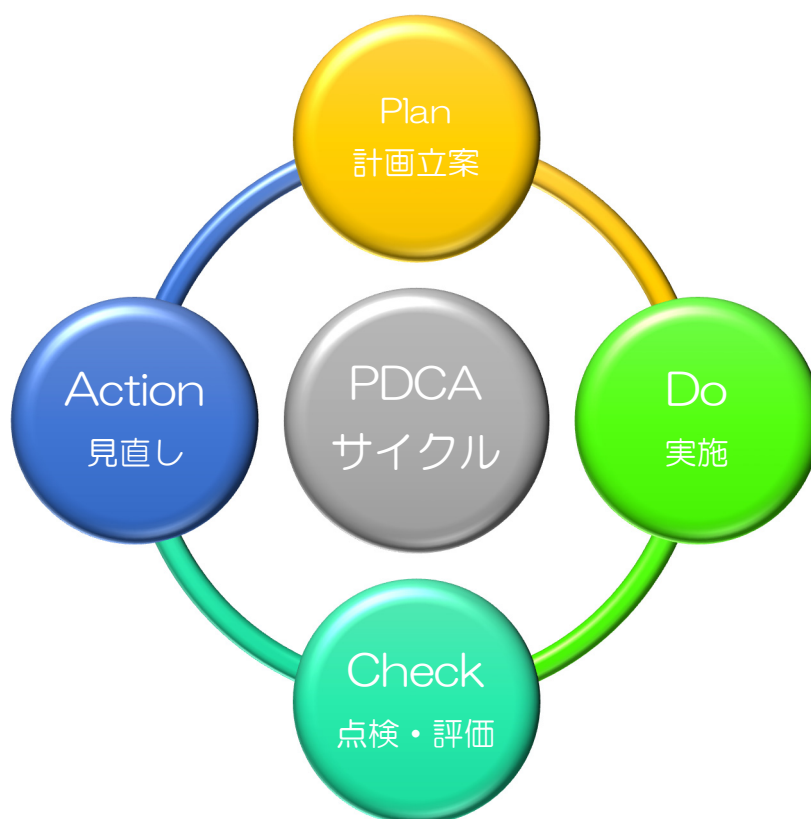
指標	単位	現状 (R5)	中間目標 (R11)	目標 (R16)
庁舎使用電力量（庁舎増築分含む）	kWh	771,284	770,000	770,000
木質等バイオマスの設備導入	施設	1	2	4
地熱発電施設（温泉水）導入件数	施設	1	2	2
生ごみ減量化量	t	275	325	365
ごみの再資源化率	%	15	24	31
1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	987.4	812.8	720.0

第 7 章 計画の進行管理

1 計画の進行管理

(1) 進行管理の考え方

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施、点検・評価、見直しまでの流れを、Plan（計画立案）→ Do（実施）→ Check（点検・評価）→ Action（見直し）による環境マネジメントサイクルにより進行管理していきます。



①毎年度の PDCA サイクル

毎年度の PDCA サイクル※は、以下に示す事項により進めることとします。

■毎年度の PDCA サイクル（進行管理）

P（計画立案）	予算を確定し、取り組みの変更、追加を行います。
D（実施）	本計画に基づき、取り組みを推進します。
C（点検・評価）	環境の現況及び環境指標、施策の進捗状況の点検・評価などを行います。
A（見直し）	翌年度の取り組みや予算への反映方針を検討します。

②計画を見直すための PDCA サイクル

計画を見直すための PDCA サイクル※は、以下に示す事項により進めることとします。

なお、本計画は令和 16 年度までを計画期間としますが、今後の社会情勢の変化や環境に関する知見の向上、市民の環境に対する価値観の変化などに適切に対応するため、必要に応じて柔軟に計画を見直します。

見直しにあたっては、アンケート調査を実施し、市民の意見、意向を把握するものとします。

■計画全体を見直す PDCA サイクル

P（計画立案）	環境基本計画の策定、又は改定を行います。
D（実施）	各主体により、本計画で位置付けられた取り組みを実行します。
C（点検・評価）	計画の点検・評価を行います。
A（見直し）	点検・評価の結果に基づき、計画を見直します。

(2) 進行管理の方法

進行管理については、5つの基本目標について位置付けた施策や取り組み、数値目標を中心に実施していきます。特に、リーディングプロジェクトとして位置付けた、「賑わいと豊かさの中でゼロカーボン実現」プロジェクトに関する取り組み及び数値目標については重点的に実施していきます。

具体的には、市の環境の状況や、施策の実施状況、数値目標の達成状況などを定期的に把握・調査し、「雲仙市環境保全審議会」や庁内への報告を行い、意見・提言をいただき、計画を見直し、それに基づくさらなる取り組みを実施していくものとします。

なお、第5章に示した取り組みについては、中間見直し時において、基本目標に対する取り組み実績について確認し、必要に応じた修正、追加、削除を行うものとします。

2 計画の推進体制

(1) 雲仙市環境保全審議会

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただきます。また、環境施策に関する取り組みの実施状況及び目標の達成状況について報告し、意見・提言を受けます。

(2) 庁内による点検・評価

本計画に掲げた施策を組織的かつ計画的に推進するために、庁内による点検・評価を行います。

(3) 広域的な連携

広域的な取り組みが求められる課題や地球環境問題への対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

資料編

資料 1 計画策定の経緯

実施日（期間）	内 容
令和 5 年 12 月～ 令和 6 年 1 月	環境に係るアンケート調査の実施（対象：市民、小学生、中学生、高校生、事業者）
令和 6 年 11 月 7 日	第 1 回雲仙市環境保全審議会 「第 2 次雲仙市環境基本計画」について（諮問）
令和 6 年 12 月 16 日	第 2 回雲仙市環境保全審議会
令和 7 年 2 月 7 日～ 2 月 21 日	パブリックコメントの実施
令和 7 年 3 月 6 日	第 3 回雲仙市環境保全審議会
令和 7 年 3 月 26 日	「第 2 次雲仙市環境基本計画」について（答申）

資料 2 諮問書

6 雲環第 6 5 1 号

令和 6 年 1 1 月 7 日

雲仙市環境保全審議会

会長 中山 智喜 様

雲仙市長 金澤 秀三郎



「第 2 次雲仙市環境基本計画」について（諮問）

雲仙市環境保全条例第 3 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき「第 2 次雲仙市環境基本計画」について諮問します。

【諮問理由】

今後の雲仙市における良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を推進するため、策定中の第 2 次雲仙市環境基本計画についての意見をお伺いするもの。

資料 3 答申書

令和 7 年 3 月 26 日

雲仙市長 金澤 秀三郎 様

雲仙市環境保全審議会
会長 中山 智喜



第 2 次雲仙市環境基本計画について（答申）

令和 6 年 11 月 7 日付け 6 雲環第 651 号で諮問のありました第 2 次雲仙市環境基本計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、妥当であると判断し、下記のとおり答申します。

今後は、答申の趣旨を尊重しつつ、本計画実現のため、市民、事業者との協働をさらに進め、積極的かつ効果的な施策の展開を図るとともに、社会経済情勢の変化や国の動向等を適切に把握し、適正に計画を推進し、めざす環境像「ゼロカーボンが実現し、豊かな自然に囲まれ、真に安心で快適な環境で過ごせるまち うんぜん」を実現されますよう要望するものであります。

また、下記をはじめとして、この審議会で出された意見につきましては、今後の環境行政推進の中で、十分に活かされますよう希望いたします。

記

1. 地球温暖化対策にあたっては、市や市民の取り組みも重要だが、事業者の再生可能エネルギー導入に期待されるところも大きい。市としても何等かの支援を講じながら、地域全体としての地球温暖化対策を促進されたい。
2. 雲仙市の次世代を担う子どもたちへの環境学習や教育が大事である。市民、団体、大学などとも連携しての出張講座の開催など、色々な方法を検討して実践されたい。
3. 計画の推進管理が重要である。本計画に示された数値目標について着実に進捗状況を把握し、PDCA サイクルによる進行管理を実施されたい。
4. 本計画は市内の小学生、中学生、高校生にもアンケート調査をして、その意見や意向を聞いた上で作成されたものとして評価できる。計画推進にあたっては、大人だけではなく、子どもたちにも理解促進が図れるようなリーフレットなどを作成し、市のあらゆる世代がより良い環境づくりの重要性が意識できるような仕組みを作られたい。
5. 環境問題は、後継者不足による耕作放棄地の問題や、不法投棄、海岸への漂着ごみ、合併浄化槽の設置や下水道への接続など、多様な課題を内包している。これらを解決するために市の他の関連計画や事業、県の取り組みなどと連携しながら、本計画の目標を達成されたい。

資料 4 雲仙市環境保全審議会委員名簿

種 別	氏 名	所 属	役 職	備 考
学識経験者	中山 智喜	長崎大学総合生産科学域	准教授	審議会会長
	横田摩野子	雲仙市立千々石第一小学校	養護教員	
市議会議員	深堀 善彰	雲仙市議会文教厚生常任委員	委員	
	林田 哲幸	雲仙市議会文教厚生常任委員	委員	
民間団体等	中村 篤	雲仙市自治会長連合会	会長	審議会副会長
	小川 博	島原雲仙農業協同組合	理事	
	宅島 壽雄	雲仙市商工会	会長	
	辰田 英治	県南環境事業協同組合	代表理事	
関係行政機関	眞崎哲太郎	長崎県県南保健所	衛生環境課長	
市の職員	林田 義幸	雲仙市	環境水道部長	

資料 5 アンケート調査結果（概要）

雲仙市環境基本計画策定にあたっては、市民、小学生、中学生、事業者を対象とした雲仙市の環境に係るアンケート調査を実施し、その意見、意向を反映しました。

以下に、調査結果の概要を示します。

【市民アンケート調査結果】

1. 調査概要

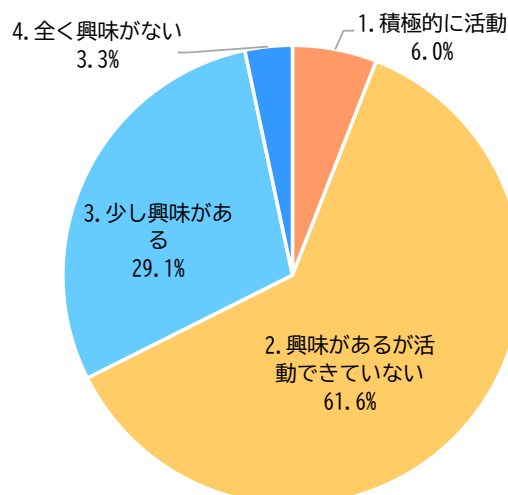
調査期間	令和 5 年 12 月 22 日～令和 6 年 1 月 11 日
調査対象	20 歳以上の市民
調査方法	郵送にて配布・回収
配布数	2,070 サンプル
有効回答数（有効回答率）	581 票（28.1%）

2. 集計結果

（1）環境問題に関する関心度

- 興味があると回答した人（1～3 と回答した人）は 96.7%となっており、ほとんどの人が環境問題に対して関心を持っているが、「1.積極的に活動」は 6.0%と少なかった。

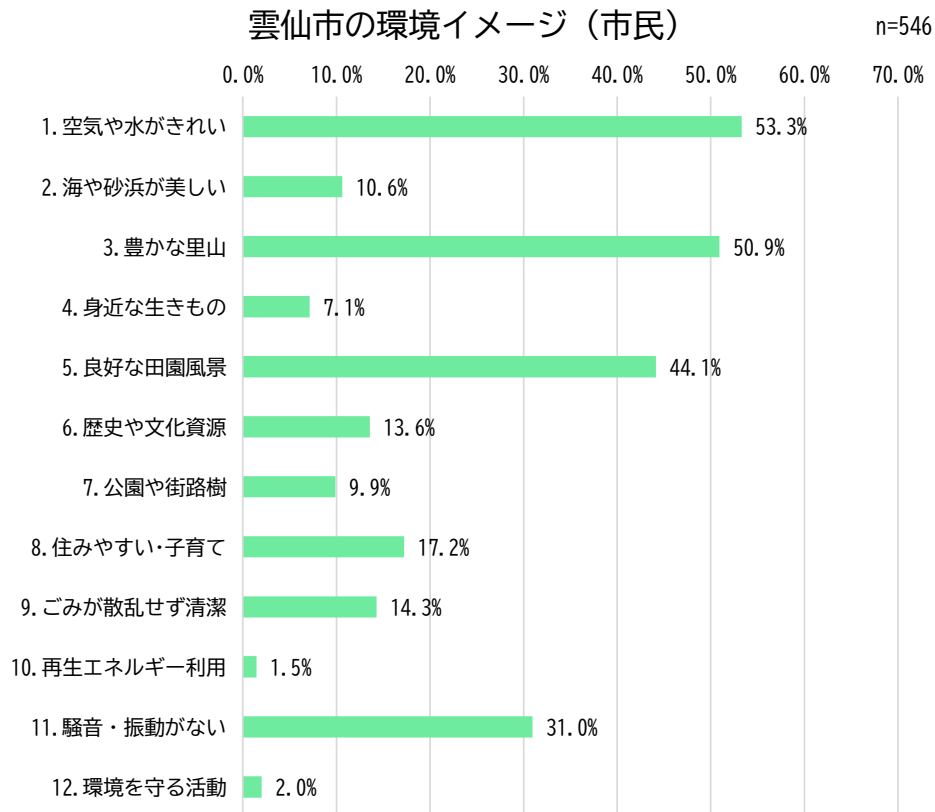
環境問題に対する関心度（市民）



n=571

（２）雲仙市の環境イメージ

- 「1.空気や水がきれい」が53.3%と最も高く、次いで「3.豊かな里山」が50.9%と高くなっていた。
- その他には、「5.良好な田園風景」が44.1%、「11.騒音・振動がない」が31.0%と比較的高くなっていた。
- 「10.再生可能エネルギー利用」、「12.みんなで環境を守る活動」はそれぞれ1.5%、2.0%と低くなっていた。

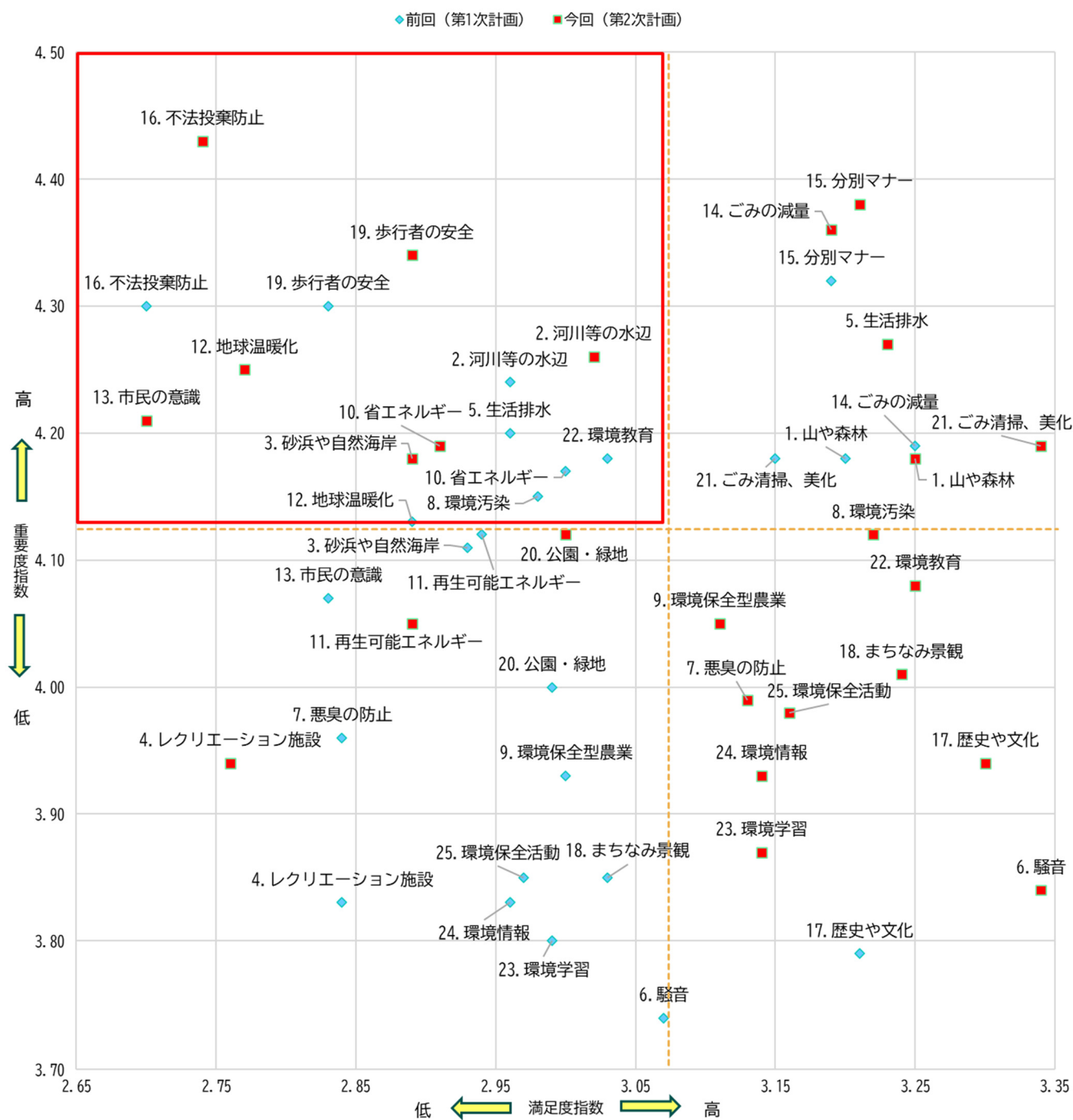


（３）環境への取り組みに対する満足度・重要度

各項目における満足度と重要度の評価（５段階評価）の平均を整理した。今回の全体での満足度の平均は3.07、重要度は4.13であった。「重要度」が高く「満足度」が低い項目は対応の必要性が高い項目と考えられる。

- 前回と比較すると、「16.不法投棄防止」と「19.歩行者の安全」は前回と同様に重要度が高いものの満足度が低くなっており、必要性が高い項目としてあがっていた。
- その他には、「12.地球温暖化」と「13.市民の意識」も前回よりも必要性が高い項目としてあがっていた。

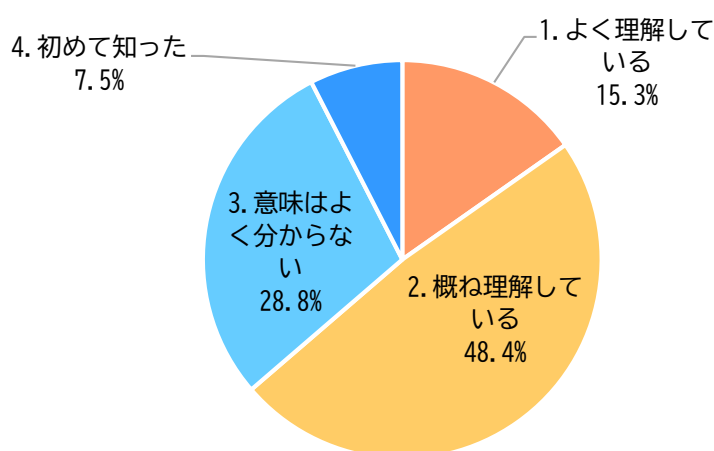
現状の満足度・重要度（市民）



(4) SDGs の認知度・関心項目

- 理解していると回答した人（1～2 と回答した人）は 63.7%となっており、6 割以上の人
が SDGs について理解していた。
- 一方、理解していない人（3～4 と回答した人）も一定数存在したため、今後も周知が必要
と考えられる。
- 「11.住み続けられるまちづくりを」が 43.1%と最も高く、次いで「3.すべての人に健康
と福祉を」が 39.8%となっていた。
- 上記の 2 ゴールについては、約 4 割の人が興味を持っており、他のゴールに比べると高く
なっていた。

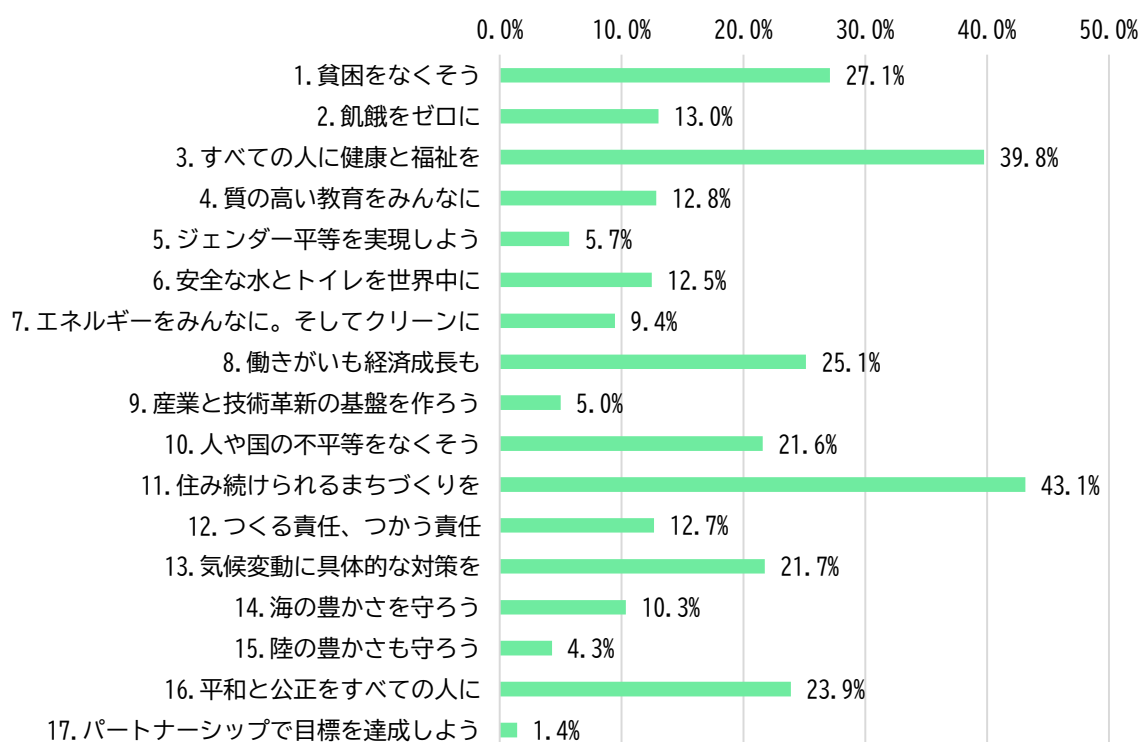
SDGsの認知度（市民）



n=570

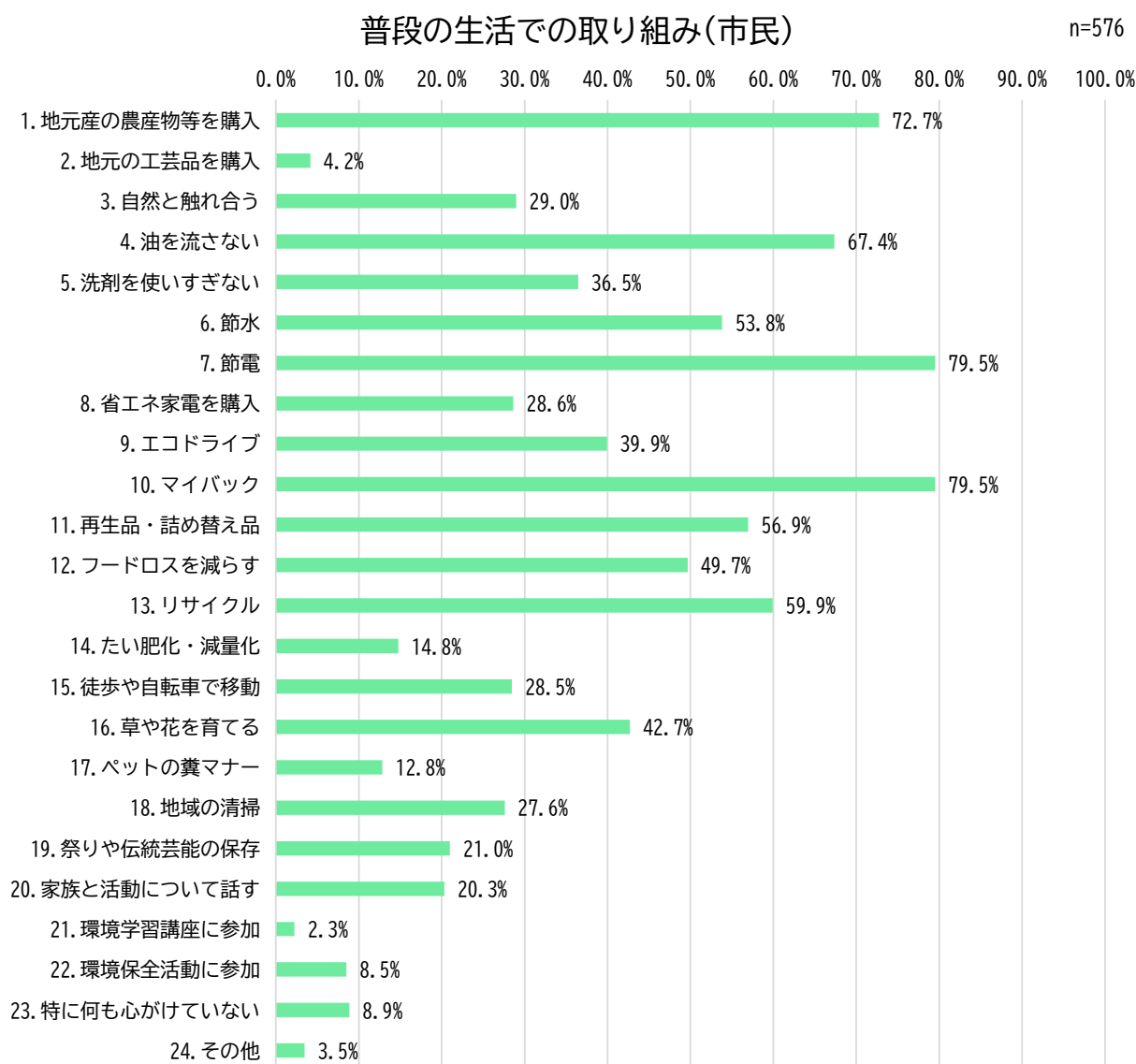
SDGsの関心項目（市民）

n=561



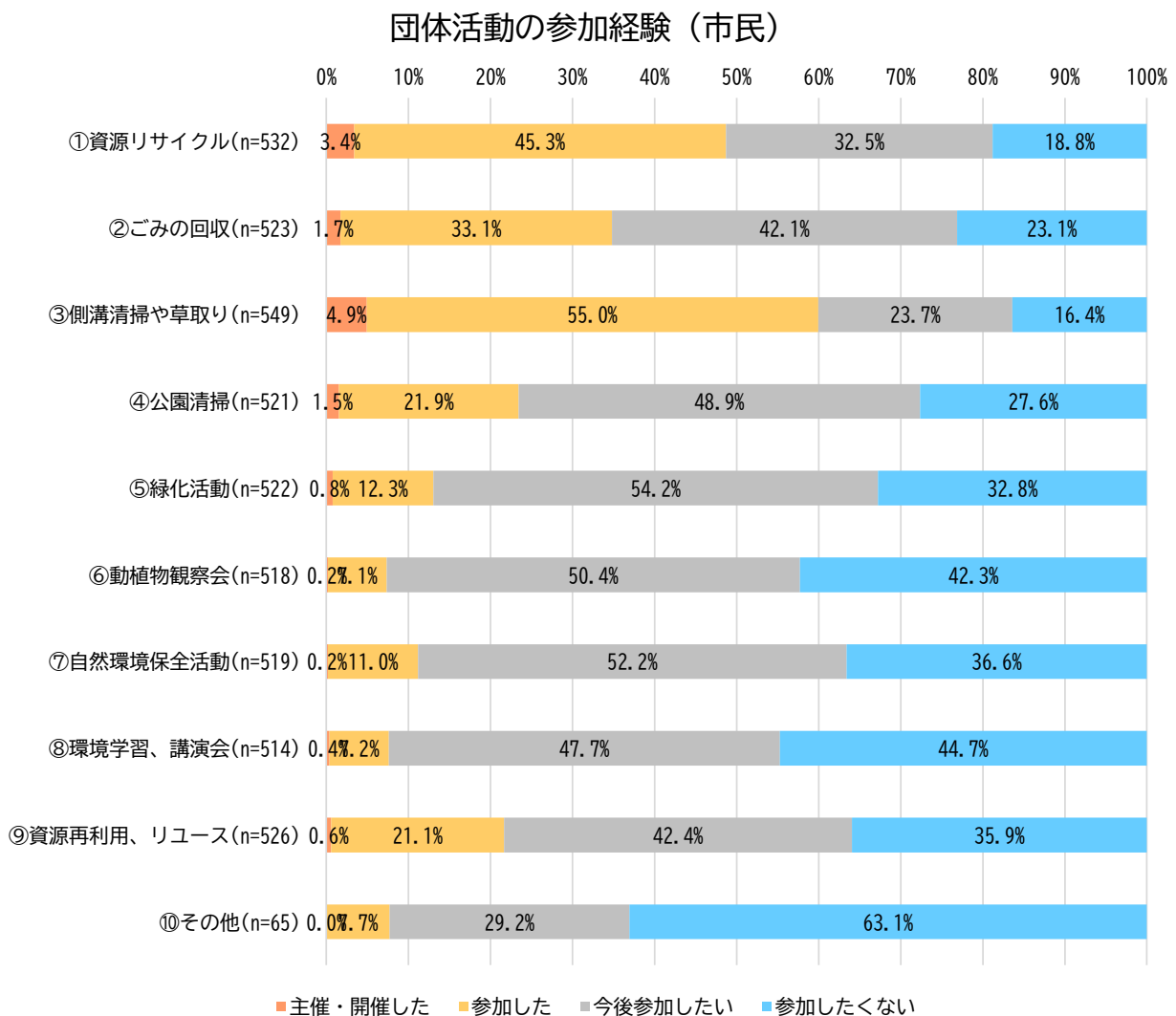
(5) 普段の生活での取り組み

- 「7.節電」と「10.マイバック」がそれぞれ79.5%と最も高く、約8割の人が取り組みを実施していた。
- 次いで「1.地元産の農産物等を購入」が72.7%と高く、上記を含め、日常生活の中で手軽に実施できる取り組みが高くなっていた。
- 「21.環境学習講座に参加」「2.地元の工芸品を購入」はそれぞれ2.3%、4.2%と低く、ほとんど取り組んでいる人はいなかった。
- 「23.特に何も心がけていない」と回答した人が8.9%となっており、このような層に対する意識啓発が必要である。



(6) 団体活動への参加経験

- 「③側溝清掃や草取り」に参加したことがある人は 55.0%と半数を超えていた。次いで「①資源リサイクル」も 45.3%と高くなっていた。
- 「主催・開催した」と回答した人は少なかった。
- ほとんどの項目において、「今後参加したい」と回答した人の割合が多いことから、初めての人でも参加しやすい工夫を行うことが重要と考えられる。
- 「参加したくない」と回答した人が多かったのは、「⑧環境学習、講演会」が 44.7%、「⑥動植物観察会」が 42.3%であった。

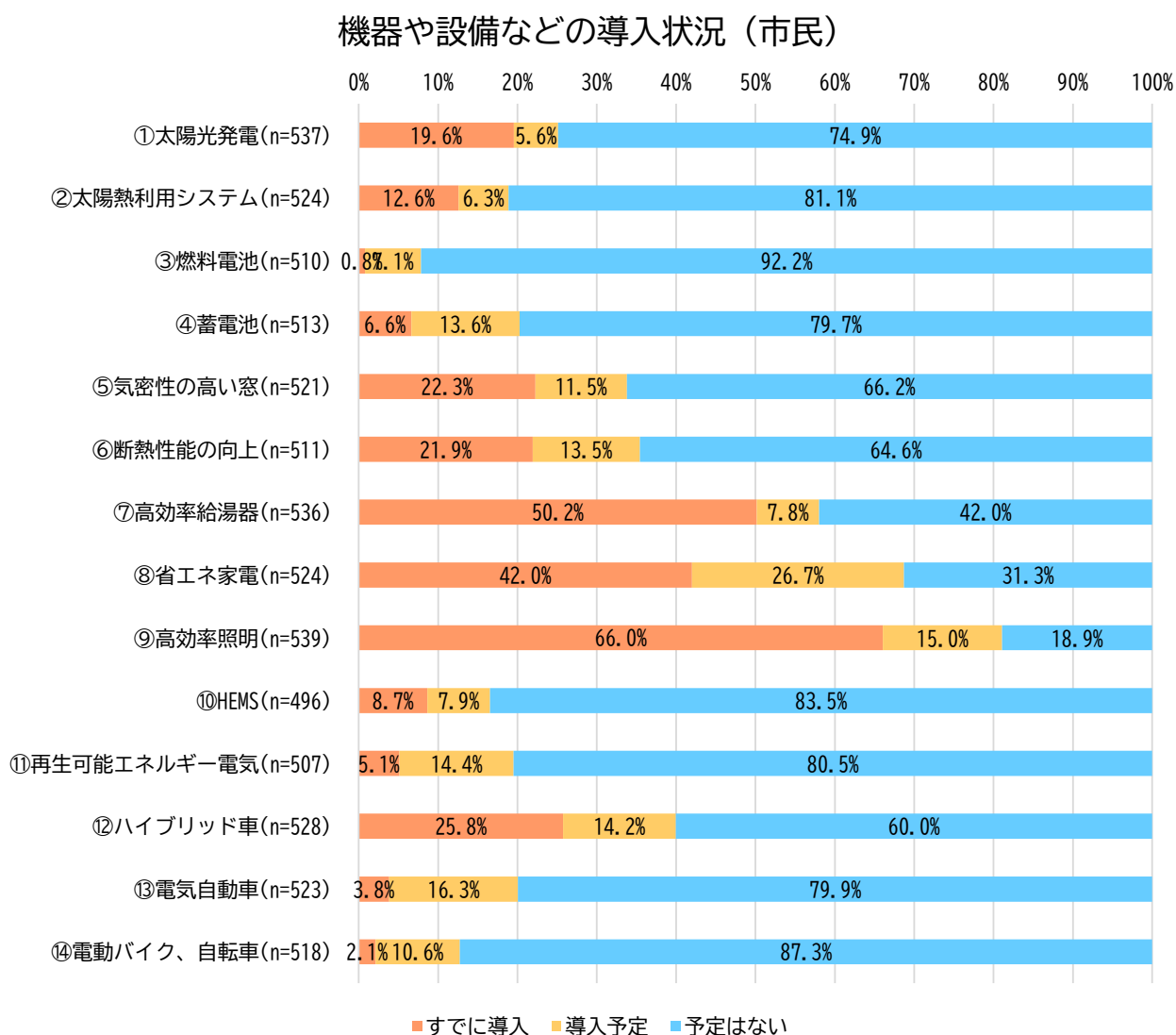


(7) 機器や設備などの導入状況

- 「⑨高効率照明（LED等）」が66.0%と最も高く、多くの方がすでに導入していた。
- 次いで「⑦高効率給湯器」が50.2%、「⑧省エネ家電」が42.0%であった。
- その他については、導入する予定はないと回答した人が半数を超えており、導入を促進するための取り組みが必要である。

【導入予定のない理由】

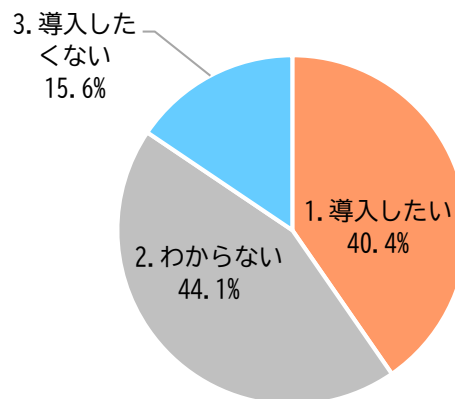
- 導入予定のない理由としては、金銭的な負担が大きな課題となっていた。
- その他の理由としては、「賃貸のため導入できない」という回答が多くあげられていた。



(8) 電気自動車の購入補助などが進んだ場合の導入予定

- 「1.導入したい」と回答した人は 40.4%となっており、約 4 割にとどまった。
- 「3.導入したくない」と回答した人は 15.6%となっており、理由としては「高齢のため」「費用が高いため」といった回答が多くあげられていた。

電気自動車の購入補助などが
進んだ場合の導入予定（市民）



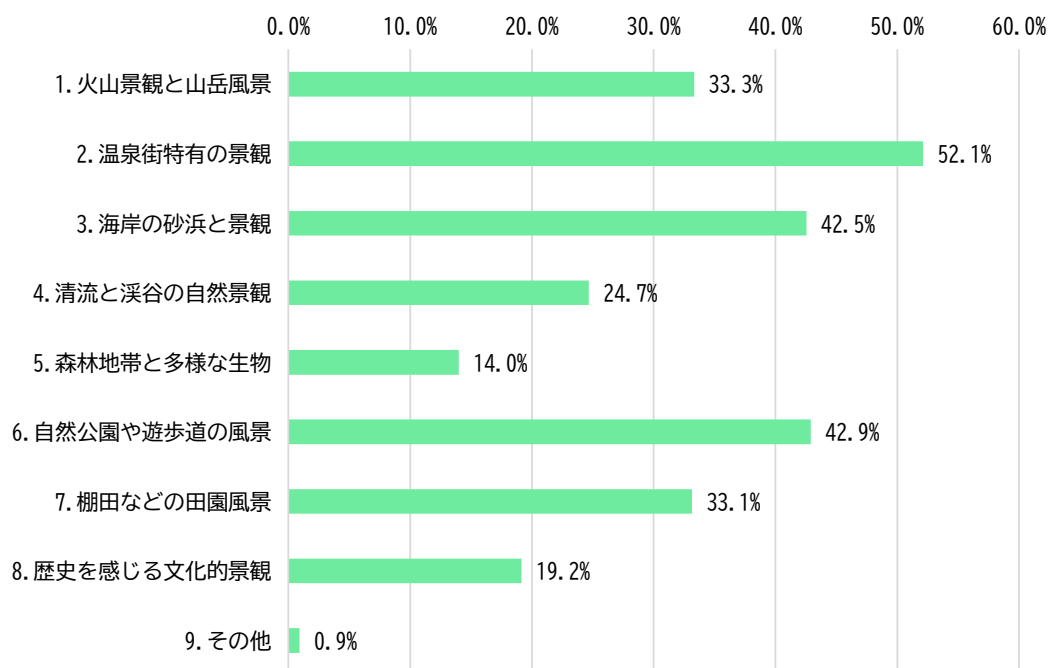
n=540

(9) 保全したい自然環境

- 「2.温泉街特有の景観」が 52.1%と最も高く、半数以上の人が特に保全したい自然環境として考えていた。
- 次いで「3.海岸の砂浜と景観」「6.自然公園や遊歩道の風景」が約 4 割となっていた。

保全したい自然環境（市民）

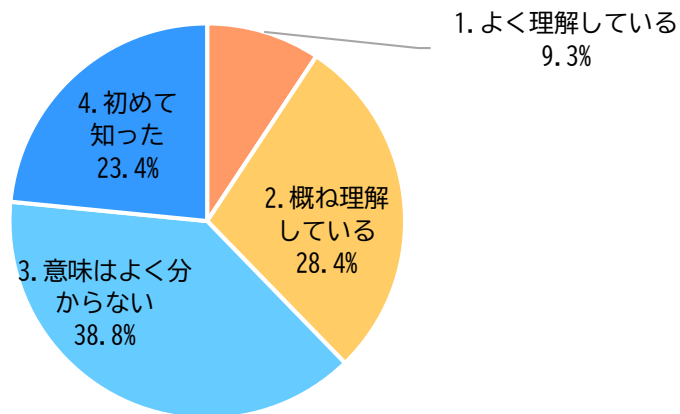
n=543



(10) 生物多様性の認知度

- 理解していると回答した人（1～2 と回答した人）は 37.7%であり、4 割以下となっていた。
- 「4.初めて知った」と回答した人が約 4 分の 1 となっており、情報の発信や周知が課題である。

生物多様性に対する認知度（市民）



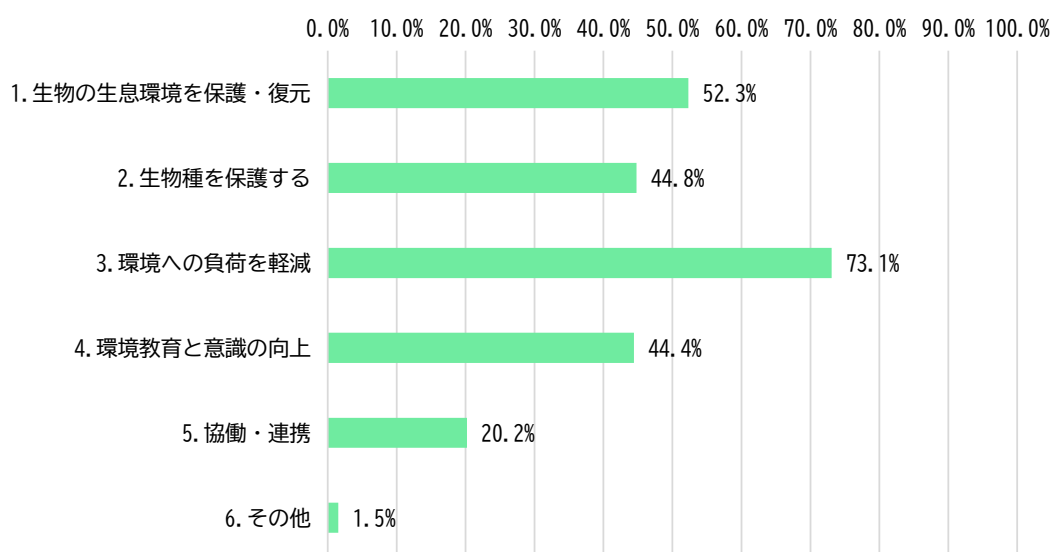
n=559

(11) 生物多様性を守るための重要項目

- 「3.環境への負荷を軽減」が 73.1%と最も高くなっていた。
- 次いで「1.生物の生息環境を保護・復元」が 52.3%、「2.生物種を保護する」が 44.8%となっている。

生物多様性を守るための重要事項（市民）

n=520



【小学生アンケート調査結果】

1. 調査概要

調査期間	令和6年1月9日～令和6年1月19日
調査対象	市内16校第5学年※
調査方法	学校ごとに配布・回収
配布数	346サンプル
有効回答数（有効回答率）	333票（96.2%）

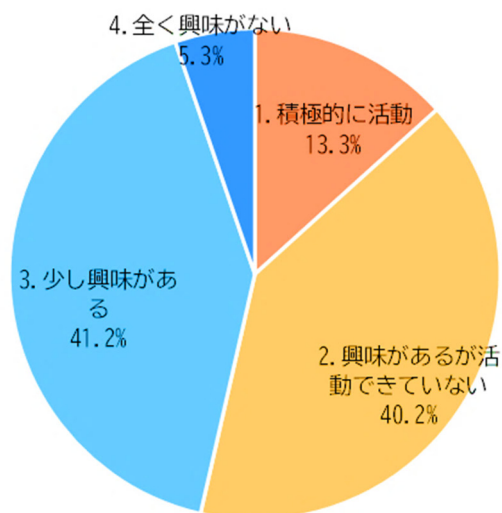
※全17校のうち千々石第二小学校を除いた16校

2. 集計結果

（1）環境問題に関する関心度

- 興味があると回答した小学生（1～3と回答した小学生）は94.7%となっており、ほとんどの小学生が関心を持っていた。
- 「1.積極的に活動」が13.3%と少し高くなっていた。

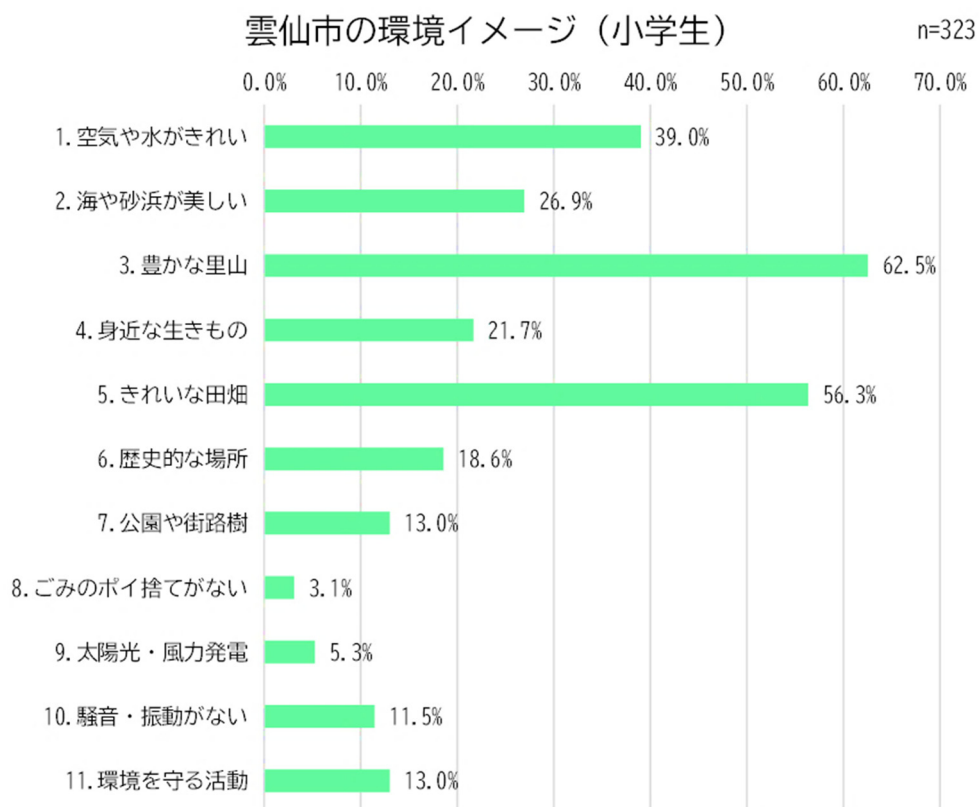
環境問題に対する関心度（小学生）



n=323

(2) 雲仙市の環境イメージ

- 「3.豊かな里山」が62.5%と最も高く、次いで「きれいな田畑」が56.3%となっていた。
- どちらも半数を超えており、多くの小学生が里山・田園風景を雲仙市の環境イメージとして持っていた。

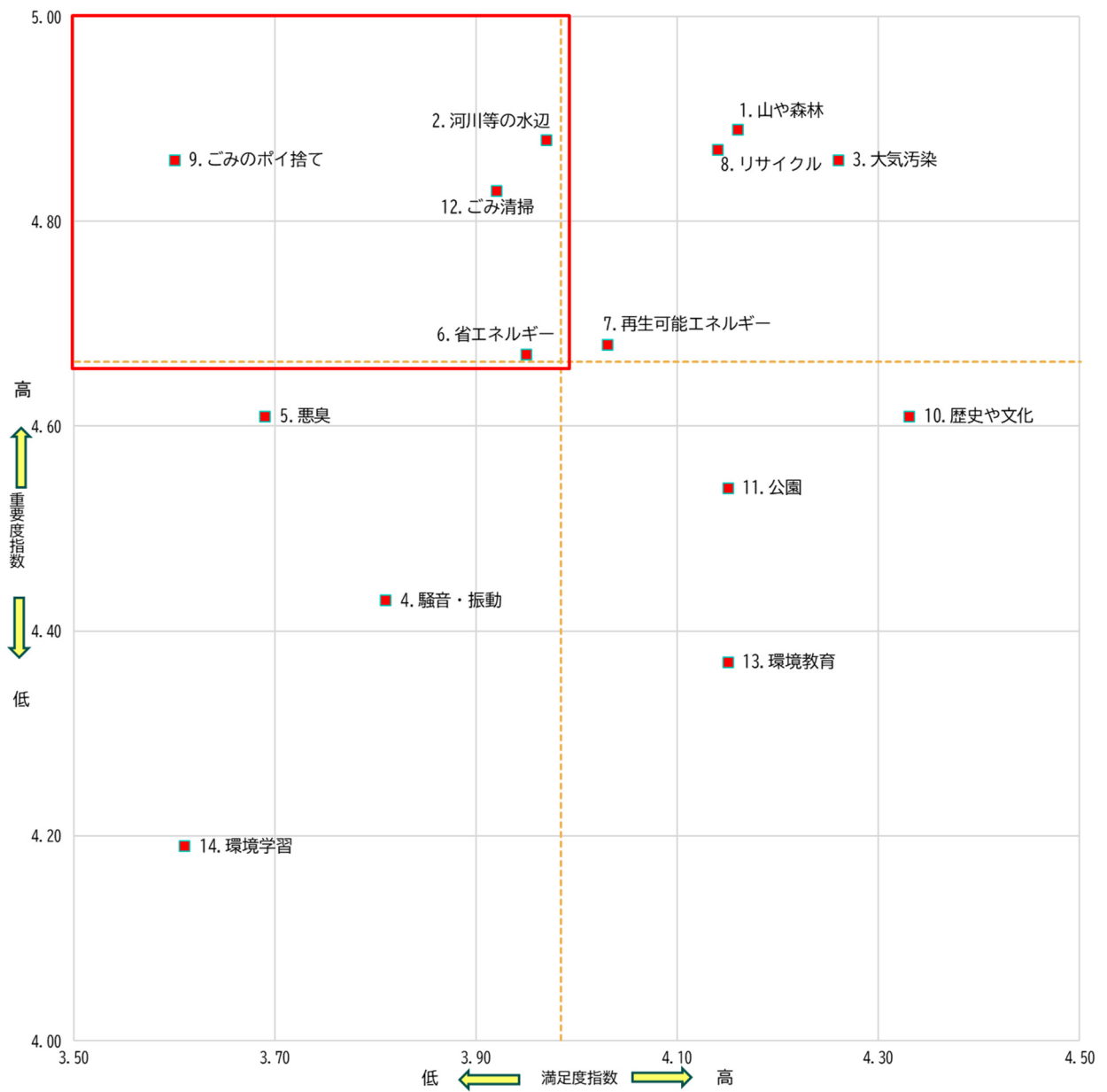


(3) 環境への取り組みに対する満足度・重要度

各項目における満足度と重要度の評価（5段階評価）の平均を整理した。今回の全体での満足度の平均は 3.98、重要度は 4.66 であった。「重要度」が高く「満足度」が低い項目は対応の必要性が高い項目と考えられる。

- 「9.ごみのポイ捨て」は重要度が高いものの満足度が低くなっており、必要性が高い項目としてあがっていた。
- その他にも、「2.河川等の水辺」「6.省エネルギー」「12.ごみ清掃」が全体平均よりも必要性の高い項目としてあがっていた。

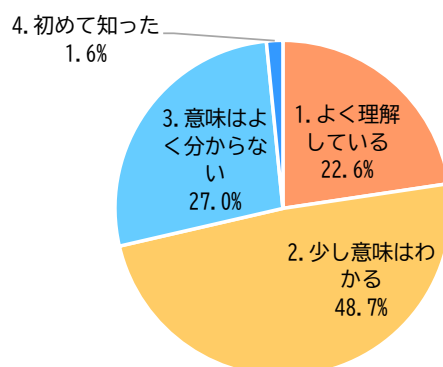
現状の満足度・重要度（小学生）



(4) SDGs の認知度

- 理解していると回答した小学生（1、2 と回答した小学生）は 71.3% となっており、7 割以上の小学生が理解していた。
- 「4.初めて知った」はわずか 1.6% となっていた。

SDGsの認知度（小学生）



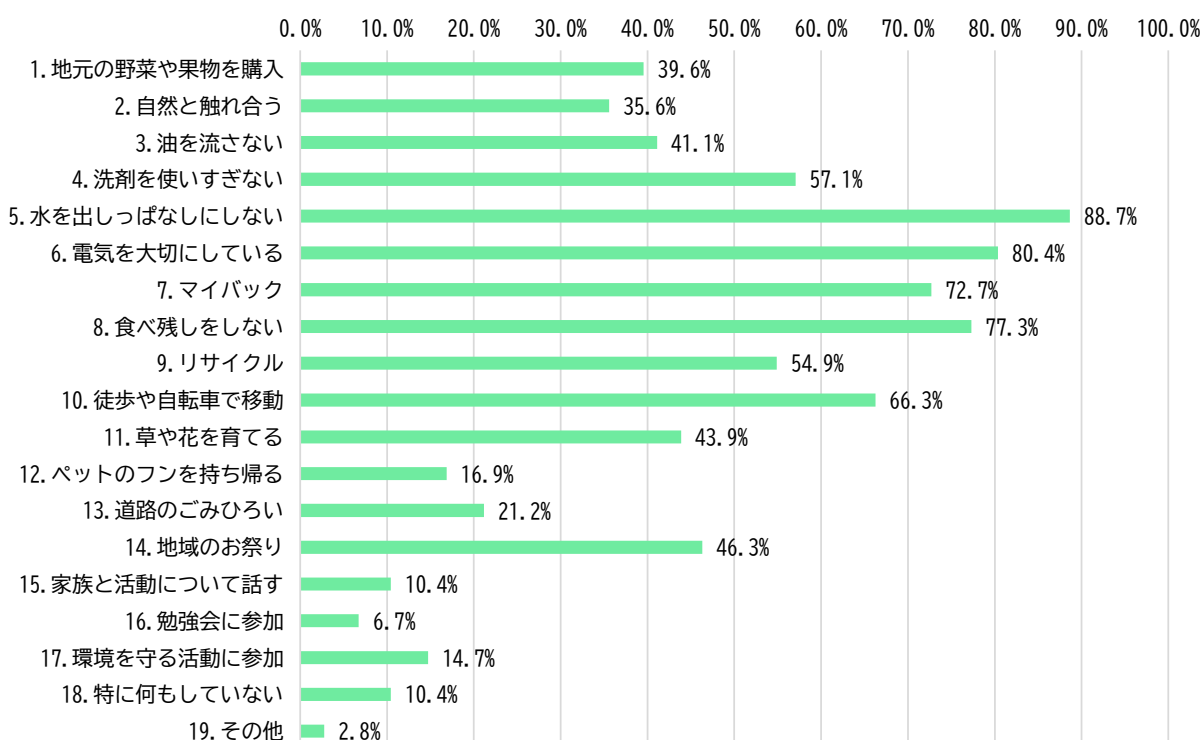
n=318

(5) 普段の生活での取り組み

- 「5.水を出しっぱなしにしない」が 88.7% と最も高く、ほとんどの小学生が取り組んでいた。
- その他にも、「6.電気を大切にしている」が 80.4%、「8.食べ残しをしない」が 77.3%、「7.マイバック」が 72.7% となっており、小学生でも簡単に取り組める項目が高くなっていった。
- 「特に何もしていない」と回答した小学生が 10.4% となっているおり、引き続き学校や家庭での意識啓発が必要である。

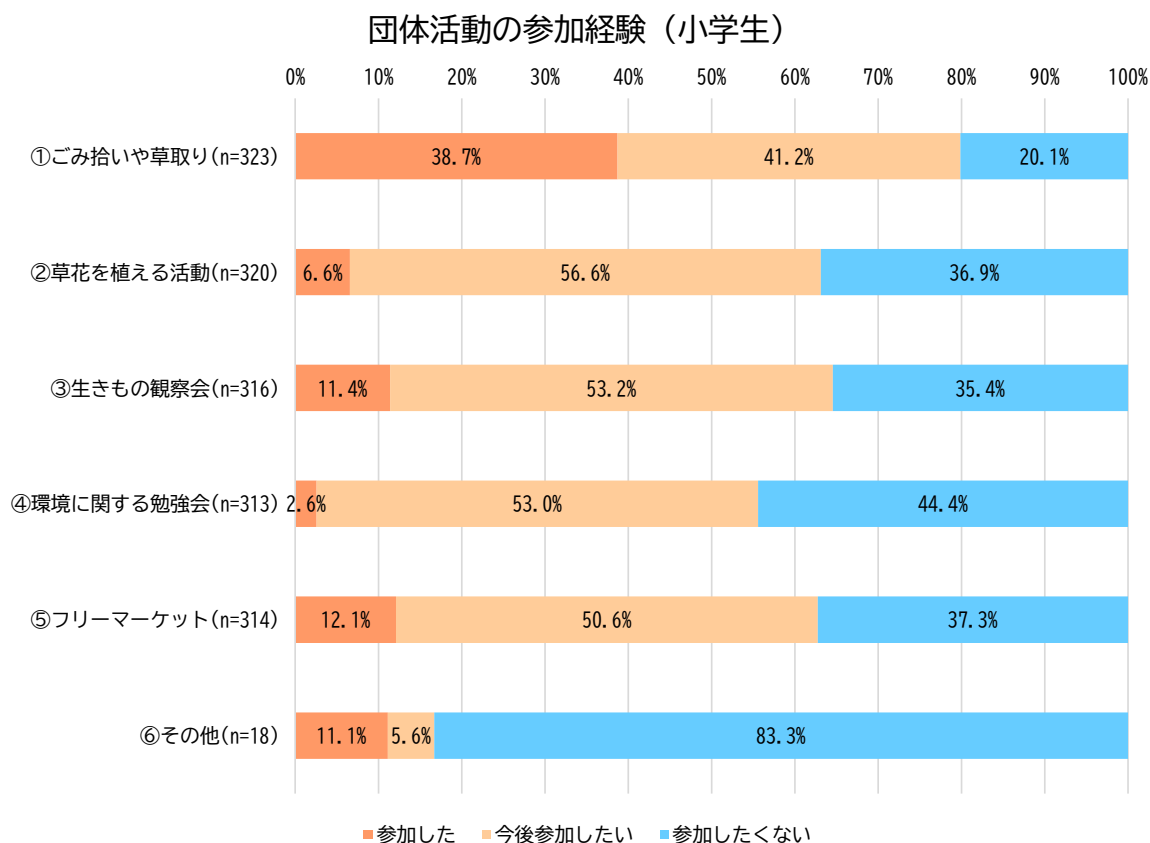
普段の生活での取り組み(小学生)

n=326



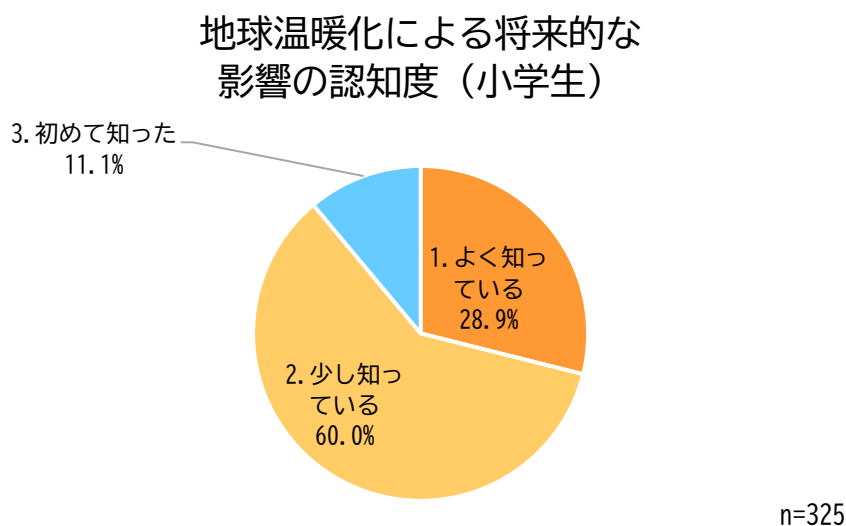
(6) 団体活動への参加経験

- 参加経験として最も多かったのは「①ごみ拾いや草取り」で38.7%であった。
- どの団体活動においても、肯定的な意見が半数を超えていたものの、「④参加したくない」が約2～4割を占めており、小学生への啓発や参加したくなるような工夫が必要である。



(7) 地球温暖化による将来的な影響の認知度

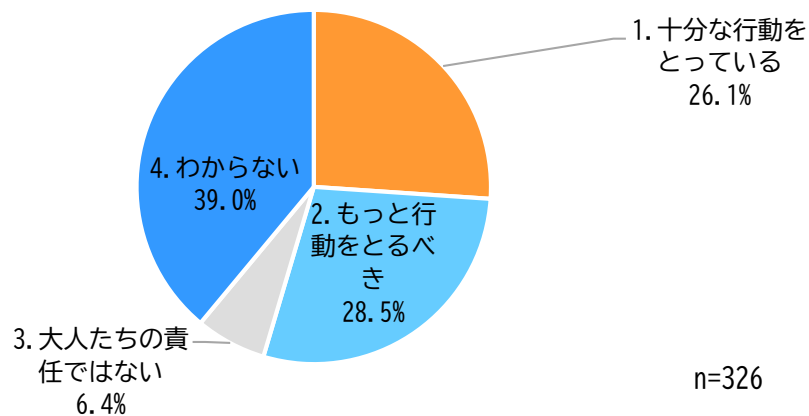
- 知っていると回答した小学生（1～2 と回答した小学生）は88.9%となっており、ほとんどの小学生が地球温暖化による影響について知っていた。



(8) 大人たちの対策や活動

- 「1.十分な行動をとっている」は 26.1%となっており、「2.もっと行動をとるべき」の 28.5%を下回っていた。
- また、「4.わからない」が 39.0%と最も高くなっているため、情報の発信や取り組み成果の可視化が課題と考えられる。

大人たちの対策や活動について
(小学生)



(9) 今後大人たちがとるべき行動（自由回答）

主なものとして以下のような意見があげられました。

- 子どもたちも環境を大切にし、自然を保護する。
- ごみをリサイクルする。
- ガス、電気、水道などの資源を節約する。再生可能エネルギーを使う。
- ごみを減らして、ポイ捨てをしない。
- ごみ拾いや環境活動を積極的に行う。
- 地球温暖化を防止するための行動をする。

【中学生アンケート調査結果】

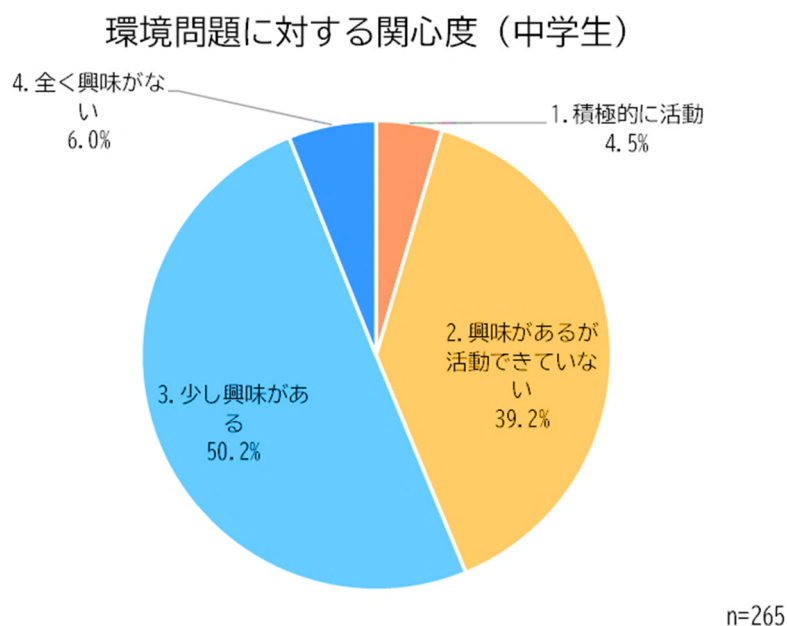
1. 調査概要

調査期間	令和6年1月9日～令和6年1月19日
調査対象	市内7校第2学年
調査方法	学校ごとに配布・回収
配布数	336サンプル
有効回答数（有効回答率）	274票（81.5%）

2. 集計結果

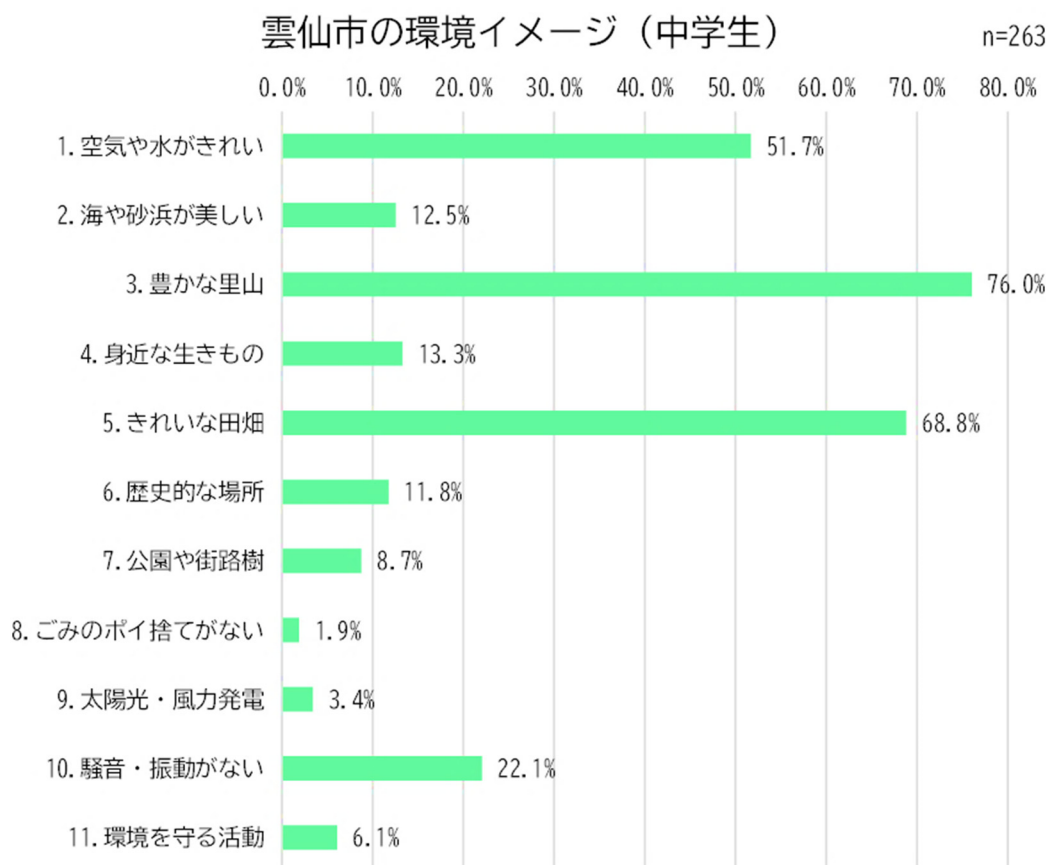
（1）環境問題に関する関心度

- 興味があると回答した中学生（1～3と回答した中学生）は93.9%となっており、ほとんどの中学生が関心を持っていた。
- 「3.少し興味がある」が50.2%と半数を占めており、より興味を持ってもらうための取り組みが必要である。



(2) 雲仙市の環境イメージ

- 「3.豊かな里山」が76.0%と最も高く、次いで「5.きれいな田畑」が68.8%、「1.空気や水がきれい」が51.7%となっていた。
- 回答が比較的偏っており、多くの中学生が上記 3 項目を環境イメージとして持っていた。

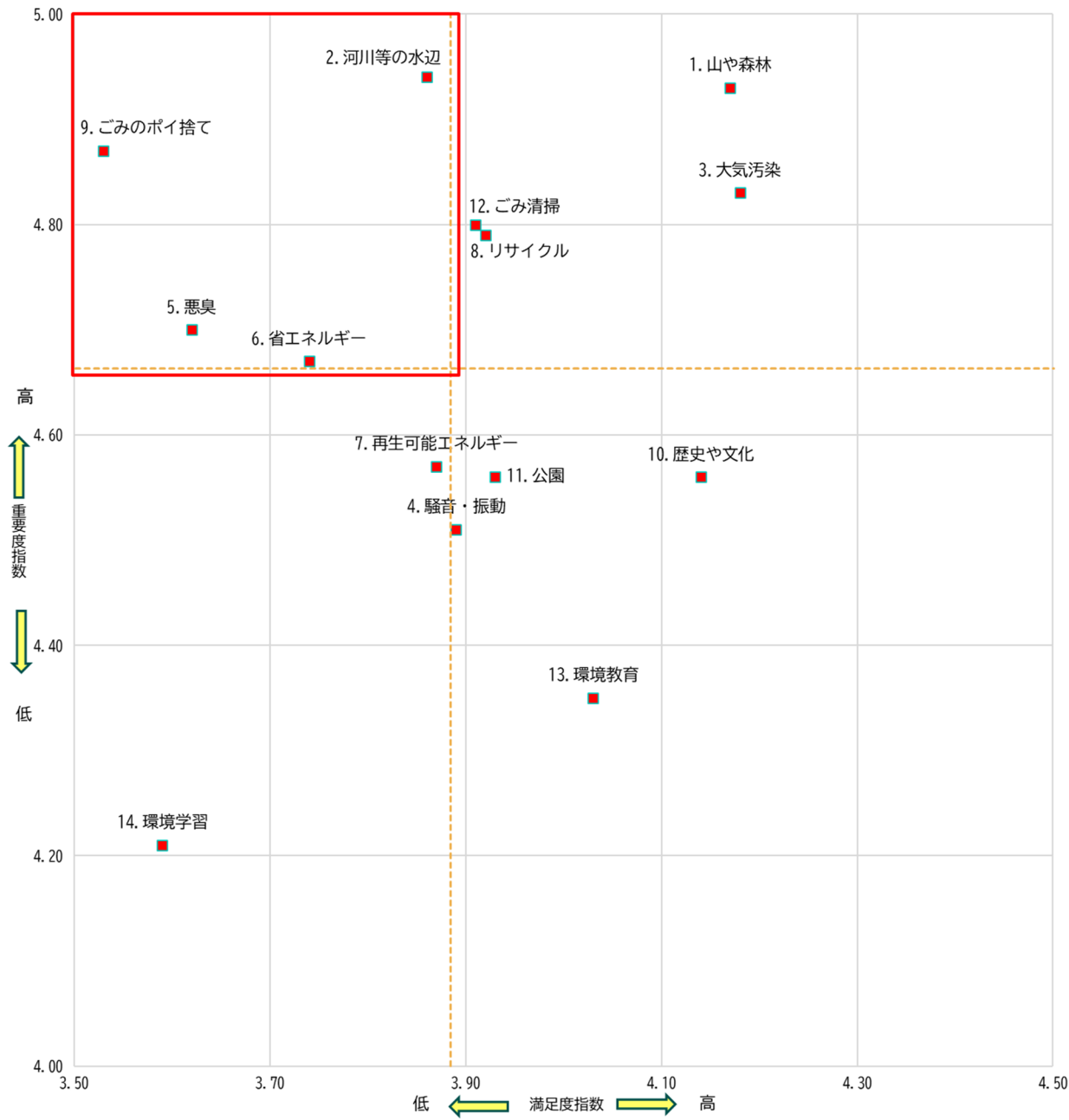


(3) 環境への取り組みに対する満足度・重要度

各項目における満足度と重要度の評価（5 段階評価）の平均を整理した。今回の全体での満足度の平均は 3.88、重要度は 4.66 であった。「重要度」が高く「満足度」が低い項目は対応の必要性が高い項目と考えられる。

- 「9.ごみのポイ捨て」は重要度が高いものの満足度が低くなっており、必要性が高い項目としてあがっていた。
- その他にも、「2.河川等の水辺」「6.省エネルギー」「12.ごみ清掃」が全体平均よりも必要性の高い項目としてあがっていた。

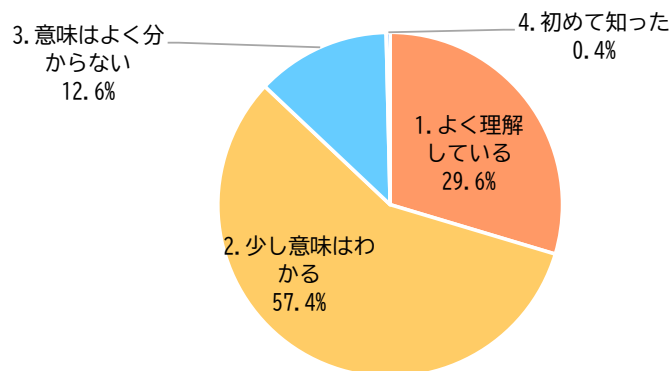
現状の満足度・重要度（中学生）



(4) SDGs の認知度

- 理解していると回答した中学生（1～2 と回答した小学生）は 87.0%となっており、ほとんどの中学生が理解していた。
- 「4.初めて知った」はわずか 0.4%となっていた。

SDGsの認知度（中学生）



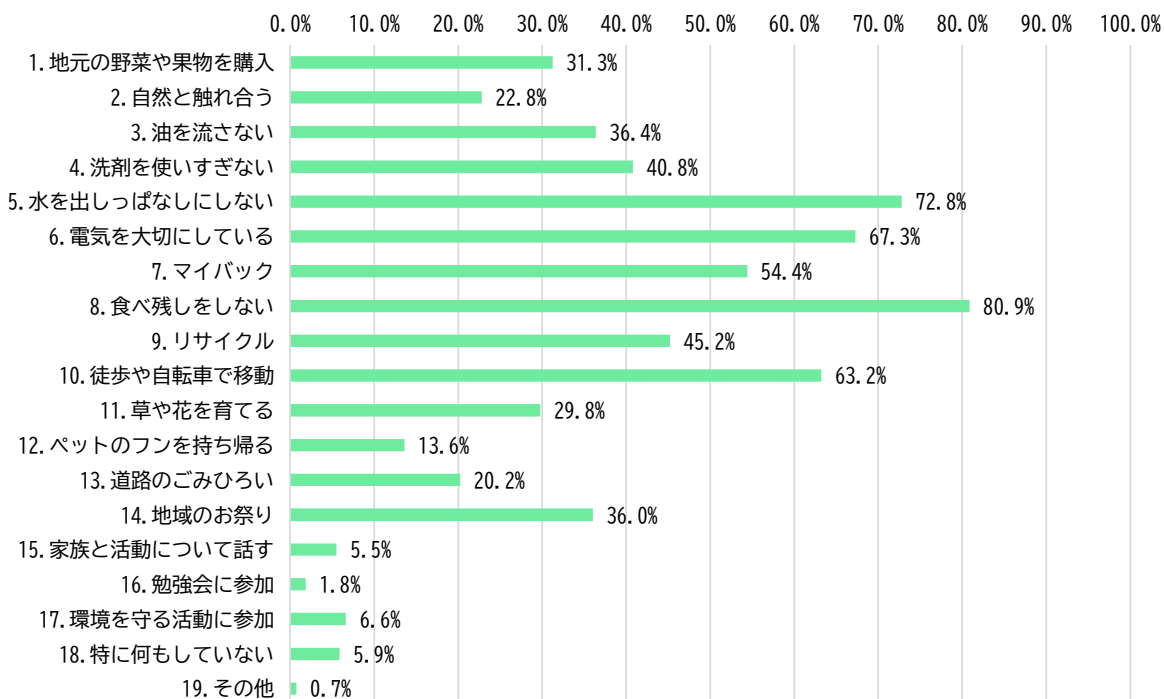
n=270

(5) 普段の生活での取り組み

- 「8.食べ残しをしない」が 80.9%と最も高く、8 割以上の中学生が取り組んでいた。
- その他にも、「5.水を出しっぱなしにしない」が 72.8%、「6.電気を大切にしている」が 67.3%となっており、日常の中で簡単に取り組めるものが高くなっていた。
- 「特に何もしていない」と回答した中学生が 5.9%と一定数存在する。

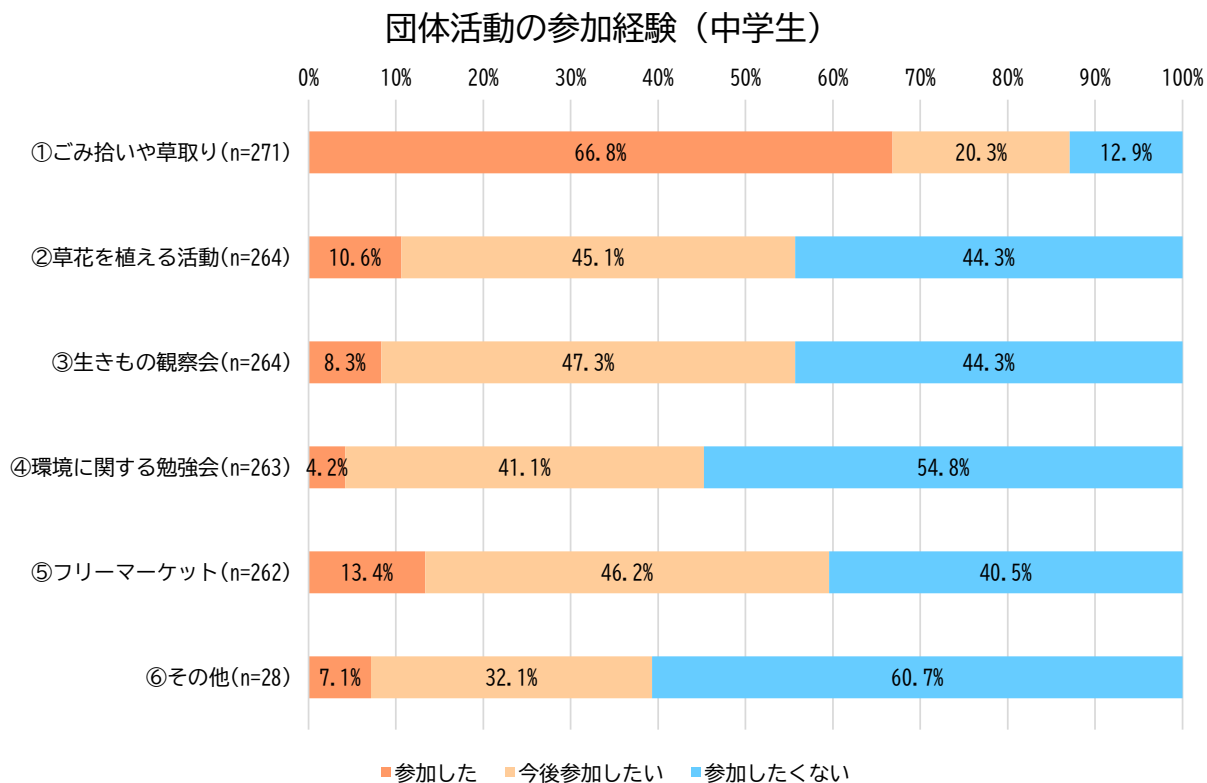
普段の生活での取り組み(中学生)

n=272



(6) 団体活動への参加経験

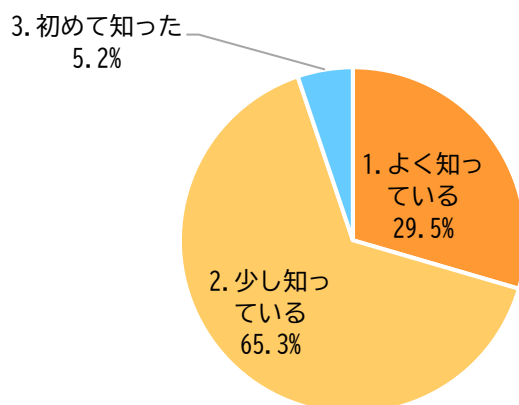
- 参加経験として最も多かったのは「①ごみ拾いや草取り」で 66.8%であり、多くの中学生が参加していた。
- その他の項目については、参加経験が低く、概ね 1 割前後であった。



(7) 地球温暖化による将来的な影響の認知度

- 知っていると回答した中学生（1～2 と回答した中学生）は 94.8%となっており、ほとんどの中学生が地球温暖化による影響について知っていた。

**地球温暖化による将来的な
影響の認知度（中学生）**

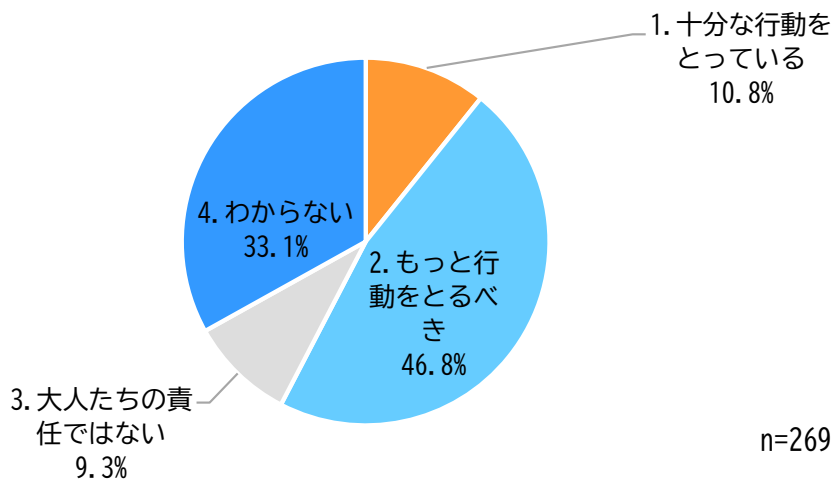


n=271

(8) 大人たちの対策や活動

- 「1.十分な行動をとっている」は 10.8%となっており、約 1 割にとどまった。
- 「2.もっと行動をとるべき」が 46.8%となっており、半数近い中学生が大人たちに対してより一層の行動を求めている。
- 「4.わからない」が 33.1%となっているため、情報の発信や取り組み成果の可視化が課題と考えられる。

大人たちの対策や活動について
(中学生)



(9) 今後大人たちがとるべき行動 (自由回答)

主なものとして以下のような意見があげられました。

- ・リサイクルを推進する。
- ・学校で自然の大切さについて学習を深める。
- ・CO2 排出を抑え、再生可能エネルギーの活用を強化する。
- ・森林伐採を減らし、植林や植樹活動を推進する。
- ・ごみの分別やポイ捨てを防ぐ取り組みを強化する。
- ・節電・節水を心がける。
- ・ポイ捨てを減らし、地域の清掃活動を推進する。

【高校生アンケート調査結果】

1. 調査概要

調査期間	令和6年1月9日～令和6年1月19日
調査対象	市内2校第2学年※
調査方法	学校ごとに配布・回収
配布数	115人
有効回答数（有効回答率）	55人(55.0%)

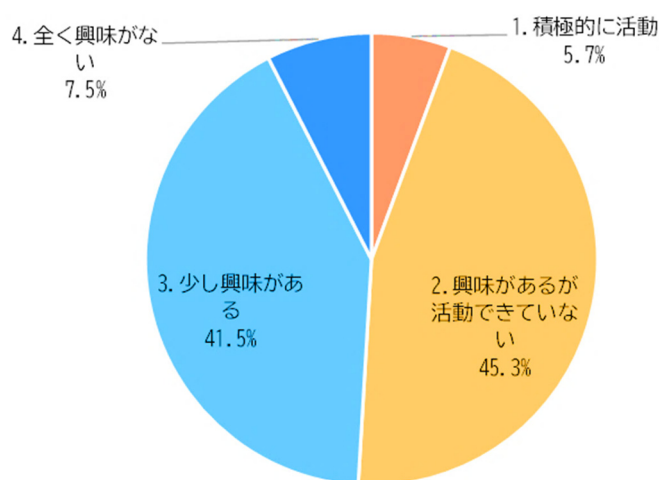
※雲仙市内在住の学生のみ

2. 集計結果

（1）環境問題に関する関心度

- 興味があると回答した高校生（1～3と回答した高校生）は92.5%となっており、ほとんどの高校生が環境問題に対して関心を持っていたものの、「1.積極的に活動」は5.7%と少なかった。

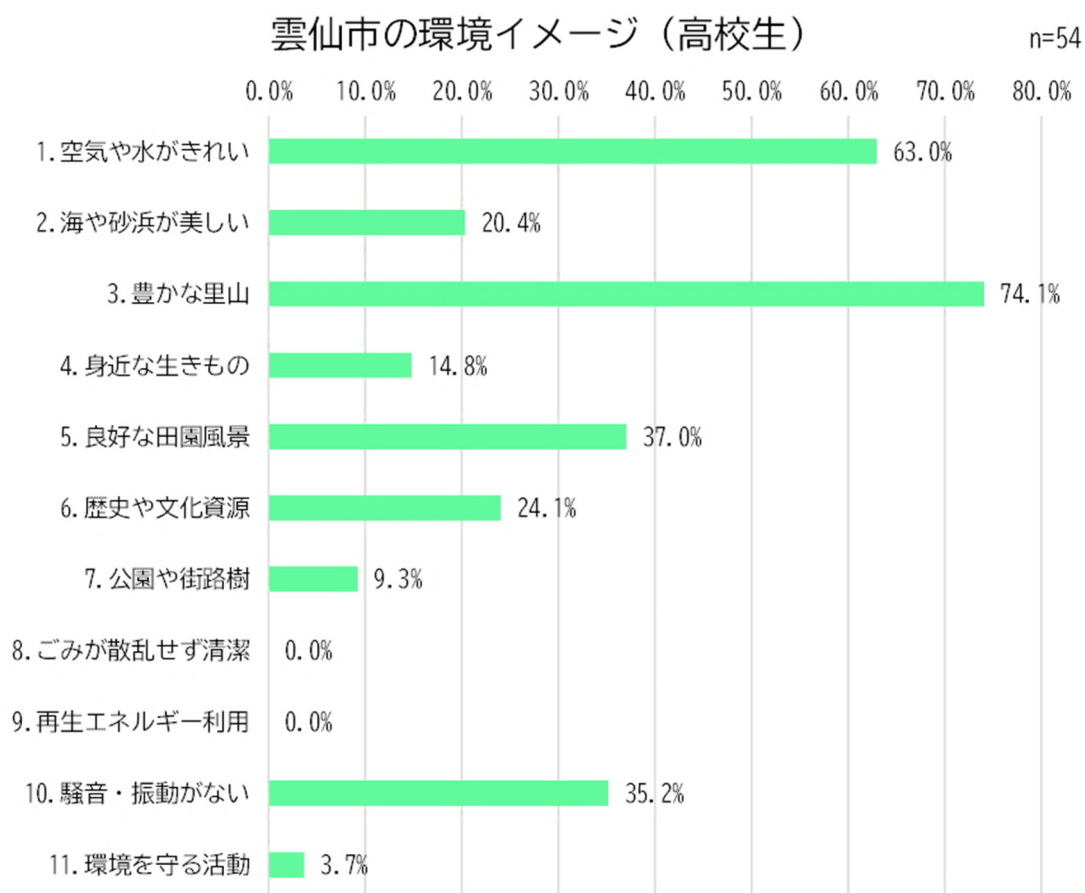
環境問題に対する関心度（高校生）



n=53

(2) 雲仙市の環境イメージ

- 「3.豊かな里山」が74.1%と最も高く、次いで「1.空気や水がきれい」が63.0%となっていた。
- 上記2項目は他の項目に比べて高くなっており、多くの高校生が共通の環境イメージを持っていた。
- 「8.ごみが散乱せず清潔」、「9.再生エネルギー利用」と回答した高校生は一人もいなかった。

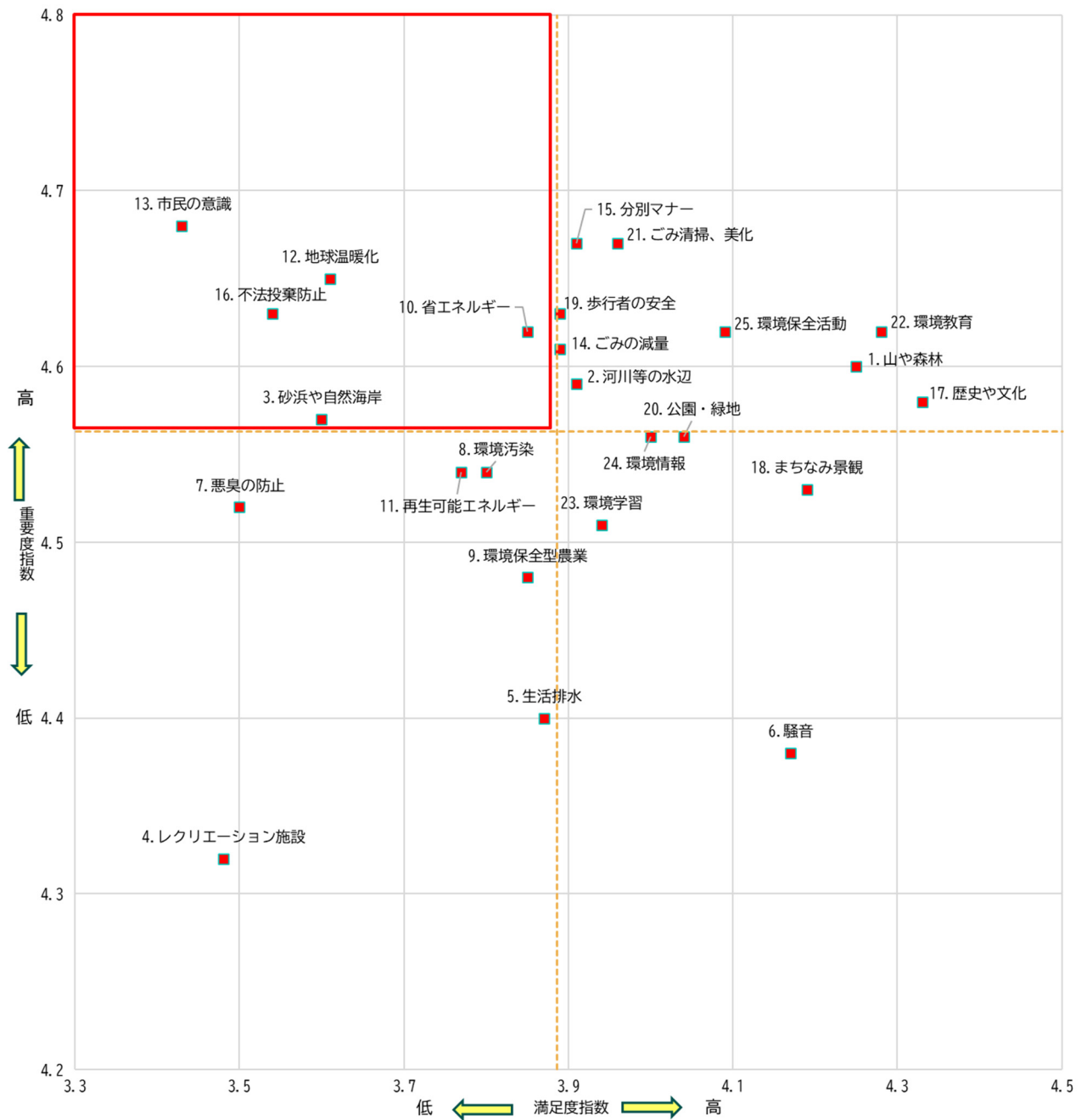


(3) 環境への取り組みに対する満足度・重要度

各項目における満足度と重要度の評価（5段階評価）の平均を整理した。今回の全体での満足度の平均は 3.89、重要度は 4.56 であった。「重要度」が高く「満足度」が低い項目は対応の必要性が高い項目と考えられる。

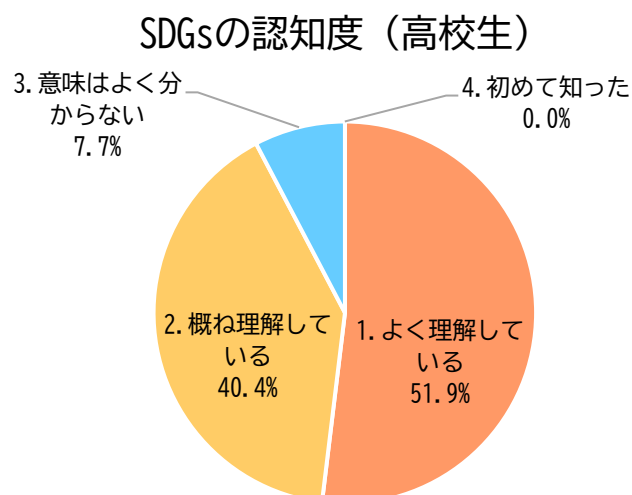
- 「12.地球温暖化」「13.市民の意識」「16.不法投棄防止」は重要度が高いものの満足度が低くなっており、必要性が高い項目としてあがっていた。
- その他にも、「3.砂浜や自然海岸」「10.省エネルギー」が全体平均よりも必要性の高い項目としてあがっていた。

現状の満足度・重要度（高校生）

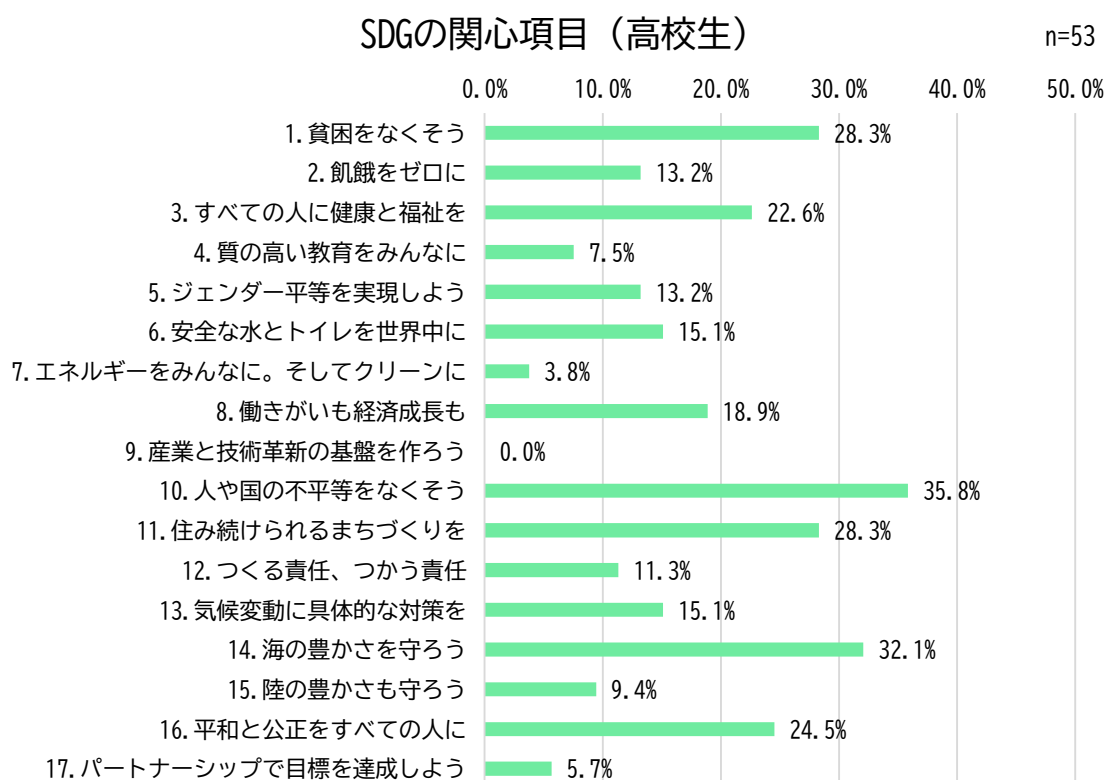


(4) SDGs の認知度・関心項目

- 言葉を知っていて内容も理解している高校生（1～2 と回答した高校性）は 92.3% となっており、ほとんどの高校生が SDGs について理解していた。
- 「4.初めて知った」と回答した高校性は一人もおらず、全員が一度は言葉を聞いたことがあった。
- 「10.人や国の不平等をなくそう」が 35.8% と最も高く、次いで「14.海の豊かさを守ろう」が 32.1% となっていた。
- 上記以外にも 2～3 割前後の項目も多く、比較的回答が割れた結果となった。



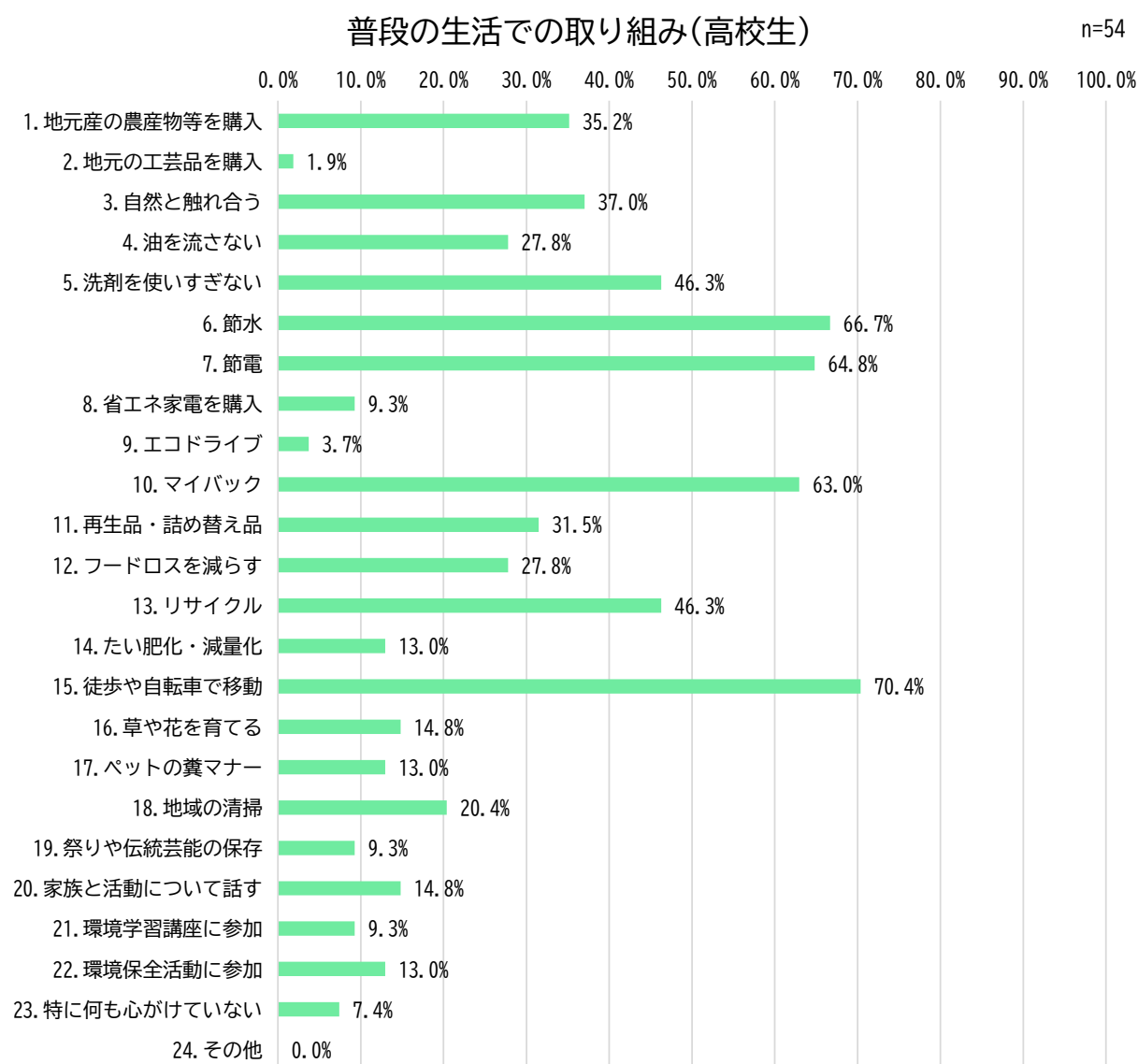
n=52



n=53

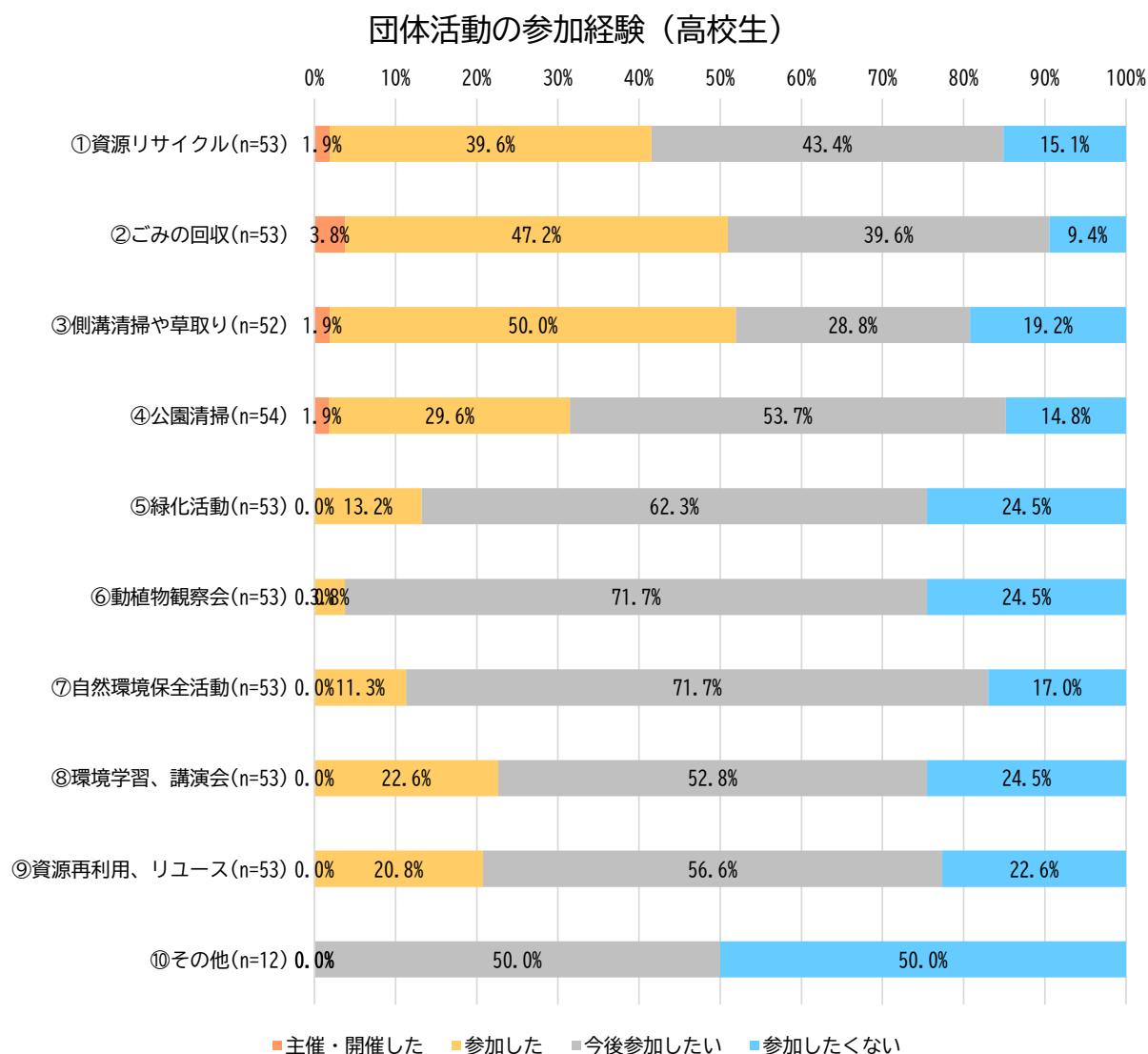
(5) 普段の生活での取り組み

- 「15.徒歩や自転車で移動」が70.4%と最も高く、7割以上の高校生が取り組んでいた。
- 次いで「6.節水」が66.7%、「7.節電」が64.8%、「10.マイバック」が63.0%と高くなっており、普段の生活の中で手軽に実施できる取り組みが高くなっていった。
- 「23.特に何も心がけていない」と回答した人が7.4%と一定数存在するため、引き続き学校や家庭での啓発が必要である。



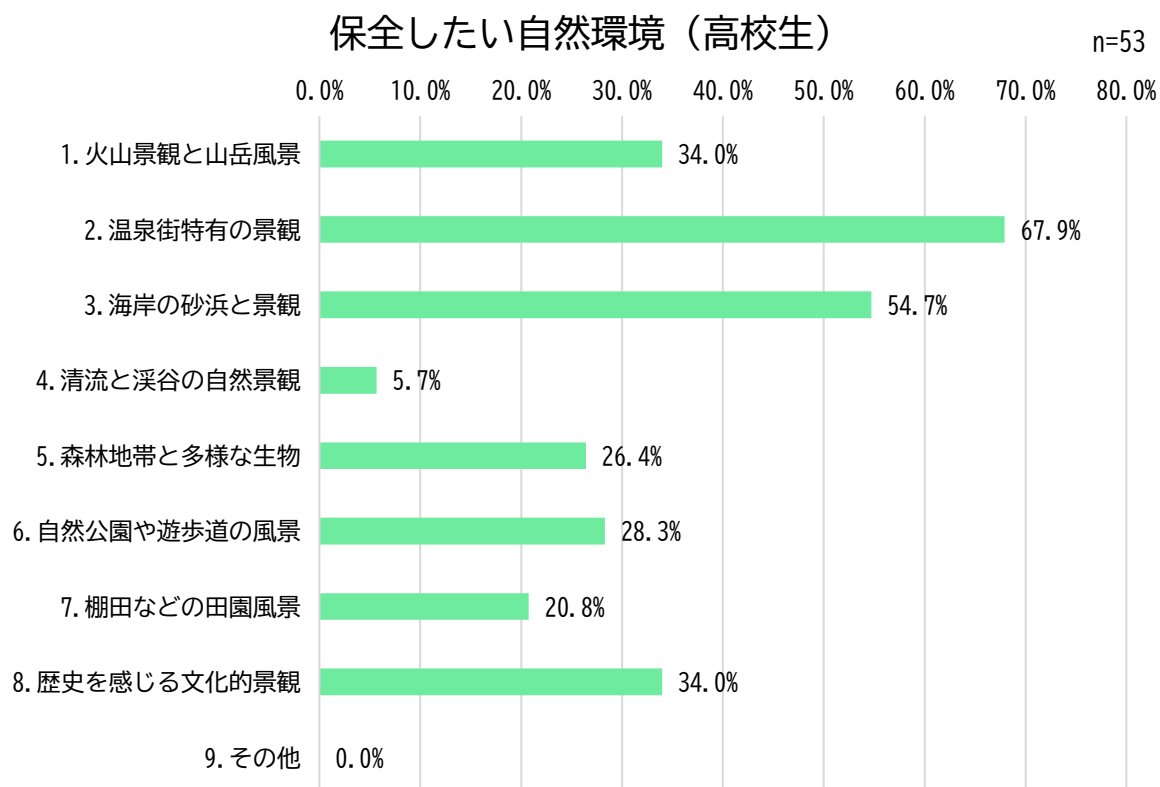
（６）団体活動への参加経験

- 「③側溝清掃や草取り」が 50.0%と最も高く、次いで「②ごみの回収」が 47.2%、「①資源リサイクル」が 39.6%と高くなっていた。
- 団体活動を主催・開催したことがある高校生はほとんどいなかった。
- どの項目においても、今後参加したいと回答した高校生の割合が多いことから、学生でも参加しやすい工夫を行う必要がある。



(7) 保全したい自然環境

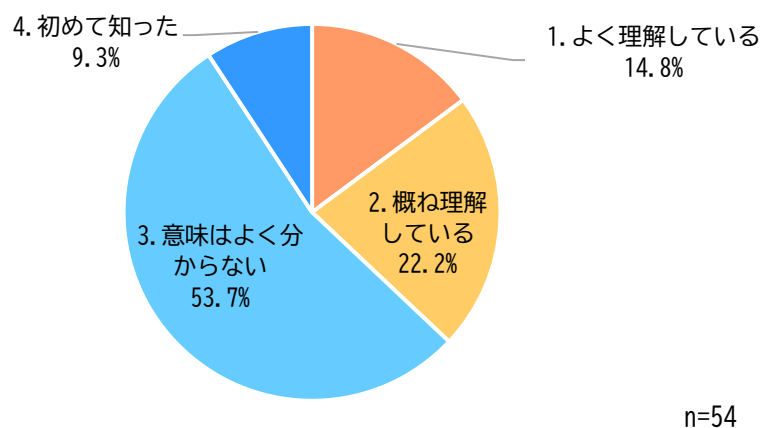
- 「2.温泉街特有の景観」が67.9%と最も高く、次いで「3.海岸の砂浜と景観」が54.7%となっており、半数を超えていた。



(8) 生物多様性の認知度

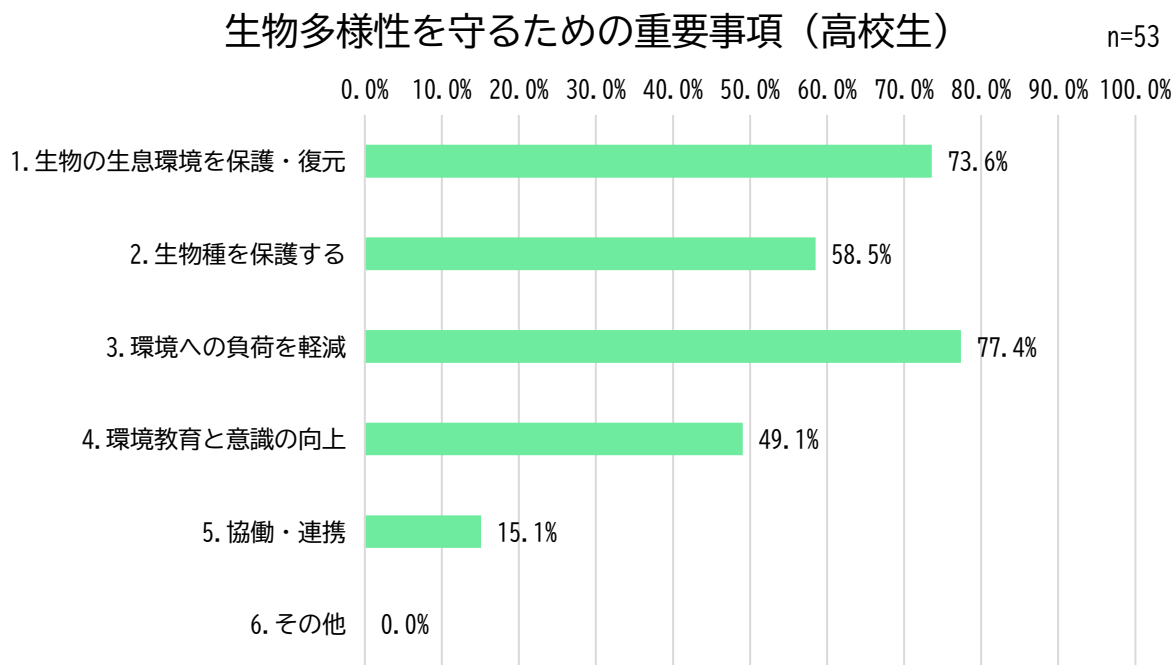
- 理解していると回答した人（1～2 と回答した人）は37.0%であり、4割以下となっていた。
- 「4.初めて知った」は9.3%と低かったが、「3.意味はよくわからない」が53.7%と半数を超えており、情報の発信や周知が課題となっている。

生物多様性に対する認知度（高校生）



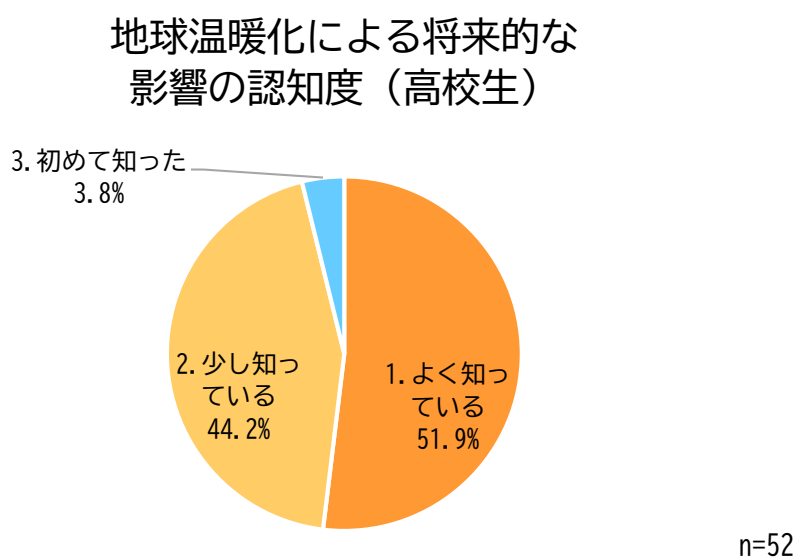
(9) 生物多様性を守るための重要項目

- 「3.環境への負荷を軽減」「1.生物の生息環境を保護・復元」がそれぞれ 77.4%、73.6%と高くなっていた。



(10) 地球温暖化による将来的な影響の認知度

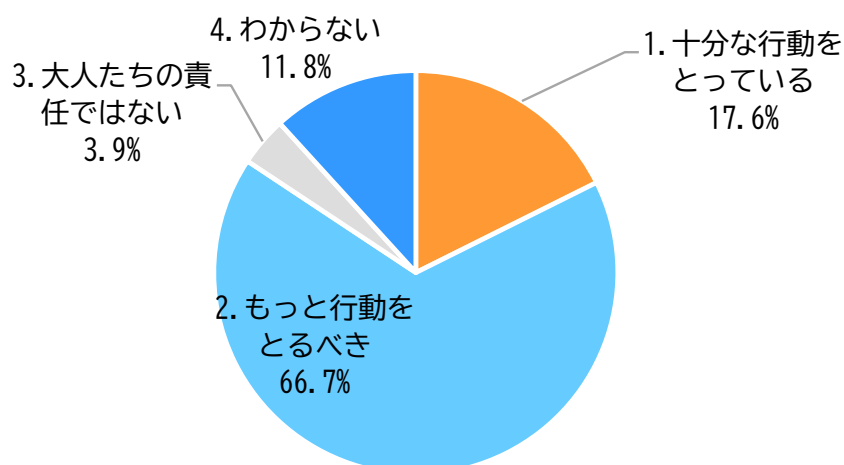
- 知っていると回答した高校性（1～2 と回答した高校性）は 96.1%となっており、ほとんどの高校生が地球温暖化による影響について知っていた。



(11) 大人たちの対策や活動

- 「1.十分な行動をとっている」は 17.6%となっており、2 割以下であった。
- 「2.もっと行動をとるべき」が 66.7%となっており、多くの高校生が大人たちに対してより一層の行動を求めている。

大人たちの対策や活動について (高校生)



n=51

(12) 今後大人たちがとるべき行動（自由回答）

主なものとして以下のような意見があげられました。

- ・リサイクルやごみの分別を推進する。
- ・地球環境を考慮し行動する。
- ・各人の環境に対する意識を向上させる。
- ・持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みを行う。

【事業者アンケート調査結果】

1. 調査概要

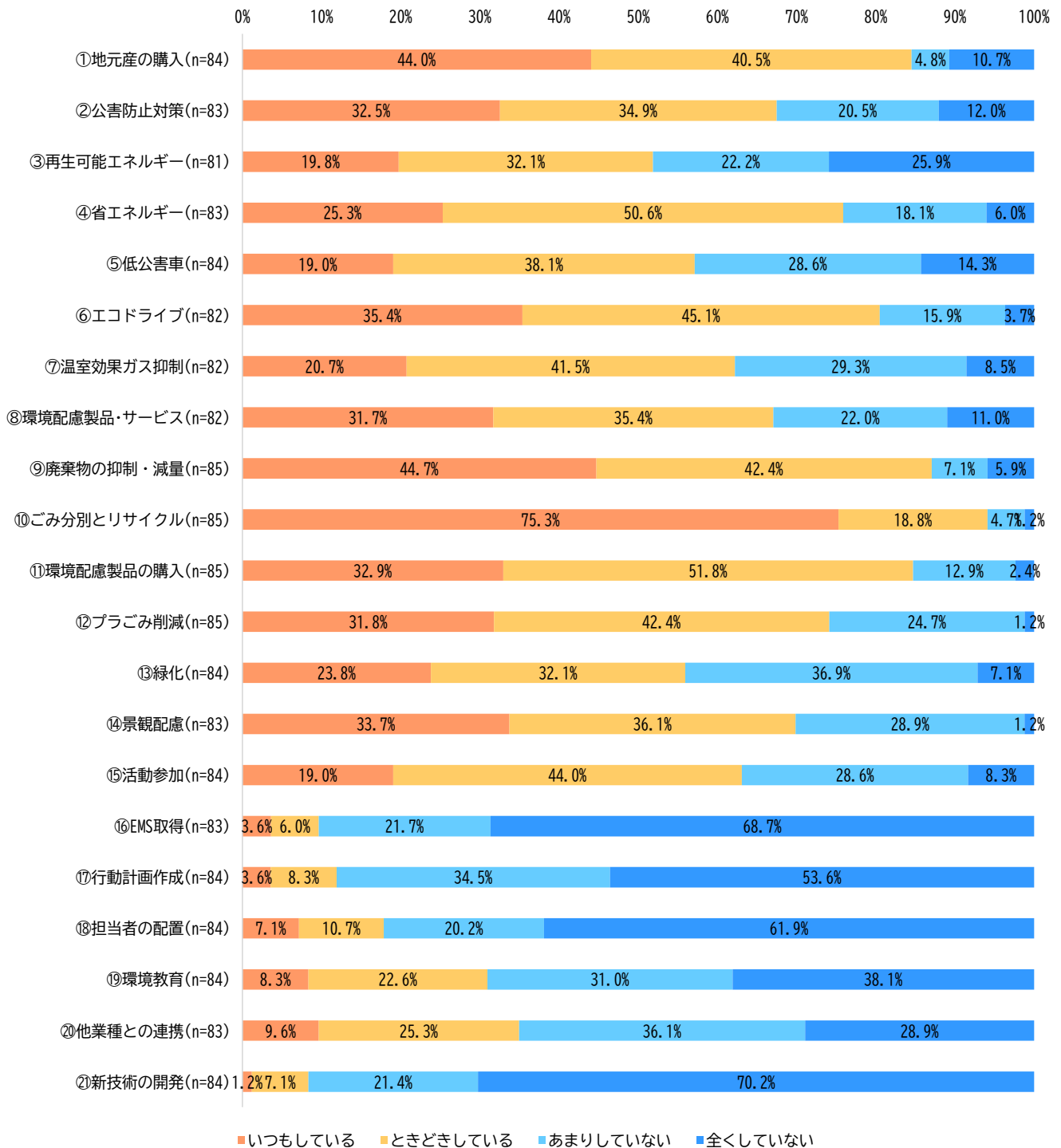
調査期間	令和5年12月22日～令和6年1月11日
調査対象	市内の事業者
調査方法	郵送にて配布・回収
配布数	150 サンプル
有効回答数（有効回答率）	85 票（56.7%）

2. 集計結果

（1）環境保全のための取り組み

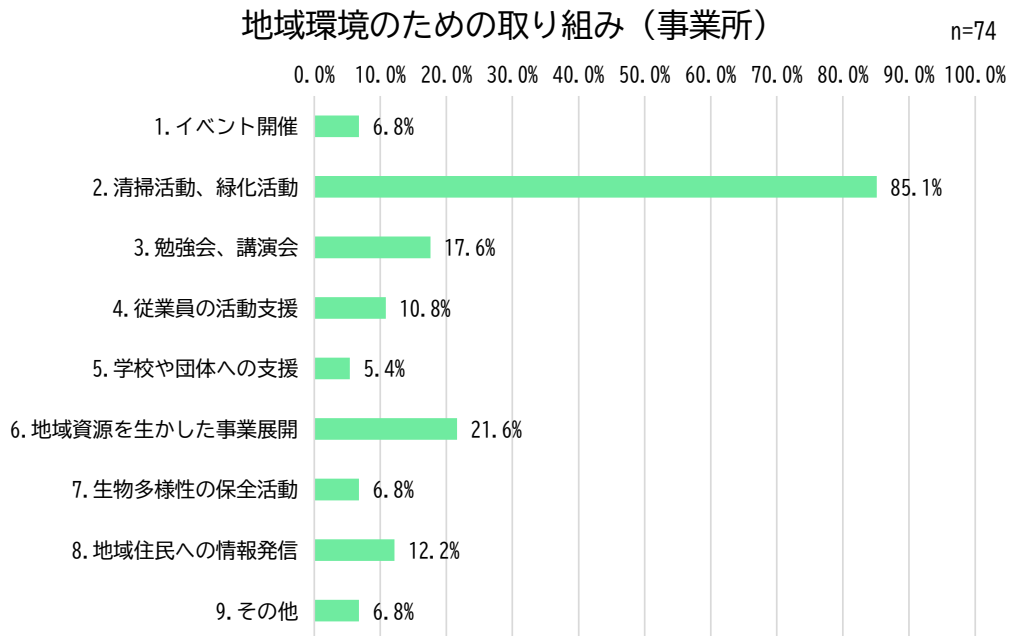
- 最も取り組みが行われていたのは「⑩ごみ分別とリサイクル」で、「いつもしている」が75.3%、「ときどきしている」が18.8%であり、9割以上の事業者が取り組んでいた。
- その他に、取り組んでいる事業者が多い項目としては、「⑨廃棄物の抑制・減量（87.1%）」「⑪環境配慮製品の購入（84.7%）」「①地元産の購入（84.5%）」があげられた。

事業所の取り組み



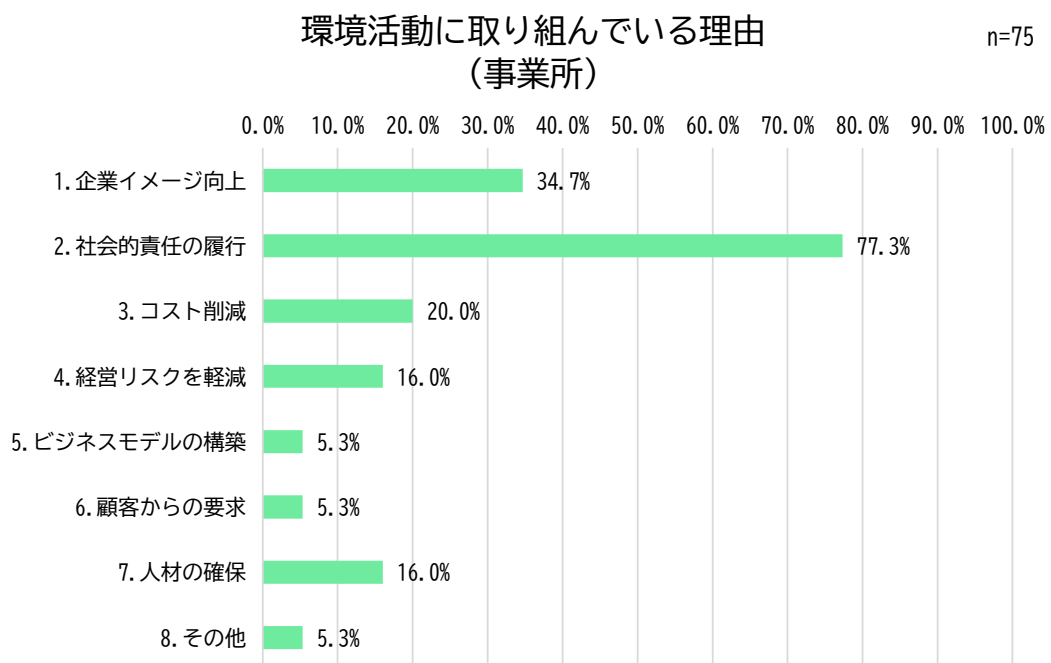
(2) 地域環境のための取り組み

- 「2.清掃活動、緑化活動」が85.1%とかなり高くなっていた。
- その他の取り組みについてはあまり行われておらず、概ね 1～2 割前後であった。



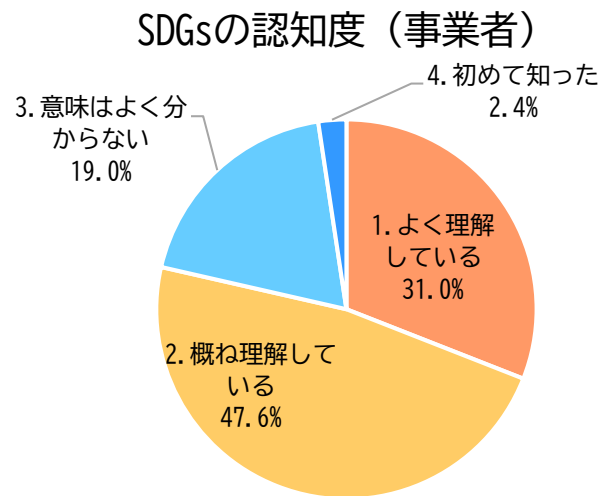
(3) 環境活動に取り組んでいる理由

- 「2.社会的責任の履行」が77.3%で最も高く、4 分の 3 以上の事業者が取り組みの理由としてあげていた。
- 次いで「1.企業イメージ向上」が34.7%となっており、その他については 2 割以下となっていた。



(4) SDGs の認知度

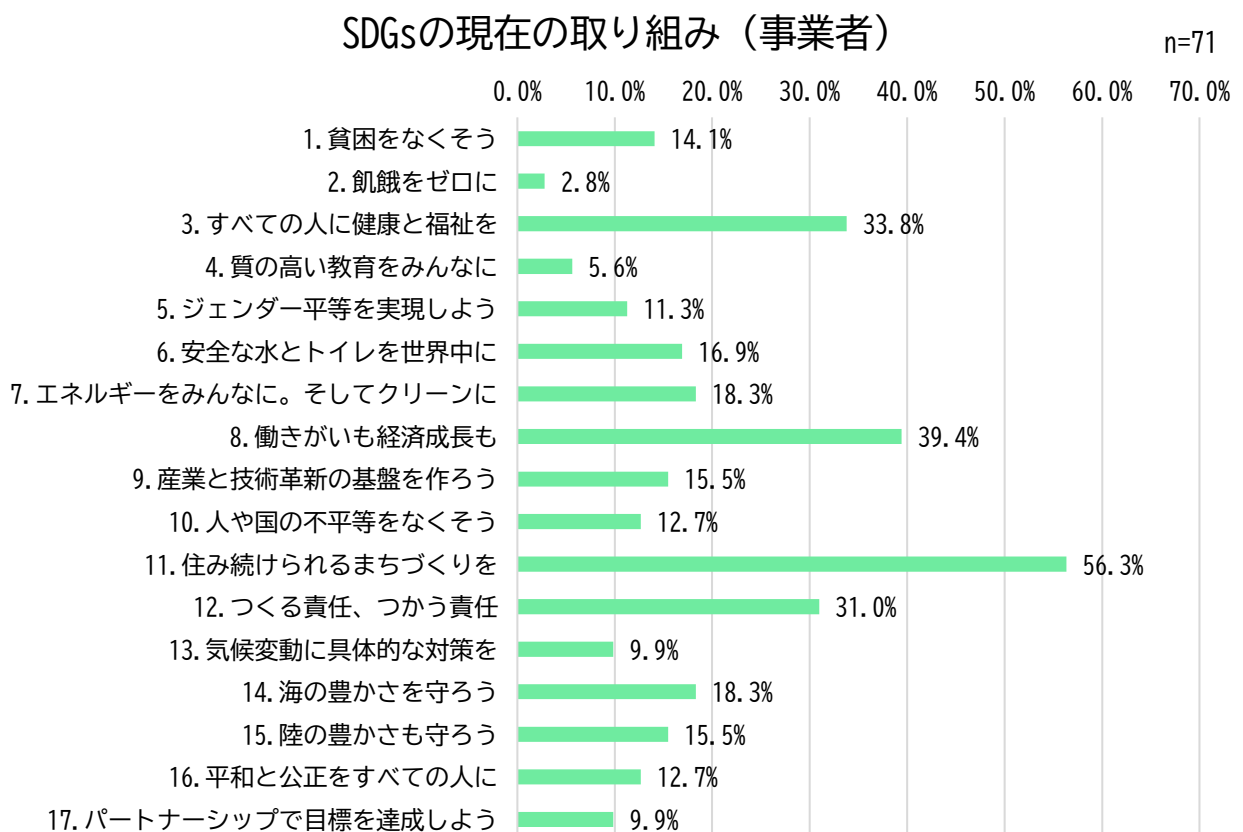
- 理解していると回答した事業者（1～2 と回答した事業者）は 78.6%となっており、8 割近くが SDGs について理解していた。



n=84

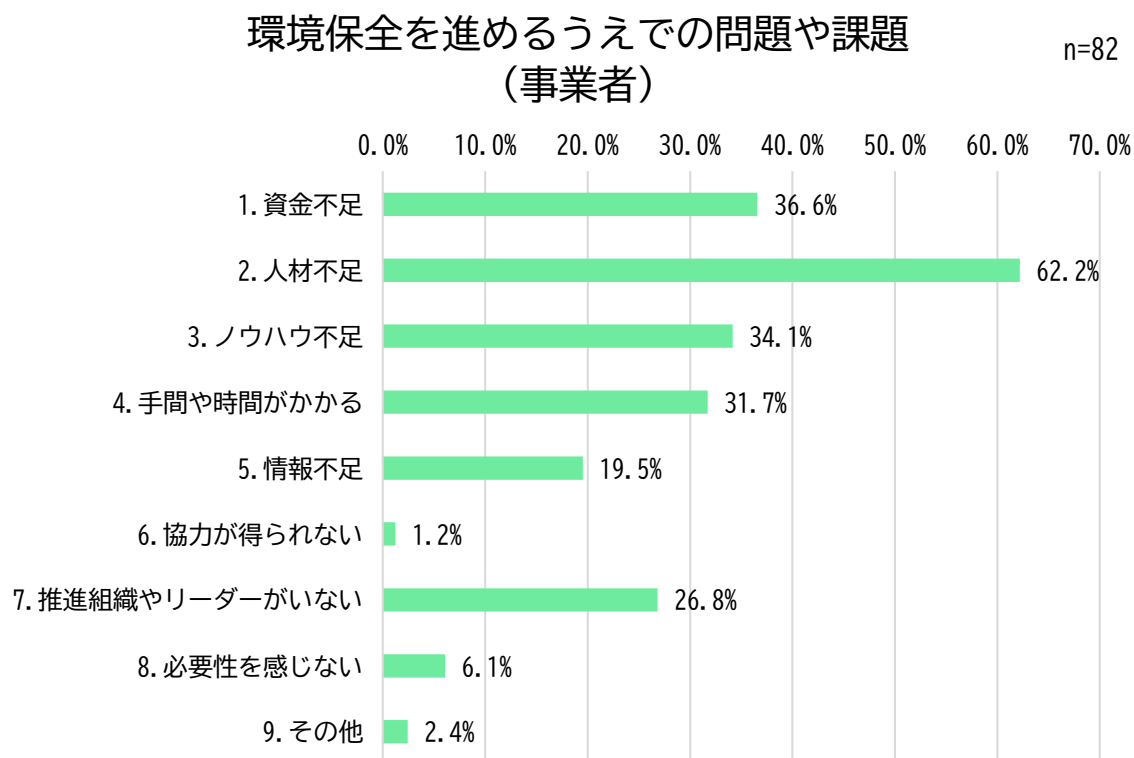
(5) SDGs の取り組み項目

- 「11.住み続けられるまちづくりを」が 56.3%と最も高く、半数以上の事業者が取り組んでいた。
- 「8.働きがいも経済成長も」が 39.4%、「3.すべての人に健康と福祉を」が 33.8%、「つくる責任、使う責任」が 31.0%であり、比較的多くの事業者が取り組んでいた。



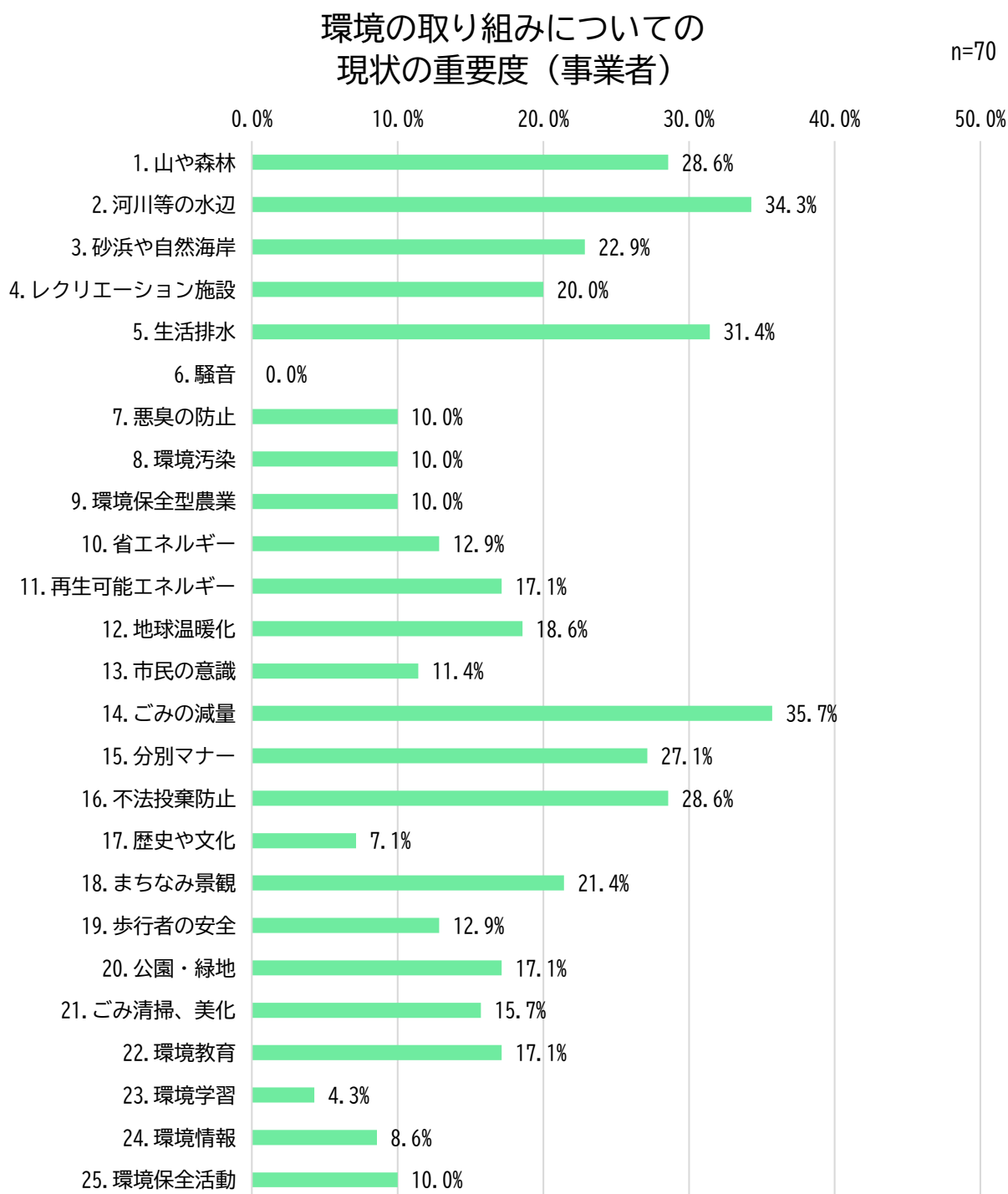
(6) 環境保全を進める上での問題や課題

- 「2.人材不足」が62.2%と最も高く、6割以上の事業者が課題としていた。
- その他にも、「1.資金不足」が36.6%、「3.ノウハウ不足」が34.1%、「4.手間や時間がかかる」が31.7%であり、事業者が環境保全を進めるためには様々な課題が存在していることが明らかとなった。



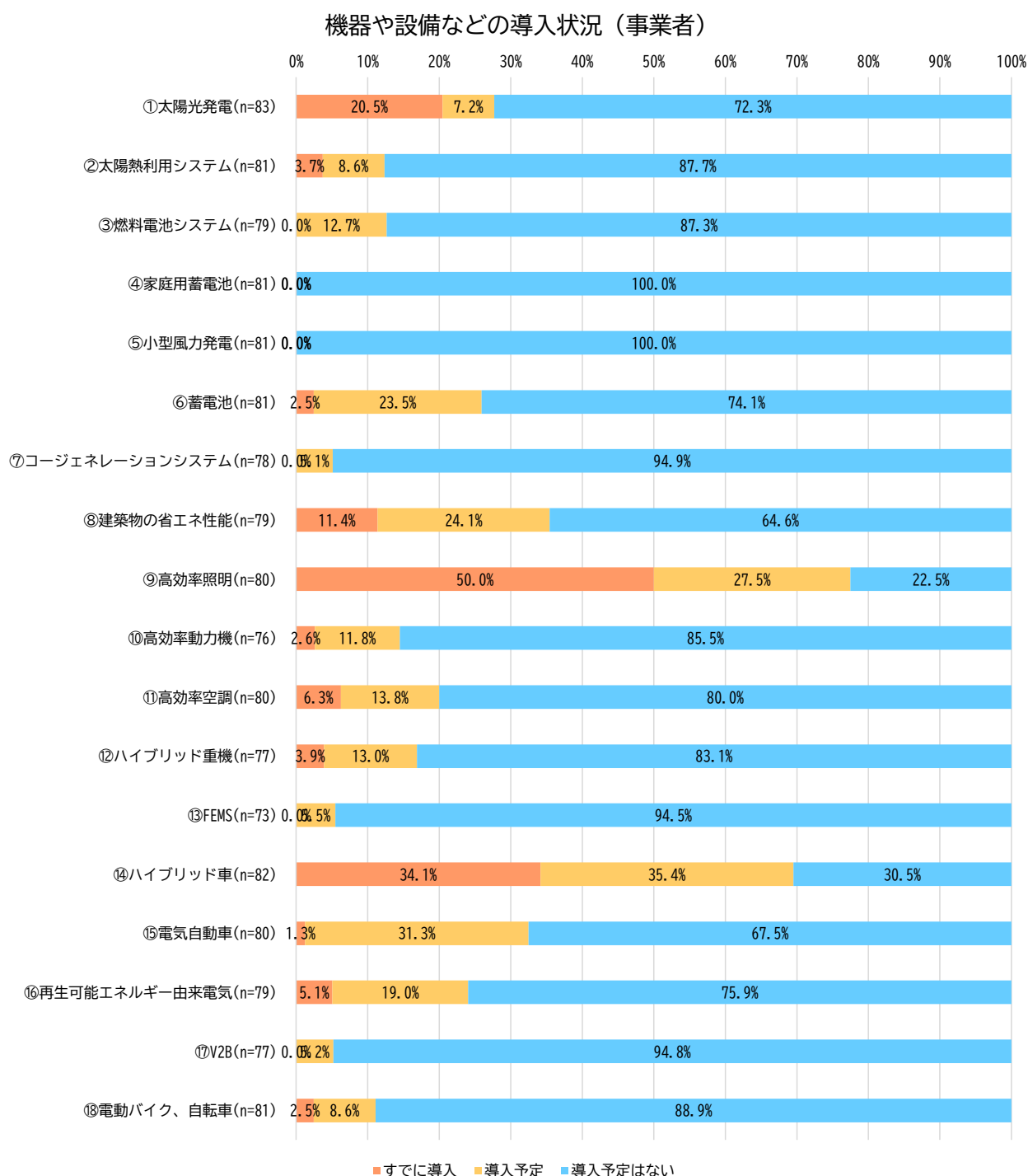
(7) 重点的に取り組むべき項目

- 「14.ごみの減量」が35.7%と最も高く、次いで「2.河川等の水辺」が34.3%、「5.生活排水」が31.4%となっていた。
- その他にも、「16.不法投棄防止」が28.6%、「15.分別マナー」が27.1%となっており、ごみに関する取り組みが重要だと回答する事業者が多くなっていた。



(8) 機器や設備などの導入状況

- 「⑨高効率照明」は半数の事業者がすでに導入しており、「導入予定」もあわせると 77.5% と最も高くなっていた。
- 「⑭ハイブリット車」も「すでに導入」が 34.1% となっており、比較的多くの事業者が導入していた。
- その他については「導入予定はない」が半数以上となっており、導入を推進するためには対策が必要である。
- 導入予定のない理由は、金銭的な負担が課題という回答が多かった。



資料 6 用語集

【あ行】

一般廃棄物処理基本計画

市町村が定める、一般廃棄物の処理に関する計画。生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために策定する。

ウォームビズ

平成 17 年から環境省が行っている冬期の地球温暖化対策の一つ。暖房時の室温を 20℃（目安）で快適に過ごすライフスタイルを推奨している。

温室効果ガス

大気を構成する気体で、太陽エネルギーにより暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し再放出する気体。国連気候変動枠組条約では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類が温室効果ガスに定められている。

オンデマンド型運行

オンデマンド交通ともいう。バスと同様に複数の人を一度に運ぶことができる効率性と、タクシーと同様に利用者の要望にきめ細かく応えることができる柔軟性を併せ持った移動サービスの提供形態。

【か行】

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすること。

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための設備・施設。これに対し、し尿だけを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。なお、平成 13 年の浄化槽法改正以降、合併処理浄化槽のことを浄化槽、単独処理浄化槽のことをみなし浄化槽と呼ぶ。

環境学習・教育

幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、家庭、地域などのさまざまな場において、環境に配慮した生活や行動を行える人々を育てるために行われる教育・学習のこと。

環境基準

環境基本法で、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、農業が持つ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み。

気候変動

気温および気象パターンの長期的な変化のこと。温室効果ガスによる平均気温の上昇や、頻発する豪雨など、気候変動により様々な影響が及ぼされている。

気候変動適応計画

都道府県や市町村等が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画。

クールビズ

平成 17 年から環境省が行っている夏期の地球温暖化対策の一つ。冷房時の室温を 28℃（目安）で快適に過ごすライフスタイルを推奨している。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

光化学オキシダント

太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体のことで、光化学スモッグの原因となる。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害の他、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。

高規格道路

国土全体の経済社会活動を支える広域的な幹線道路網の一部であり、高速自動車国道と一般国道の区間に指定される。

【さ行】

し渣

し尿処理施設や公共下水道処理施設などにおいて、流入汚水中のごみ（主に紙、髪、繊維類、食料残渣）、木片等を処理場等のスクリーンで除去したもの。

自治体排出量カルテ

環境省が提供している地方公共団体における二酸化炭素等の排出量に関する情報を包括的に整理した資料。

硝酸性窒素

硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在している。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出して富栄養化の原因となる。人が硝酸性窒素を多量に摂取した場合、一部が消化器内の微生物により還元されて、体内に亜硝酸態窒素として吸収され、血中でヘモグロビンと結合してメトヘモグロビンとなり、これは酸素運搬能力がないため、体内の酸素供給が不十分となり、酸欠状態となる（メトヘモグロビン血症）。また硝酸性窒素は胃の中で発ガン性の N-ニトロソ化合物を生成する。水道水では 1978 年に水質基準が設けられ、現在の基準は 10mg/L 以下（硝酸性窒素の分解過程でできる亜硝酸性窒素を含む）。1999 年には、地下水や、河川などの公共水域にも同じ値の環境基準が設けられた。

再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギー源の総称。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く））等がある。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりをいう。

生物多様性

生きものの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。

世界ジオパーク

「ユネスコ世界ジオパーク」のこと。国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業。ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画（IGGP）の一事業として実施されている。

ゼロカーボンシティ

2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自ら公表した地方自治体のこと。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コブラナーポリ塩化ビフェニルの総称。様々な製品の製造工程や火山の噴火、森林火災などででき、一度できると分解されにくい。

大気汚染

大気中の微粒子や有害な気体成分が増加して、人の健康や環境に悪影響をもたらすこと。人間の経済的・社会的な活動が主な原因である。

脱炭素社会

温室効果ガスの排出量実質ゼロ（＝カーボンニュートラル）を実現した社会のこと。

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼす恐れがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの増加であり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。地方公共団体実行計画は、大きく分けて2つの部分（「事務事業編」と「区域施策編」）から構成されている。「事務事業編」は、地方公共団体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定するもので、すべての地方公共団体において策定義務がある。「区域施策編」は、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等の施策計画を策定するもので、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務がある。

地産地消

「地域生産地域消費」や「地元生産地元消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物を、その地域で消費することをいう。近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりから、地場産業の活性化や輸送エネルギーの削減を目的に、地方自治体などによる地産地消の推進が行われている。

典型 7 公害

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つの公害のこと。

天然記念物

日本列島の自然史や文化史に関する重要なもので、地質現象や化石、固有種等の動植物などが該当する。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものの中から指定されている。特定外来生物は、①飼育、栽培、保管及び運搬すること、②輸入すること、③野外へ放つ・植える及びまくこと、の3つが禁止されている。

都市計画区域

都市計画法に規定された、計画的なまちづくりを実施していく区域のこと。市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域の3つに区分される。

都市計画マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示したもの。長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするための計画。

都市公園

都市公園法及び都市計画法において、「園路、広場、花壇、砂場、植物園、動物園、野外ステージ、プール、陳列館、売店、駐車場などを備えた敷地」と定められている。具体的には、国営公園、地方公共団体が設置する街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園等がある。

【な行】

生ごみ処理機器

一般家庭から排出される生ごみを減量させる機器・容器のこと。減量された生成物は、堆肥としても利用できる。

二酸化硫黄

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質である。

二酸化炭素

炭酸ガスともいう。無色、無臭で気体、低温で圧力を加えると液化する気体のこと。自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加する傾向がみられる。また、赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、その増加は地球温暖化の促進につながるものと懸念されている。

二酸化窒素

窒素の酸化物で、代表的な大気汚染物質。発生源はボイラーや自動車などの燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。

【は行】

パリ協定

気候変動枠組条約に基づき、平成 27（2015）年 11 月～12 月にパリで開かれた気候変動枠組条約締約国会議で採択された協定。京都議定書の後継となるもので、途上国を含むすべての主要排出国が対象となっている。

微小粒子状物質

浮遊粒子状物質のうち、ディーゼル車を主な発生源とする粒子径 $2.5\mu\text{m}$ （ミクロン： $1\mu\text{m}$ は、1mm の 1,000 分の 1）以下の小さなもの。健康への影響が強く懸念されている。

風致地区

都市内の自然的景観を維持するため、都市計画法により指定される区域。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径が $10\mu\text{m}$ （ミクロン： $1\mu\text{m}$ は、1mm の 1,000 分の 1）以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がり等の自然現象によるものもある。

【ま行】

緑の基本計画

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる（都市緑地法第 4 条）。

【や行】

屋敷林

季節風による家屋や田畑の被害を軽減するために造成、維持される森林のことで、家屋の敷地内に造られるもの。

有害鳥獣

イノシシ、ニホンジカ、ハシブトガラス、アライグマ等、人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。

要請限度

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。

【ら行】

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省の他、地方公共団体や NGO などが作成している。

【アルファベット】

BOD

微生物が水中の有機汚濁物質を分解するために必要とする酸素の量（生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand））のことで、値が大きいほど水質汚濁は著しいとされる。酸素の mg/l、または ppm で表される。下水や産業排水の汚染度を酸素量で表現するとともに、これらが公共水域に放流された場合、水域で酸化、安定化するのに要する酸素量を示しており、水中の溶存酸素濃度を維持し、魚類などが生息できる良好な水環境管理のための重要な指標となっている。

COD

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand）で、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。環境基準では、河川には COD 値は設定されず、湖沼および海域で類型によりあてはめることとなっている。水質汚濁防止法に基づき排出水の規制のための基準値が定められている。

PDCA サイクル

品質改善や業務改善活動などで広く活用されるマネジメント手法の一つ。「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施する。

SDGs

P48「持続可能な開発目標「SDGs」（Sustainable Development Goals）について」を参照。

【数字】

4R

Refuse（リフューズ：断る）、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の R で始まる 4 つの行動のこと。



小浜町

第 2 次雲仙市環境基本計画

令和 7 年 3 月

雲仙市環境水道部環境政策課

〒859-1107 長崎県雲仙市千々石町戊 582 番地

TEL 0957-47-7813 FAX 0957-37-2131

E-mail kankyo@city.unzen.lg.jp

